

平成18年 第17回定例会

あわらし議会会議録

平成18年 9月12日 開会

平成18年 9月22日 閉会

あわらし議会

平成18年 第17回あわらし議会定例会 会議録目次

第 1 号 (9月12日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条により出席した者	3
事務局職員出席者	3
議長開会宣告	4
市長招集挨拶	4
開議の宣告	5
諸般の報告	5
行政報告	5
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	9
議案第67号から議案第77号の一括上程	9
議案第78号から議案第83号の一括上程・提案理由説明 ・総括質疑・委員会付託	18
議案第84号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	23
議案第85号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	24
議案第86号から議案第89号の一括上程・提案理由説明 ・総括質疑・委員会付託	25
一般質問	26
笹原幸信君	27
一般質問	36
山口峰雄君	36
一般質問	41
坪田正武君	41
一般質問	44
穴田満雄君	44
一般質問	47
北島登君	47
一般質問	51
関山博夫君	51
一般質問	57
向山信博君	57
一般質問	62
卯目ひろみ君	62
一般質問	66

山 川 知一郎 君	66
一般質問	77
八 木 秀 雄 君	77
一般質問	80
大 下 重 一 君	80
一般質問	86
牧 田 孝 男 君	86
散会の宣言	91
署名議員	92

第 2 号(9月22日)

議事日程	93
出席議員	93
欠席議員	93
地方自治法第 121 条により出席した者	93
事務局職員出席者	93
開議の宣告	95
会議録署名議員の指名	95
議案第 7 8 号から議案第 8 9 号の委員長報告・質疑・討論・採決	95
発議 7 号の提案理由の説明・質疑・討論・採決	115
発議 8 号の提案理由の説明・質疑・討論・採決	116
議員派遣	117
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	117
閉議の宣言	118
議長閉会挨拶	118
市長閉会挨拶	118
閉会の宣告	119
署名議員	119

平成18年度 第17回あわら市議会 定例会

第 1 日

平成18年9月12日(火)

午後9時半 開議

- 1. 議長開会あいさつ
- 1. 市長招集あいさつ
- 1. 開議の宣告
- 1. 諸般の報告
- 1. 行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第67号 平成17年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第68号 平成17年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第69号 平成17年度あわら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第70号 平成17年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第71号 平成17年度あわら市公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第72号 平成17年度あわら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第73号 平成17年度あわら市モーターボート競走特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第74号 平成17年度あわら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第75号 平成17年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第76号 平成17年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第77号 平成17年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算による剰余金の処分について
- 日程第14 議案第78号 平成18年度あわら市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第79号 平成18年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算

- (第1号)
- 日程第16 議案第80号 平成18年度あわらし金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第17 議案第81号 平成18年度あわらし公共下水道特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第18 議案第82号 平成18年度あわらし農業集落排水事業特別会計補正
(第2号)
- 日程第19 議案第83号 平成18年度あわらし水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第84号 坂井市とあわらしとの境界変更について
- 日程第21 議案第85号 市長等の給料の特例に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第86号 あわらし国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第23 議案第87号 あわらし重度心身障害者(児)医療費助成条例の一部を改
正する条例の制定について
- 日程第24 議案第88号 あわらし金津雲雀ヶ丘寮条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第25 議案第89号 あわらし金津雲雀ヶ丘寮介護サービス事業手数料等条例
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 一般質問

出席議員(22名)

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 八木 秀雄 | 2番 笹原 幸信 |
| 3番 大下 重一 | 4番 山川 知一郎 |
| 5番 山口 峰雄 | 6番 北島 登 |
| 7番 関山 博夫 | 8番 向山 信博 |
| 9番 坪田 正武 | 10番 篠崎 巖 |
| 11番 石田 則一 | 12番 丸谷 浩二 |
| 13番 牧田 孝男 | 14番 卯目 ひろみ |
| 15番 宮崎 修 | 16番 穴田 満雄 |
| 17番 山川 豊 | 18番 海老田 州夫 |
| 19番 見澤 孝保 | 20番 東川 継央 |
| 21番 橋本 達也 | 22番 杉田 剛 |

欠席議員(なし)

地方自治法第 121 条により出席した者

市 長	松 木 幹 夫	副 市 長	坪 田 雅 一
教 育 長	児 島 博 光	総 務 部 長	神 尾 秋 雄
市民生活部長	山 田 重 喜	福祉保健部長	清 水 芳 文
経済産業部長	平 田 幸 一	土 木 部 長	絹 谷 忠 典
教 育 次 長	中 橋 憲 治	芦原温泉上水道財産区管理者	竹 田 富九一
市長室理事	長谷川 賢 治	土 木 部 理 事	田 崎 震太郎

事務局職員出席者

事 務 局 長	圓 道 信 雄	事務局長補佐	中 林 敬 雄
書 記	渡 邊 清 宏		

議長開会宣告

議長（山川 豊君） ただ今から、第17回あわら市議会定例会を開会いたします。
（午前9時30分）

市長招集挨拶

議長（山川 豊君） 開会にあたり、市長より招集のごあいさつがあります。
（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 本日ここに、第17回あわら市議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

皇室におかれましては、先週の6日、実に41年ぶりに、親王殿下がご誕生されました。市民の皆様とともに、心からお慶びとお祝いを申し上げ、親王殿下のお健やかなご成長をお祈り申し上げます次第であります。

議員各位には、何かとご多忙中にもかかわらず本定例会にご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、6月議会でご決議をいただきました中学校問題につきましては、統合中学校建設検討委員会を立ち上げ、その整備のあり方についての議論を展開しておりますほか、8月の中旬より実施しておりました市民委員の公募も終え、10月にはこの公募委員を交えた検討に入る予定であります。また、庁内体制につきましては、9月1日付けで教育総務課内に中学校建設準備室を設置し専任職員の配置をいたしたところであります。

議会におかれましても学校建設調査特別委員会を設置し、既に初会合と先進地視察を終えられているとのことであり、2011年の開校に向けて着実に一步を踏み出したものと考えております。

一方、地方財政を取り巻く状況を見ますと、6月の北海道夕張市の財政再建団体への移行表明は、折しも地方分権21世紀ビジョン懇談会で検討中であった「自治体破綻法制」の議論を加速させ、先月31日には、この懇談会の報告を受け「新しい地方財政再生制度研究会」の初会合が開かれたところであります。この中では、自治体の財政運営を是正する仕組みとして第三者機関の設置や新たな財務指標の追加などを検討することとされており、総務省も早ければ来年の通常国会には地方財政再建特別措置法の改正案を提出する方針のようであります。

この先行きの不透明な時代にあって、これらの大きな足かせにより、地域に根ざした特色ある行政運営を損なうことのないよう、健全な財政を維持することは、私の大きな責務であると考えており、今後とも議員各位のさらなるご支援とご協力をお願いするものであります。

ご案内のとおり、本定例会におきましては、23議案の審議をお願いするものであります。その内訳につきましては、決算の認定及び剰余金の処分に関するもの11議

案、補正予算に関するもの6議案のほか、市の境界変更に関するもの1議案、条例の改正等に関するものが5議案となっております。

各議案の内容、上程の主旨につきましては、後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議いただき、妥当なご決議をいただきますようお願い申し上げまして、招集の挨拶といたします。

開議の宣告

議長（山川 豊君） 本日の出席議員数は、22名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（山川 豊君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

諸般の報告

議長（山川 豊君） 諸般の報告を事務局長より行ないます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 事務局長。

○局長（圓道信雄君） 諸般の報告をいたします。

6月13日招集の第15回定例会において議決されました諸議案につきましては、6月23日付けで、8月4日招集の第16回臨時会において可決された諸議案については、8月7日付けで、それぞれ市長宛に会議結果の報告を行なっております。

本定例会の提出議案は市長提出議案23件であります。

本定例会の説明出席者は市長以下、13名であります。

なお、本日の会議には代表監査委員が出席いたしております。

以上でございます。

行政報告

議長（山川 豊君） 市長の行政報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 各部の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、市長室関係でございますが、秘書広報課所管では、去る7月8日に仙台市の東北大学で「魯迅研究プロジェクト研究会」が開催され、会議の冒頭で、北京魯迅博物館の黄館長補佐から、魯迅の「脈管学」ノートの複写本をあわら市に寄贈いただきました。今後は、市民文化祭などにおいてこれを公開し、100年前の藤野巖九郎と魯迅の師弟愛の結晶を手にとって感じていただこうと考えております。

次に総務部関係でございますが、総務課では、去る8月23日に第1回あわら市防災会議を開催し、「あわら市地域防災計画」案のご承認を頂いたところであります。また、同日あわせて国民保護協議会も開催いたし、県の危機対策防災課の課長から国民保護法や福井県国民保護計画についての概要説明を受け、今年度中には、「あわら市国民保護計画」を策定する予定であります。

次に、福祉保健部関係でございますが、子育て支援室所管の放課後児童クラブにつきまして申し上げます。夏休み期間中、中央児童クラブにおきましては、希望者が非常に多く、現在の福祉センターでは対応が出来なくなったため、長期休暇中を限定として、古町児童館におきまして放課後児童クラブを新たに開設し、対応することといたしました。今後は、保護者の意見を聞きながら、長期休暇以外の開設につきましても、検討して参りたいと考えています。これに伴います経費を補正予算で計上してございますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、北潟幼稚園の公設民営化の進捗状況でございますが、先般、社会福祉法人発起人会が設立され、法人の名称は「社会福祉法人アイリス福祉会」と決定いたしております。今後、平成19年4月開所に向け県への認可申請をはじめ、各準備を進めて参りたいと考えております。

次に、経済産業部関係でございますが、農林水産課所管につきましては、平成19年度から始まる品目横断的経営安定対策について申し上げます。

この施策につきましては、昨年から本議会でも色々取り上げられて参りましたが、いよいよ19年度産の麦、すなわちこの秋に播種する麦から適用され、対策の対象者となるための加入申請が、今月の1日から11月30日までとなっております。

なお、この対策は決められた担い手のみが対象となることから、昨年、各集落に出向き、説明会や指導を行っており、施策の対象となる担い手としては、認定農業者が67名、特定農業法人が25法人、また、5年後には法人格を得ようとする任意の特定農業団体が5団体、立ち上がる予定となっております。

その結果、19年度産の麦では、概ね9割程度がこの対策の担い手としてカバーできたものと思っておりますが、今後は残された1割の集落にも引き続き指導等を行ってまいりたいと考えております。

なお、19年度産の米の生産配分についてであります。今年の作柄は春先の低温や早生の出穂期での大雨等から「やや不良」と発表されましたが、その後の天候回復で平年並みの作柄に推移するものと見込まれております。

この様な状況から、平成19年度における米の生産調整につきましては、米の需要見通しを考慮いたしまして、今年度より0.5ポイント増の29%程度の仮配分が必要と想定され、JAを通じて各集落に配分する予定をいたしております。

次に、観光商工課所管では、8月1日から「あわら湯けむり創生プロジェクト事業」をスタートしております。

この事業は、市内の若手グループが組織した「あわら湯けむり創生塾」が事業主体となって、県の「地域ブランド創造活動推進事業」の採択を受け、温泉を始めとする

地域の資源を活かして「あわら温泉ブランド」を構築していく事業であります。

この事業の第1弾として、市内18の旅館とセントピアあわらの温泉に入浴できる「湯めぐり手形事業」とインフォメーション機能を兼ね備えたビジネスセンター「おしえる座あ」がスタートいたしました。

これらの事業により温泉街が賑わい、あわら温泉の魅力がきらめきを放ち、「住んでよし訪れてよしのまちづくり」が実現されるよう期待しているところでありますが、本市といたしましても、創生塾のビジネスプランが着実に実施されるよう、地域再生マネージャである近畿日本ツーリストに事業支援を委託すると共に、あわら温泉の再生に向け効果が上がるよう、県や芦原温泉旅館協同組合とも協議しながら、指導、支援をして参りたいと考えております。

次に、8月7日から9日の3日間にわたり、あわら湯のまち駅前多目的広場と温泉街を舞台に、盛大に開催されました「あわら湯かけまつり」について申し上げます。

今年から、あわら市商工会青年部を中心とした若手が先頭に立ち実行委員会を組織して、あわら温泉の貴重な天然資源であり、また観光資源でもある「温泉」を活用したまつりにしようと、名称も新たに「あわら湯かけまつり」として出発したものであります。

温泉3区の「湯かけみこし」や「民謡の夕べ」、さらに福井県独特の文化である「饅頭まき」など、多くの市民や観光客の方々に加え、議員の皆様も華を添えていただき、活気溢れるまつりになったことを喜んでおります。

「あわら湯かけまつり」が、何よりも市民が楽しく、観光客の皆様にも喜んでいただけるまつりとして、後世に脈々と受け継がれていくよう、心から期待をしているものであります。

次に土木部関係であります。建設課所管では、8月の補正には未計上でありました、市道349号線の笹岡地係における路肩の崩壊被害に係る復旧事業費を、今定例会に補正予算として計上しております。この被害個所については、災害復旧事業として現在国に申請中であり、査定官による査定は10月中旬に実施される予定であります。

なお、自主避難をしていただいた吉崎地区「御山」の法面崩壊の復旧工事については、県事業として施工されますが、工事の工法などについて吉崎地区および関係者との協議を重ね、平成19年度に本工事に着手するとのこととあります。

地元区等のこれまでの現場でのご苦労に対して、衷心より敬意を表しますとともに、床下への土砂流入家屋もありましたことから、一日も早い復旧を願うものであります。

次に、都市整備課所管についてですが、平成16年度から「あわら市総合振興計画」と並行して策定作業を進めて参りました「あわら市都市計画マスタープラン」の報告書が取りまとめられ、去る7月28日に、あわら市まちづくり計画策定委員会の吉田委員長から報告を受けております。

その後、市では、広く市民の皆様から意見を募るため、8月1日から15日にかけて、パブリックコメントを実施いたしました。マスタープランに対するご意見はご

ざいませんでした。

また、8月31日には市の都市計画審議会を開催し、都市計画マスタープランの内容を報告いたしております。

なお、今期定例会の会期中に、その内容をご報告申し上げ、「あわら市都市計画マスタープラン」を決定したいと考えております。

最後に教育委員会関係でございますが、文化学習課所管の金津創作の森では、例年、作品展などを開催しておりますが、今回は7月1日から8月20日まで、「ひびのこづえ展」を開催いたしました。

ひびのこづえ氏は、コスチュームアーティストとして、テレビ、映画、出版、商品開発などの分野で活躍している作家で、本展では、衣装を中心に、ファッション関係の小物などを展示いたしました。

初日の夜には、展覧会場において、スターダンサーバレエ団による、展示服を着用したパフォーマンスを開催し、240人の入場者がありましたほか、野外に県内繊維企業の生地を使用した巨大ドレスを展示いたしております。

会期中は、夏休み期間中ということもあり、4,373人の入場者がありました。

次に、日常生活圏で文化に触れてもらい、豊かな人間性と個性を育む取り組みとして7月22日から8月27日までの期間に、「森のワークショップ」を3回開催いたしております。

このワークショップは文化庁の補助を受けて、ひびのこづえ氏や大阪デザイン集団グラフなどを講師に迎え、小学生を対象に実施いたしましたもので、定員を超える申込があり、合計50人が参加いたしております。

また、8月26日からは、「ビアマグランカイ6・福井展」を開催しております。この展覧会は、見て触れることができ、作品を予約購入できるものであり、札幌芸術の森の公募展の入賞・入選作品の「ビール・ジョッキ」と「タンブラー」のクラフト展として恒例のものとなっております。

期間は10月1日までとなっております、東京恵比寿が最終開催地となっております。

次に、8月11日から、大阪デザイン集団グラフを招待し、アートドキュメント2006「グラフ展」の公開制作を行っております。

屋外作品の三つの小屋は9月5日付けの福井新聞・地域欄でも大きく取り上げられたところではありますが、本展は11月3日からの開催となっております。

以上で行政報告を終わります。

会議録署名議員の指定

議長（山川 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、19番、見澤孝保君、20番、東川継央君の両名を指名します。

会期の決定

議長（山川 豊君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの11日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より9月22日までの11日間と決定しました。
なお、会期中の日程は、お手元に配布しました会期日程表のとおりであります。

議案第67号から議案第77号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（山川 豊君） 日程第3、議案第67号、平成17年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第68号、平成17年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第69号、平成17年度あわら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第70号、平成17年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第71号、平成17年度あわら市公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第72号、平成17年度あわら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第73号、平成17年度あわら市モーターボート競走特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第74号、平成17年度あわら市水道事業会計決算の認定について、日程第11、議案第75号、平成17年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定について、日程第12、議案第76号、平成17年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について、日程第13、議案第77号、平成17年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算による剰余金の処分について。

以上、議案11件を一括議題とします。

議長（山川 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君

市長（松木幹夫君） ただ今上程されました、議案第67号「平成17年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第76号「平成17年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について」まで、及び議案第77号「平成17年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算による剰余金の処分について」の11議案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第67号から議案第76号までの10議案につきましては、一般会計をはじめ

とする各会計の平成17年度歳入歳出決算をあわら市監査委員の決算審査の意見を付して提出したもので、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、議会の認定をお願いするものであります。

まず、議案第67号一般会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

一般会計の歳入総額は、128億1,198万8,287円、歳出総額は、125億1,148万9,081円で、歳入歳出差引額は、3億49万9,206円となっております。

この中には、繰越明許費として、民生費、農林水産業費、土木費及び消防費の一部を翌年度へ繰り越しておりますので、平成18年度へ繰り越すべき財源1,813万8千円が含まれており、歳入歳出差引額からこの額を差し引いた実質収支額は、2億8,236万1,206円となるものであります。

歳入の主なものは、市税の42億2,025万8,942円をはじめ、地方交付税32億5,848万6千円、市債16億400万円、国庫支出金及び県支出金14億3,380万1,052円、分担金及び負担金3億6,111万7,171円、繰越金3億283万5,788円などとなっております。

一方、歳出の主なものは、民生費の30億1,740万5,092円をはじめ、土木費17億4,784万7,674円、総務費14億6,541万1,829円、教育費13億1,186万9,778円、公債費12億8,567万5,856円、農林水産業費7億9,430万9,551円などとなっております。

なお、主要な財政指標を申し上げますと、実質収支比率2.9%、財政力指数0.616、経常収支比率81.9%、起債制限比率10.3%であり、実質公債費比率につきましては、17.6%となっております。

次に、特別会計の決算について申し上げます。

議案第68号国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は、26億3,848万2,726円で、主なものといたしましては、国民健康保険税8億6,644万2,989円、国庫支出金及び県支出金8億5,720万5,252円、療養給付費等交付金6億5,110万6千円などとなっております。

また、歳出総額は、26億2,854万1,017円で、主なものといたしましては、保険給付費17億6,014万3,877円、老人保健拠出金5億9,205万5,155円、介護納付金1億5,808万8,657円などとなっております。

歳入歳出差引額は、994万1,709円で、平成18年度に繰り越しをいたしております。

議案第69号老人保健特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は、35億5,059万7,206円で、主なものといたしましては、支払基金交付金20億6,102万2,247円、国庫支出金及び県支出金12億2,483万5,395円、一般会計繰入金2億5,092万8,209円などとなっております。

また、歳出総額は35億9,842万3,836円となっており、差し引き4,782万6,630円の歳入不足となっており、不足額を平成18年度の歳入から繰り上

げ充用をいたしております。

歳出の内訳といたしましては、医療諸費 35 億 8,389 万 3,400 円、諸支出金 1,453 万 436 円であります。

議案第 70 号金津雲雀ヶ丘寮特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は、4 億 6,215 万 7,926 円で、主なものといたしましては、介護保険収入 1 億 9,103 万 8,704 円、措置費収入 1 億 4,683 万 4,748 円、繰入金 5,141 万 7 千円などとなっております。

また、歳出総額は、4 億 2,809 万 3,635 円で、主なものといたしましては、指定介護老人福祉施設費 1 億 5,835 万 3,007 円、養護老人施設費 1 億 9,243 万 3,348 円などとなっております。

歳入歳出差引額は、3,406 万 4,291 円で、平成 18 年度に繰り越しをいたしております。

議案第 71 号公共下水道特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は、21 億 8,564 万 5,680 円で、主なものといたしましては、一般会計繰入金 8 億 8,449 万 7 千円、使用料及び手数料 4 億 9,144 万 3,088 円、市債 4 億 3,370 万円、国庫支出金 2 億 9,700 万円などとなっております。

また、歳出総額は、21 億 6,852 万 9,403 円で、主なものといたしましては、事業費 11 億 592 万 526 円、公債費 10 億 2,816 万 5,462 円などでありま

す。

歳入歳出差引額は、1,711 万 6,277 円となりますが、繰越明許費に係る翌年度へ繰り越すべき財源 31 万 3 千円を差し引いた実質収支額は、1,680 万 3,277 円であります。

議案第 72 号農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は、7,706 万 8,977 円で、主なものといたしましては、繰入金 6,087 万円、使用料及び手数料 1,381 万 7,376 円などとなっております。

また、歳出総額は、7,386 万 5,463 円で、主なものといたしましては、事業費 2,246 万 7,926 円、公債費 4,432 万 6,807 円などとなっております。

歳入歳出差引額は、320 万 3,514 円で、平成 18 年度に繰り越しをいたしております。

議案第 73 号モーターボート競走特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は、23 億 7,496 万 1,092 円で、主なものといたしましては、競艇事業収入 23 億 5,778 万 242 円、諸収入 1,611 万 2,431 円、繰越金 52 万 1,770 円などとなっております。

また、歳出総額は、23 億 7,454 万 2,807 円で、主なものといたしましては、競艇事業費 23 億 6,302 万 649 円、諸支出金 1,152 万 2,158 円などとなっております。

歳入歳出差引額は、41 万 8,285 円で、平成 18 年度に繰り越しをいたしております。

続いて、公営企業会計の決算について申し上げます。

議案第74号水道事業会計決算については、収益的収入及び支出で、水道事業収益9億4,122万2,237円に対し、水道事業費用9億1,741万7,820円で、差引額は、2,380万4,417円ですが、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますので、当該年度の純利益は、1,735万3,892円となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額1億2,925万5,693円に対し、支出額3億1,878万1,364円で、1億8,952万5,671円の収入不足を生じております。

この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金1億8,309万8,446円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額642万7,225円で補てんをいたしております。

議案第75号工業用水道事業会計決算については、収益的収入及び支出で、工業用水道事業収益1,073万3千円に対し、工業用水道事業費用967万6,210円で、差引額は、105万6,790円ですが、この会計につきましても、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますので、当該年度の純利益は、105万6,771円となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入が無く、支出額が367万4,255円となっており、この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

議案第76号芦原温泉上水道財産区水道事業会計については、収益的収入及び支出で、水道事業収益1億7,926万9,109円に対し、水道事業費用1億7,128万398円で、差引額は、798万8,711円ですが、この会計につきましても、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますので、当該年度の純利益は、683万5,504円となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額486万3,600円に対し、支出額4,482万8,187円で、3,996万4,587円の収入不足-生じております。

この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金928万2,129円、当年度分損益勘定留保資金2,954万5,434円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額113万7,024円で補てんをいたしております。

最後に議案第77号芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算による剰余金の処分について申し上げます。

本案は、平成17年度決算により剰余金が生じたので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、その処分について議決を求めるものであります。

内容につきましては、当年度未処分利益剰余金6,528万9,538円のうち、35万円を利益積立金として処分し、残額6,493万9,538円を翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

以上、11議案につきましても、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長(山川 豊君) 上程議案に関し、代表監査委員からの決算審査の結果について、報告を求めます。

代表監査委員、上坂朋宏君。

(「議長」と呼ぶ者あり)

代表監査委員(上坂朋宏君) 議長のご指名をいただきましたので、監査委員を代表いたしまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

平成17年度の決算審査は、去る8月2日から4日間にわたり、あわら市及び芦原温泉上水道財産区に係る一般会計をはじめ特別会計、企業会計など10の会計の各会計決算及び基金運用状況につきまして、関係書類及び主要な施策の成果報告書など資料の提出を求め、慎重に審査をいたしました。

その結果、一般会計、特別会計及び企業会計等の決算は、それぞれの関係法規に準拠して作成され、諸帳票は証拠書類と符合し、計数も正確であると認められました。

審査の内容につきましては、意見書としてまとめ、お手元に配布してございますので、ご高覧いただきたいと存じます。

さて、合併から2年6ヶ月が経過いたしました。県内では第1号の合併自治体として、3万1千市民はもとより県内外から衆目されている中、概ね良好なスタートとなったのではないかと思います。

しかしながら、今後、総合振興計画に掲げられた各種の施策の推進をはじめ、市民から「合併して良かった」と思われる市政運営を行なうにあたっては、多くの課題が山積いたしております。

特に、現下の国、地方を取り巻く経済環境は誠に厳しく、今後の地方財政予測を的確に捉えながら、適切な行財政運営に最善の取り組みを望むものであります。

それでは、決算についてその審査の概要をご報告申し上げます。

まず、本市の財政状況を決算統計の主要財務比率から見てみると、皆さんのお手元にあるあわら市一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書の3ページです。財政力指数は0.616、対前年度比、0.014ポイントのアップ、経常収支比率は81.9%、対前年度比、1.7ポイントの低下、公債費比率は12.6%となり、対前年度比、0.7ポイントの低下と、それぞれ前年度より改善の方向となっておりますが、企業会計を含めた全会計の市債の現在高は、286億7,621万1千円、3表には企業会計は載っていませんので、その分の金額は違います。企業会計を含めた全会計の市債の現在高は、286億7,621万1千円となり、前年度と比較すると7,184万円の微増ではありますが、市民一人当たりになると92万3千円となっております。

尚、自治体の財政健全度をみる新指標として国が今年度導入した「実質公債費比率」では、17.6%となっており、地方債発行に知事の許可が必要となる18%に接近しており、今後、まちづくりに要する各種施策の推進などその増加が想定されることから、適債事業の厳選に特に配慮願うものであります。

特に、国では、地方分権の改革を、「自由、責任、自立」をキーワードにした新三

位一体改革として、税源配分の見直し、国庫補助負担金改革、交付税改革を一体として進められようとしておりますので、更なる事務事業の民営化の推進とともに、簡素で効率的な執行を望むものであります。

次に、一般会計について申し上げます。

歳入決算の総額は、128億1,198万8千円となり、歳出決算の総額は、125億1,148万9千円で、対前年比、歳入10.2%、歳出10.4%の減であります。

財政収支につきましては、形式収支3億49万9千円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1,813万8千円を差し引いた実質収支は、2億8,236万1千円、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、1,963万6千円の赤字となり、財政調整基金に100万円を積み立てる一方、取り崩しができないため、実質単年度収支は1,863万6千円の赤字となっております。

以下、歳入歳出の内容について申し上げます。

まず、歳入決算額を性質別に区分いたしますと、7ページです。自主財源は55億5,303万4千円で構成比43.3%、依存財源は72億5,895万4千円で、構成比は56.7%となっております。

なお、自主財源の主なものは、市税が42億2,025万9千円、構成比は32.9%、分担金・負担金は3億6,111万7千円で2.8%、諸収入は3億2,341万7千円で2.5%となっており、一方の依存財源では、地方交付税32億5,848万6千円で構成比は25.5%、市債16億400万円で12.5%、国庫支出金7億5,809万1千円で5.9%、県支出金6億7,571万円で5.3%となっているものの、特に、市税4,097万5千円の増、地方交付税8,169万7千円の減少は本市の恒常的な財政圧迫の要因であることから、今後の地方分権改革による歳入・歳出一体改革など、国の地方財政計画を十分見定めながら、これら財源の確保に一層の努力を願うものであります。

特に、市税における収納率は、81.8%、対前年度比0.7%の増となっておりますが、昨今の経済情勢もありますが、その累積滞納額は7億6,234万4千円となっていることから、これの収納対策については、負担の公平の確保と健全な財政運営を図る観点からも、収納体制の更なる強化など特段の配慮を願うものであります。

一方、歳出決算額を性質別に区分いたしますと、8ページです。その構成比は、消費的経費は63.7%、公債費その他24.6%、投資的経費が11.7%となっておりますが、特に、消費的経費のうち人件費は、退職職員の補充を行なわなかったことにより、1億4,387万8千円の減となっており、補助費等では、三国あわら斎苑組合負担金などの増に伴い、3億6,137万1千円の増となっております。

公債費は、前年度における減税補てん債の借り換えに伴い、6億6,021万8千円の減となっております。

積立金は、前年度で、地域振興基金13億円、財政調整基金の積み立て1億4,650万円の減に伴い、14億2,863万5千円の大幅な減となっております。

普通建設事業は、ケーブルテレビ施設整備事業1億8,978万7千円、観光会館改修工事1億3,729万9千円、地方道路交付金事業1億9,554万6千円など、大型事業を実施した結果、投資的経費は対前年度比3億5,507万円の増、率にして32.2%の増となったものであります。

次に、歳出決算額の目的別構成は、9ページです。民生費24.1%、土木費14.0%、衛生費12.5%、総務費11.7%及び教育費10.5%となっており、特に、商工費では観光会館改修工事の実施などから対前年比1億4,513万8千円、42.9%の増、衛生費では、三国あわら斎苑組合負担金の増などから前年度比4億1,078万1千円、35.8%の増となったものの、議会費、公債費、諸支出金で前年度と比較して大幅な減となっております。

議会費は、議員数の減に伴い、4,848万2千円の減、公債費は、前年度に減税補てん債借り換え等を行ったことにより、6億6,021万8千円の減、諸支出金は、前年度に地域振興基金13億円を積み立てたため、14億2,862万5千円の大幅な減となっております。

以上、歳入歳出決算を詳細に審査いたしました結果、今回は、合併2年目ということもあり、事務事業の選択・緊急性の勘案など計画的な取り組みが見受けられるところではありますが、今後、総合振興計画の着手等については厳しい財政状況を十分に見極め、適正な事務事業の執行に繋がるよう、一層の努力を期待するものであります。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計、11ページです。については、歳入決算額26億3,848万3千円、歳出決算額は26億2,854万1千円で、歳入歳出差し引き額は994万2千円となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税8億6,644万3千円、国庫支出金7億7,627万3千円、療養給付費交付金6億5,110万6千円、一般会計及び基金からの繰入金で1億3,306万2千円となっており、特に、国民健康保険税の収入未済額は2億4,168万2千円で、収納率は77.7%と前年度と比較し0.2ポイント低くなっております。

一方、歳出の主なものは、保険給付費17億6,014万4千円、老人保健拠出金5億9,205万5千円、介護納付金1億5,808万9千円となっております。

なお、保健事業の実施については、一日ドッグ・脳ドッグや各種の健康教室など、住民の健康づくりに配慮されているところではありますが、今後ともこれらの事業を継続推進され、医療費の抑制に努められますようお願いするものであります。

次に、老人保健特別会計について申し上げます。

本会計の歳入決算額は35億5,059万7千円、歳出決算額は35億9,842万4千円で、歳入歳出差し引き額は4,782万7千円のマイナス決算となりますが、これを平成18年度会計からの繰り上げ充用を行っております。

医療費総額は、39億3,978万8千円、対前年比98.4%となっているものの、恒常的には老人医療費が増加の傾向にあるため、今後とも、高齢者の健康維持対

策に取り組まれるとともに、適正受診の指導などきめ細かい努力を願うものであります。

次に、雲雀ヶ丘寮特別会計について申し上げます。14ページです。

本会計の歳入決算額4億6,215万8千円、歳出決算額4億2,809万4千円で、歳入歳出差し引き額は3,406万4千円となっており、基金現在高は、2億9,097万3千円であります。

なお、介護老人福祉施設については、近年の要介護老人の増加等を見据え、施設整備及び運営の民営化など所要の検討を望むものであります。

次に、公共下水道特別会計について申し上げます。15ページです。

本会計の歳入決算額21億8,564万6千円、歳出決算額21億6,853万円で、歳入歳出差し引き額は1,711万6千円となっており、実質収支は1,680万3千円となり、単年度収支及び実質単年度収支は434万9千円の赤字となっております。

本年度は、補助事業で5億9,400万円、単独事業で1億1,000万円の事業を実施しており、整備面積は882ヘクタールとなりその進捗率は65.2%となっております。

なお、歳入において、受益者負担金1,828万8千円並びに下水道使用料1億279万7千円の収入未済額については、事業の投資効果の観点及び受益者負担の原則から、これらの収納対策に一層の努力を願うとともに、供用区域内の接続特例など強力で推進されるよう願うものであります。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。16ページです。

本会計の歳入決算額7,706万9千円、歳出決算額7,386万5千円で、歳入歳出差し引き額は、320万4千円となっております。

地方債現在高は、5億8,188万円があり、今後の老朽化等も見据え、長期的な財政の健全化に十分配慮いただきたいと思うものであります。

次に、モーターボート競走特別会計について申し上げます。

本会計の歳入決算額は23億7,496万1千円、歳出決算額は23億7,454万3千円で、歳入歳出差し引き額は41万8千円となっております。

本市の一日あたりの売上金は、9,417万4千円で、対前年度比14.5%の減、入場者数は2,472人で、対前年比18.5%の減となっており、売上金、入場者数とも大幅な減少にあり、昨今の経済不況等からその収益はほとんど見込まれない状況となっております。

この事業は、全国的に売上額が大きく減少する厳しい状況下にあって、今後とも競艇事業のイメージアップやイベントの開催など、新規ファンの獲得と既存ファンの定着を図るほか、今まで以上に経営健全化対策を強力で推進するとともに、長期的視点における競艇事業のあり方等について、十分なる検討を望むものであります。

次に、企業会計について申し上げます。

まず、水道事業会計につきましては、本年度の有収水量は392万3,134立方

メートルで、対前年比3.1%の増で、有収率は87.9%となっております。

収益的収支決算において、これを損益計算書から見てみると、総収益9億871万3千円に対し総費用は8億9,135万9千円となり、差し引き1,735万4千円の純利益となるもので、総収益のうち営業収益は5億8,747万円となり、営業外収益は3億2,124万3千円で、そのうち一般会計からの補助金2億4,000万円が含まれております。一方、原水及び浄水費は4億6,353万2千円、減価償却費1億8,789万5千円、営業外費用である支払利息は1億2,568万円となっております。

特に、経営的には、施設備費等における取得有形固定資産減価償却費、企業債利息及び県水受水費などの固定的費用が大部分を占めており、営業外収益として一般会計からの補助金受け入れをしても相当厳しい内容であることから、今後とも有収率の向上や受入県水の合理化など長期的展望に立った事業運営に一層の努力をお願いするものであります。

次に、工業用水道事業会計につきましては、6ページですね、年間給水量は45万5,621立方メートルで、対前年比4.2%の減となっております。

総収益1,073万3千円に対し、総費用967万6千円で、当年度は105万7千円の純利益となっており、経営的には健全性が認められますが、総収益が固定化していることから、今後の総費用に係る施設修繕等を視野に入れ、なお一層の経営向上に努めていただきたいと思いますところであります。

次に、芦原温泉上水道財産区水道事業会計について申し上げます。

本年度の有収水量は、175万1,747立方メートルで、対前年比5.9%の減で、有収率は96.5%となっております。

損益計算書にみる収益的収支決算において、総収益1億7,074万5千円に対し、総費用は1億6,390万9千円となり、当年度は683万6千円の純利益となっておりますが、年間給水量の減少等により1,149万4千円の減収となっております。

温泉観光を取り巻く環境が年々悪化する傾向や今後の施設整備等を視点に置き、なお一層の経営の合理化に努められますよう望むものであります。

以上、各会計ごとに審査の概要を申し上げましたが、今回の決算審査にあたり、指摘・要望いたしました事項につきましては、関係者の一層のご努力をお願い申し上げ、極めて概略的な内容となりましたが、決算審査のご報告といたします。

議長（山川 豊君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） 議長 お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第67号から議案第77号までの11議案については、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中、審査することにしたいと思っておりますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

よって、議案第67号から議案第77号までの11議案については、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中に審査にすることに決定いたしました。

議長(山川 豊君) お諮りします。

ただ今設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、八木秀雄君、笹原幸信君、山川知一郎君、山口峰雄君、北島 登君、関山博夫君、向山信博君、篠崎 巖君、卯目ひろみ君、以上9名を指名したいと思えます。

これに、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

議長(山川 豊君) 上坂代表監査委員の退席を許可します。

大変ご苦労様でした。

(上坂代表監査委員 退席)

議長(山川 豊君) 暫時休憩をいたします。

10時40分から開会をいたします。

(午前10時29分)

議長(山川 豊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時41分)

議長(山川 豊君) 諸般の報告を事務局長から申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○局長(圓道信雄君) 休憩中の決算審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われました。

その結果をご報告申し上げます。

決算審査特別委員会委員長に篠崎 巖議員、同じく副委員長に北島 登議員、以上のとおりであります。

議案第78号から議案第83号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長(山川 豊君) 日程第14、議案第78号、平成18年度あわら市一般会計補

正予算（第3号） 日程第15、議案第79号、平成18年度あわら市国民健康保険税特別会計補正予算（第1号） 日程第16、議案第80号、平成18年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第1号） 日程第17、議案第81号、平成18年度あわら市工業用水道事業会計補正予算（第3号） 日程第18、議案第82号、平成18年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正（第2号） 日程第19、議案第83号、平成18年度あわら市水道事業会計補正予算（第2号）。

以上の議案6件を一括議題とします。

議長（山川 豊君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君

市長（松木幹夫君） ただいま上程されました議案第78号、平成18年度あわら市一般会計補正予算（第3号）から議案第83号、平成18年度あわら市水道事業会計補正予算（第2号）までの6議案について、概要の説明を申し上げます。

本定例会におきましては、一般会計をはじめとする6会計の補正予算の審議をお願いするものであります。

補正の内容といたしましては、一般会計では、庁舎統合事業費のほか、7月の豪雨災害復旧関連事業、国県補助金等の取り扱いが確定した事業など所要の経費を計上いたしております。

また、国民健康保険特別会計では、保険財政共同安定化事業に係る拠出金を、金津雲雀ヶ丘寮丘特別会計では、特定入居者生活介護事業に係る臨時職員賃金を、公共下水道特別会計では企業会計システム導入に係る委託料を、農業集落排水事業特別会計では監視システム移設に係る委託料を、水道事業会計では集中監視制御システムの統合に係る経費をそれぞれ計上いたしております。

各会計の補正予算の状況及び詳細につきましては、副市長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 副市長、坪田雅一君。

副議長（坪田雅一君） 命によりまして、議案第78号あわら市一般会計補正予算及び議案第79号から議案第83号までの各特別会計補正予算について、内容の説明を申し上げます。

なお、市長の提案理由と重複する部分もあるかと思いますが、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

まず、議案第78号、平成18年度あわら市一般会計補正予算（第3号）でございますが、本案は、歳入歳出それぞれ3億7,106万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を121億1,473万4千円と定めるものであります。

次に、補正の主な内容をご説明申し上げます。

まず、歳出でございますが、総務費では、財産管理費において、庁舎統合関連工事費1億4,400万円を、また、国際交流推進費では、惜別百年記念事業委託料75

0万円を計上しております。

民生費では、障害者福祉費で、障害者自立支援法の施行に伴う予算の組み替えなどにより扶助費において2,000万9千円を、平成17年度分の国庫補助金の精算返還金1,516万5千円を計上しております。

衛生費では、上水道事業への出資金として7,330万円を計上しております。これは後ほど上水道事業会計の補正予算でも申し上げますが、集中監視制御システム統合に伴います一般会計からの出資であります。

次に、農林水産業費では、国・県補助金の取り扱いが確定したことに伴い、農業振興費でやる気のある園芸産地づくり支援事業補助金286万6千円を計上いたしております。

商工費では、観光費で「健康づくりプログラム」構築業務委託料227万1千円を、観光費であわら湯のまち駅舎改修工事基本設計委託料500万円を、また、観光会館の空調設備改修工事3,400万円を計上いたしております。

土木費では、道路橋りょう新設改良費で市道千束・赤尾線の道路改良のため、予備設計を行なう委託料300万円及び市道の改良工事費の追加分1,200万円を計上いたしております。

消防費では、水防費で洪水ハザードマップ作成協議会支援業務委託料210万円を計上いたしております。

教育費では、教育振興費で、サッカー部等の全国大会出場補助金285万2千円を、学校建設費では、統合中学校の基本計画策定委託料262万5千円を計上いたしております。

災害復旧費では、農業用施設災害復旧工事1,040万円、林道災害復旧工事530万円、道路橋りょう災害復旧工事247万7千円を計上しております。

一方、歳入につきましては、普通地方交付税の確定に伴いその一部5,658万5千円のほか、市町村合併特別交付金5,290万円、そのほか各種事業に伴う国及び県支出金6,852万2千円、合併特例債2億2,700万円などを計上しております。

また、額の確定に伴い、地方特例交付金、2,285万円、減税補てん債410万円、臨時財政対策債1,390万円をそれぞれ減額しております。

議案第79号、平成18年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、1億1,941万4千円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億1,391万4千円と定めるものであります。

補正の内容といたしましては、先般の医療制度改革関連法案の施行により、新しく保険財政共同安定化事業が創設されたことに伴い、新たに支出することとなる拠出金を計上するものであります。

歳入につきましては、保険財政共同安定化事業により新設されます交付金を計上いたしております。

議案第80号、平成18年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算(第1号)

につきましては、273万9千円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,463万9千円と定めるものであります。

補正の内容といたしましては、10月1日より新たに運営いたします特定施設入居者生活介護事業関連の臨時職員賃金114万9千円が主なもので、歳入といたしましては、同事業運営に係る介護保険収入103万4千円のほか前年度繰越金159万円を計上するものであります。

議案第81号、平成18年度あわら市公共下水道特別会計補正予算(第3号)につきましては、685万8千円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,151万4千円と定めるものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、企業会計システム導入委託料670万円が主なものであり、歳入としましては、前年度繰越金685万8千円を計上しております。

議案第82号、平成18年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、13万5千円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,123万5千円と定めるものであります。

補正の内容といたしましては、監視システムの移設に係る委託料13万5千円を計上しており、歳入としましては、前年度繰越金を計上しております。

議案第83号、平成18年度あわら市水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、資本的支出の配水設備改良費において、集中監視制御システムの統合に要する経費として1億4,650万円を計上し、補正後の資本的支出の予定額を4億9,432万3千円とするものであります。

これに対し、資本的収入では、一般会計からの工事負担金7,330万円及び企業債6,280万円を計上しております。

以上、6議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なる決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長(山川 豊君) 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長(山川 豊君) 質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) 一般会計関係で議案書の9ページなんですけれども、地方交付税について、ちょっとお尋ねいたします。

今回の補正で5,658万5千円の増額補正が出たと、これは大変結構な事じゃないかと思うんですけれども、福井県を見ますと、皆さんご存知のように敦賀市あるいは高浜町、大飯町が交付団体になっております。そんな中で、当市は今回の補正でもって、全部でトータル、普通交付税ですけれども25億ちょっとになったと、先日の新聞によりますと、2006年度の福井県各市町の交付税の交付額、こんな中で当あわら市は6.8%の減ですと、こういう報道がなされておりました。そうしますと、これ今、地方交付税は9月期と来年の3月期ですか、2回に分けて交付され

と思うんですが、来年の3月期で後残りどのくらい交付税が交付されるかということをお願ひします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) 穴田議員の総括質疑にお答えをさせていただきます。

18年度の普通交付税でございますけれども、対前年比、今ご質問がありましたように、対前年比6.8%減ということで、すでに25億3,628万5千円という事で数字は確定しているわけでございます。

当初予算で24億5千万円計上済みでございますし、また、今回の補正で5,658万5千円計上しておりますので、予算計上済み額といたしましては、25億658万5千円という数字になるわけでございます。

従いまして、予算未計上額といたしましては、2,970万円、これが未計上ということでございまして、この額につきましては今後の3月補正財源として見込んでおりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

すでに額は確定しておりまして、普通交付税につきましてはこれ以上変化はございませんのでよろしくお願ひいたします。

議長(山川 豊君) 他に質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) それでは一般会計の補正の中で、11ページなんですけれども、この中で市町村合併特別交付金、これが5,290万増額補正をされております。

この市町村合併特別交付金といいますと、市町村の合併支援特別交付金の事を指しているんじゃないかと思うんですが、これでもってトータル、今年平成18年度も1億円になりましたと、過去を見ても16年度、17年度もそれぞれ1億円になっていると、私ら合併するときに、これ5年間は県の方から毎年ですか、毎年度1億円ずつ交付していきますよと、このように聞いておるんですけれども、この交付金ですね、毎年度1億円ずつ5年間交付される、交付金の使い方、これなんか計画性をもった使い方をされておりますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長室理事、長谷川賢治君。

市長室理事(長谷川賢治君) 穴田議員のご質問にお答えします。

ただ今穴田議員がご質問ありましたように、市町村合併特別交付金というのは、市町村合併に伴い発生する、新しいまちづくりに必要な財政事情ということで、福井県より交付されるもので、平成16年度からですね、平成18年度におきまして総額で5億円、毎年1億円ずつ交付されます。平成16年度から18年度につきましては、3億円決定したわけでございます。

この交付金の事業につきましては、まずですね合併初年度の15年度に起きましてですね、15年度におきまして、合併協議会におきまして5年間の財政計画と事業計

画を出しております。16年それぞれの計画を出しております。そして毎年4月にですね、平成16年度におきましては毎年4月にですね、まず事業の知事の承認を受けるという事で事業計画書を出します。その後ですね、事業計画の変更があればですね、最終の3月に最終的な事業の変更計画書を出すということでございます。

それで今後の平成19年度、20年度、後2カ年ですね、2億円が交付されるわけですが、これにつきましては、今年の18年度に出しました事業計画書において、平成19年度はですね12事業、平成20年度は9事業ということで充当する事になっておりますが、これについては確定しているものではございません。

議員もご承知のようにですね、あわら市、大変厳しい経済状況の中でございますので、この交付金が貴重な財源であるということで、これからですね実施します振興計画の実施計画ヒアリングですね、それから平成19年度当初予算の査定とですね、事業を決定してですね、その上でその交付金の対象事業になるよう、財源に当てたいという具合に考えておりますので、ご理解お願い致します。

議長（山川 豊君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） ただいま議題となっております議案第78号から議案第83号までの6議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議案第84号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（山川 豊君） 日程第20、議案第84号、坂井市とあわら市との境界変更についてを議題とします。

議長（山川 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） ただいま上程されました議案第84号、坂井市とあわら市との境界変更についての提案理由の説明を申し上げます。

現在、坂井市の坂井東地区で実施されております県営の土地改良事業の換地処分に伴い、坂井市とあわら市との境界に変更が生じるため、地方自治法の規定に基づき、この案を提出するものであります。なお、境界変更に伴い坂井市からあわら市に編入する区域とあわら市から坂井市に編入される区域の面積は同じであるため、双方の行政面積には変更がないものでございます。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（山川 豊君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長(山川 豊君) ただいま議題となっています議案第84号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託します。

議案第85号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長(山川 豊君) 日程第21、議案第85号、市長等の給料の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

議長(山川 豊君) 市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) ただいま上程されました議案第85号、市長等の給料の特例に関する条例の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市長、助役及び教育長の給料月額を市長については10%を、助役及び教育長については5%を、平成18年10月1日から平成20年9月30日までの2年間、減額するものであります。

中学校建設、芦原温泉駅周辺整備など重要な行政課題を目前に控えており、さらに現下の社会経済情勢等を総合的に勘案しますと、本市の財政状況は今後も厳しい状況が続くものと考えられます。

このような中、私共に与えられた使命と責任の重さを鑑み、今回の措置を講ずるものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長(山川 豊君) 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長(山川 豊君) 質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) ただ今の提案につきまして、まずこの措置について、市町については10%、副市長、教育長については5%とした理由と根拠について伺いたいと思います。

それから、これによって年間いくら支出が削減されるかと、もうひとつはこれから、この措置は2年間ということですが、これから2年間といたしますと、現在の市長の任期を越えるということになるかと思いますが、2年間、自分の任期、次の任期までに渡ってですね、この措置をするということは、ちょっといかがかなというように思いますが、その点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 減額のパーセンテージでございますけれども、これについては他の県内の市を参考にさせて決定させていただきました。

鯖江がこの10%、市長の場合ですと10%減額してもですね、鯖江とは1万円ちょっと上回るわけですが、鯖江の場合は特別な事情だとお伺いをいたしております。他の市と比べますと、一番下になっております。

それから助役、教育長については。助役の場合には5%で一番他の市よりも一番下になります。それから教育長については、他の市の教育長と比べると、大体良く似た数値ではございますが、部長級と、それ以上切り下げるとですね、部長級と逆転するという現象になりますので、5%にさせていただきました。

それからもう1点、2年間ですと私の任期中から越えるのではないかとというご質問でございますが、私、金津町の町長をした時に、前の川瀬町長は3月の定例議会で2年間という措置をされております。私は4月から、5月ですね、5月からその2年間、そういう事の体制になったわけです。これは例えばまた、市長が新しく変わってですね、それ以上切り込む、あるいはまた元に戻すというのは、それは別にかまわないのではないかと思いますけれども、一応期限として2年間が妥当だろうという事で設けさせていただきました。

他の減額についての額については、総務部長が答えますので。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 総務部長、神尾秋雄君

総務部長（神尾秋雄君） 今回の給与条例の改定によりまして、市長、助役、教育長の減額分でございますけれども、給与の他にですね、期末手当の額の算定にも適用されますので、それも含めまして総額で243万2,430円と、年間これだけの減額になるという計算でございます。

議長（山川 豊君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） ただいま議題となっております議案第85号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託します。

議案第86号から議案第89号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（山川 豊君） 日程第22、議案第86号、あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、日程第23、議案第87号、あわら市重度心身障害者（児）医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、日程第24、議案第88号、あわら市金津雲雀ヶ丘寮条例の一部を改正する条例の制定について、日程第25、議案第89号、あわら市金津雲雀ヶ丘寮介護サービス事業手数料等条例の一部を改正する条例の制定について。

以上の議案4件を一括議題とします。

議長（山川 豊君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君）市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） ただいま上程されました議案第86号、あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第89号、あわら市金津雲雀ヶ丘寮介護サービス事業手数料等条例の一部を改正する条例の制定についての4議案について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第86号、あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、国民健康保険法が改正され、70歳以上の高齢者のうち、現役並み所得者の療養の給付に係る一部負担の率が、これまでの10分の2から10分の3に引き上げられることなどに伴い、所要の改正措置を講ずる必要があるため、この案を提出するものであります。

次に、議案第87号、あわら市重度心身障害者（児）医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案につきましては、県が実施しております重度障害者（児）医療無料化対策事業の対象が、10月1日から特定の条件を満たす精神障害者にまで拡大されることに伴い、所要の改正措置を講ずる必要がありますので、提出するものであります。

次に、議案第88号、あわら市金津雲雀ヶ丘寮条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第89号、あわら市金津雲雀ヶ丘寮介護サービス事業手数料等条例の一部を改正する条例の制定についての2議案についてでございますが、本年10月1日から、金津雲雀ヶ丘寮の養護老人ホームが、介護保険制度の特定施設の指定を受け、施設入居者に介護サービスを提供するため、その業務内容について、所要の改正措置を講ずるものであります。

なお、その介護サービス事業手数料等についても同様の理由により改正措置が必要でありますので、ここに提案するものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（山川 豊君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） ただいま議題となっております議案第86号から議案第89号までの4議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議長（山川 豊君） 日程第23、これより一般質問を行ないます。

笹原幸信君

議長（山川 豊君） 一般質問は、通告順に従い、2番、笹原幸信君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 2番、笹原幸信君。

2番（笹原幸信君） 質問に入る前に、この度の秋篠宮家の親王殿下のご生誕を謹んでお祝いを申し上げます。健やかにご成長される事を心からお祈り申し上げます。

それでは、議長のお許しを得まして、一般質問、2番、笹原幸信、一般質問をさせていただきます。

まず第一点目ですが、自治体存続に関する、首長アンケートについてということで質問をさせていただきます。

官から民へ、国から地方へを掲げ、小泉内閣が進めた構造改革について、全国の知事、市町村長はどう受止めているのか。7月24日付け新聞によりますと、少子高齢化や厳しい財政事情を背景に、全国の市町村の91%が自治体の存続に不安を感じているという事がアンケートでわかったという事でありました。

この調査は47都道府県知事と1,820の市町村長並びに23東京特別区長の計、1,890人に調査票を送り回答を得たということであります。当然、松木町長の所へもこの調査票が届いているものと推察されます。

全国の首長の99.7%がこの調査に回答をしているという事であり、その結果、自治体存続に不安を感じる割合は、人口50万人以上の都市で73%あり、5千人未満では実に97%までが不安を感じていると、大変な数字が出ておるわけでございます。

一方、福井県においては、17自治体中、16自治体の首長が自治体の存続に対して不安を感じているという事であり、これまた厳しい実情が伺えます。厳しい理由としては、地方交付税削減で財政運営が厳しくなる、高齢化が予想以上のスピードで進み、財政を圧迫、少子高齢化や若者流失で人口減少という3つの理由が全回答の80%を占めているということであります。

全国自治体トップアンケートの結果ですが、平成の大合併で3,232あった市町村が1,820と約44%減の状態になりました。本県の市町村も35から17市町と半減するにいたりました。

そこで市町村合併の評価ですが、評価する、ある程度評価するが77%でありました。この問いに対する市長のお考えはいかがでしょう。

合併後の効果については、経費、職員削減などの効率化45%、合併特例債の国の財政支援42%となっております。合併して3年目となりますが、わが市ではどのような効果が出ていますかお答えいただきたいと思っております。

合併した事による問題点といたしましては、財政基盤に繋がらない、財政基盤強化

に繋がらない58%、交付税削減で特例債が予定通り活用できない29%という回答になっているそうですが、わが市では合併してどのような問題が出てきたかお答えください。

また、三位一体改革の評価についてですが、アンケートでは余り評価しない、評価しないが80%ありました。その理由は、交付税が予想以上に削減され、財政運営が厳しくなったと回答されています。当市においても、先ほども質疑でお話しあったように、交付税が前年対比6.7%減で、金額にすると1億8,6700万円という大きな減額になっております。この一番大きな減額の要因は、国勢調査による人口減による1億3千万円が上げられます。この三位一体改革への評価についていかがでしょうか。

また、先ほど申しましたように、自治体の存続について不安を感じる91%、不安を感じる理由については前述いたしましたとおり、交付税削減なので厳しい財政運営を迫られる、高齢化が予想以上に進み財政を圧迫する、少子高齢化や若者流失で人口の減少が進む、以上の3項目でありました。この不安を感じるとの回答が90%以上あることに対するご感想と市長の回答はいかがでしたか。

現在の課題であります少子化対策につきましては、成果は上がっていないと余り上がっていないを合計すると85%にもなります。これに対する有効な対策として取り組んでいると回答されているのが、若者が地域に住みつづけられる就職先の確保、子育てしやすい環境作り、子育て世帯への経済的支援であります。

当市ではどのような対策を取られているのか、また取っているのかをお伺いをいたします。

また、財政状況の認識につきましては、現在も厳しいし、今後も心配、そういう自治体が、自治体の首長が57%ございました。また、今は良いが今後は心配24%、約80%強の首長が大変懸念をいただいているところでございます。

また、歳出歳入面での懸念に関しましては、歳出では社会保障関係費と公債費の増大が上げられております。歳入では地方税収と交付税の減少が最大の不安要因として上げられております。

総務省は自治体の財政健全度を示す、新しい手法として導入した、実質公債費比率の市町村の状況を発表しましたが、地方債の発行に都道府県の許可が必要となる18%以上となった市町村は、自治体の裁量では今後借り入れが出来なくなり、その自治体の数は406自治体にもものぼり、全市町村の22.2%を占めるに至りました。

この比率が18%以上になった市町村の割合を都道府県別に見ますと、島根県が21市町村中18自治体もあり、85.7%で最も高く、次いでお隣の石川県が19市町村中10自治体で52.6%と半分以上が入っております。想像するに石川県はインフラの整備が大変進んでいるがために、それに比例して地方債の発行額が多くなっているのではないかと推察をされます。次いで青森県が52.5%で40市町村で21自治体となっております。

本県は17市町のうち、1自治体で5.8%となっており、率的には少ない状態で

ございます。なお、自治体数で一番多いのは北海道の68自治体であります。北海道には180の市町村があるため、割合的には38%となっております。また、ゼロの県は長崎、大分となっております。九州の2県が入っております。この2県の自治体の財政状況が本当に良いのか、良いのであればなぜ良いのかという研究もしなければならぬのではないのでしょうか。東京、愛知県は大変元気で、税収の豊かなところで今回リストに上がったのは3%ほどで割合が少ないという事でした。

一方、この総務省の発表以外に、経済紙の特集で全国自治体779市、今回、市のほうでございますけれども、先ほどは市町村でございましたが、779市の倒産危険度ランキングという記事が載っております。みだしは第2、第3の夕張市出現はもはや時間の問題というセンセーショナルなものでございました。

この指標としていますのは、総務省とは異なりまして、経常収支比率、起債制限比率、財政力指数等を勘案し作成されたものでございます。このリストによれば、島根県では8市中、8市全てがワーストランク入りをしており、お隣の石川県では、10市中、9市までが入っております。これを見るにいたしまして、総務省の発表とある程度整合性が取れるものと思います。

一方、福井県に置いては、1市がワースト153位に、もう1市が同じく340位に入っております。数字から見れば少ないようにも思いますが、先ほど申し上げた様に、福井県の94%の首長が自治体の存続に不安を感じていると回答している現状を鑑みた時、今からが大変だという強い思いにかられるところであります。

幸いにもあわら市はランク外でありましたが、厳しい状態はかわらないものと思います。現状においても厳しく、将来的にも益々厳しい財政状況が続く事は、避け様が無く今後どのような対応、対策を取られて乗り切られるのかを、お考えを述べていただくようお願いいたします。

次に2番目の質問でございますが、ゴミ減量策とリサイクル法対象品の処理についてということでご質問をいたします。

県は本年3月に、県廃棄物処理計画を改定し、2010年度に県民一人当たり、ゴミ排出量を1日100グラム削減の達成を目標に掲げました。実現をすれば県全体で年間9億円の処理コスト減に繋がるということです。この改定された同計画は、取り組みとして食べ残し削減などとともに、分別品目拡大や処理有料化を盛り込んでいるということです。県が分別品目拡大に上げているのは、プラスチック製の容器包装と紙製の容器包装ゴミであります。

昨年の県内自治体の分別実施率はビン、缶、新聞、ダンボールにつきましては大体100%ですが、プラスチック類は43%、かみ容器61%とまだ低くなっております。

福井市では再資源ゴミにプラスチック製容器を追加した、新しい分別方式を採用し、レジ袋や菓子袋、カップ麺容器を区分して集めるようになりました。福井の親戚へ行きますと、ゴミ箱がいくつも並べてありまして、ゴミを捨てるたびに、これはどこへ捨てるのかを聞かなければならず、煩雑な思いをいたします。同市では分別方式を採

用した、3年度の開始当初はリサイクル率は2.5ポイント上昇しましたが、4、5年度と低下しているということでもあります。この原因は煩雑さによる分別不十分とか、同じプラスチックゴミでも分別が必要な発砲スチロールやアルミコーティングされた物が見分けられずに混入したり、また、分別方法がわかりにくいとか、ケチャップとかマヨネーズ等のチューブ類はよごれや異物混入が多く、せつかく手間をかけて分別しましたが、分別が生かされずに、リサイクルされずに、燃えるゴミとか燃えないゴミで処分されるという事でもあります。

我が市においては、前述のゴミは燃やせるゴミに分類されていると思いますが、今後は県の指導どおり、プラスチック製容器として分類する方向になるのでしょうか。

人が生活する事において、必ずゴミが発生します。各自治体はこのゴミを処分するため、多額のコストを払わなければなりません。たかがゴミ、されどゴミでございます。快適な生活を維持して行く為に、我が市のゴミ処理に要する金額はいくらかかっておりますか、お答えいただきたいと思います。

生活系ゴミ処理の有料化は、県内17市町のうち、8市町が有料化しており、あわら市も有料化になっておりますが、現在の負担のままでいけるのかどうか、今後の方向性はいかがであるかご答弁をいただきたいと思います。

捨てればゴミ、分ければ資源といわれますが、分別すればするほど自治体の経費は大きくなると思いますし、片や市民の方としても仕分けの為に、煩雑な思いをしますし、市民の分別に対する理解を得なければなりません。どう対処されるのかお答えいただきたいと思います。

市町村が無償で日本容器リサイクル協会に譲渡してきたハイペットが5年度は26億円、1トン当たり17,300円でリサイクル業者に買い取られるということでした。このハイペットは一時はダイオキシンの問題や、焼却炉が傷むという事で厄介物でありましたが、リサイクルすることにより問題が解決したということでもあります。自治体によるペットの回収は増えておりますが、1トン2万円弱という高値で売れるために、アジアに流す自治体が増えているということで、リサイクル業者がペットの確保に苦慮しているという皮肉な現象も起きてるそうでもあります。

国が40億円融資した川崎市の業者が、原料が思うように集められずに、民事再生法を申請したという記事も新聞に出ておりました。この資源ゴミの収集に関して、ペット以外のアルミ缶は多少とも収入があると思いますが、その他のスチール缶、ビン類はいかがでしょうか。

次に家電リサイクル法にかかるテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機の処理方法についてですが、買え変えがある場合はリサイクル料金を家電販売店に支払って処分ができるわけですが、今あるものを処分するには郵便局でリサイクル料金を振り込み、リサイクル券を発行してもらい、その券を処分する現物に貼り付け、福井市内の指定取引先に持って行くのと、市指定の業者に持ち込むというのがリサイクルの流れですが、面倒な物であり、この面倒さゆえに不法投棄されるものがあると思われま

5年後の11年7月には、現在のテレビがデジタル化されることにより、すべての現在のテレビが使えなくなり、不法投棄が極端に増える事が予想されます。現在でも各家庭に1、2台はリサイクルにかかわる品物があるのではないかと思います。これが不法投棄される可能性もあるわけでございます。

また、リサイクル料金は全国一律なのでしょうか。店によって業者によって異なる気がいたします。処分してもらおうという気持ちがあるため、言われた金額を払っているのではないかと私は思っているしだいでございます。

粗大ゴミで出せた時代はなんら問題は無かったわけですが、規制が厳しくなり、処分が有料化されることによって不法投棄が増えてゆく、マナーが切り捨てられる時代になってしまったのではないのでしょうか。

前述いたしました家電リサイクル対象品とその他のバッテリー、タイヤ、粗大ゴミ対象外の不法投棄を防ぐ手立てはないのでしょうか。この中の一部でも粗大ゴミの回収のように年1回、または2年に1回ほど実費負担で、例えば市内2ヶ所、場所を決めて持ち込むというような方法を取って、回収を実施できないものでしょうか。そうする事により完全とはいえないまでも、ある程度不法投棄をなくす事に繋がるのではないかと思いますがいかがでございましょうか。

以上、ご答弁お願い致します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 笹原議員のご質問にお答えします。

ご質問のアンケートにつきましては、全国自治体トップへのアンケートということで私のところにも参っており、6月に回答をいたしております。

まず、最初の平成の大合併への評価については、「ある程度評価する」との回答をしております。今回の大合併では、議員の言われるとおり、全国の市町村数は平成18年4月現在では1,820市町村となっております。しかしながら、まだ規模の小さい自治体が数多く残っており、さらに合併が進むものと考えております。

また、本市の合併における効果、問題点の質問ですが、まず効果としては職員の削減による歳出の抑制があげられます。

新規職員の採用を見送ることにより、合併当初の平成16年3月1日では、398人であった職員数が、本年4月現在では343人と55人の減となっており、人件費の大幅な削減が進んでおります。

さらに、合併した市町村に交付される国県の補助金や有利な交付税措置のある合併特例債が認められるなど、財政面での優遇措置も受けられるようになり、これらの財源を有効に活用しながら、住民サービスの向上やまちづくりを推進しているところであります。

一方、問題点であります。三位一体の改革により地方交付税が大幅に削減されたことに加え、昨年行われた国勢調査による人口が、前回に比べて1,098人減少したことから、本年度以降の交付税額に大きな影響を受けることになったことや、固定

資産の評価替えに伴う市税の減少など、合併前の新市建設計画の策定時においては、予想することが困難な厳しい状況になっております。しかし、これについては、あくまでも社会経済情勢等の変化によるものと考えており、合併しての問題点として特筆すべきものは見当たらないと考えております。

次に、国庫補助金の削減と、それに伴う地方への税源移譲及び地方交付税の削減という、いわゆる三位一体改革への評価についての質問でございますが、地方にとって税源移譲という一定の成果はあったものの、国の権限を残したままで、自治体の裁量が高まるような補助金削減ではなかったと考えております。

なお、あわら市にとりましては、移譲される税源そのものが少なく、また、地方交付税の大幅削減による影響が大きく、厳しい財政運営を強いられている現状を考えましても、あまり評価できるものではないと考えております。

また、多くの地方自治体が、市町村合併を始め、国を上回るペースで行財政改革を進め、歳出削減の努力をしているにもかかわらず、急速な少子化や高齢化の進展や、3年間で総額5兆1千億円余りの地方交付税が削減されるなど、地方自治体の行財政運営に深刻な影響を及ぼしており、これらを背景に、91%もの自治体はその存続に不安を感じているものと思っております。

国においては、平成19年度以降の三位一体の改革において、さらなる国庫補助負担金の改革とそれに伴う税源移譲を行なうとともに、地方交付税制度の抜本の見直し・関与のあり方の議論を通じて国と地方の役割分担を明確にすべきであり、その実現によって真の地方分権改革が推進できるものと考えております。

次に、子育て支援・少子化対策については、国の重要施策の一つでもあり、出産育児一時金の支給、児童手当や乳幼児医療費負担割合の拡充等、国レベルでも諸施策を検討しているようではありますが、以前にも申し上げましたとおり、人口減少、特に自然動態の減少は、一つの自治体のみの問題ではなくて、国策として取り組む必要があるものと考えております。

また、少子化対策、ひいては人口増加策と申しましても、単に一つの施策のみで結果につながるのではなく、企業誘致や魅力的な住環境づくり、子育て支援など、ハード・ソフト両面からの複合的な対策が不可欠となって参ります。

あわら市におきましては、総合振興計画や都市計画マスタープランにおいて、企業誘致による職住近接型のまちづくりの推進、景観の整備、子育て支援の充実、団塊の世代をターゲットにした定住化対策などを掲げており、今後はこうした一つ一つの施策を着実に実践していくことが肝要と考えております。

ご質問の市独自の少子化対策については、本年1月から、市単独事業として乳幼児医療費の助成対象枠を小学校就学前まで拡充したほか、県の補助事業を活用した様々な子育て支援策を行っておりますし、今後とも国の動向を十分注視しながら、子育て支援に有効な対策を講じていく所存であります。

最後に、厳しい財政状況に対する今後の対応策でございますが、6月議会でも申し上げましたように、まず行財政改革による徹底した経費の削減であります。特に職員

採用を抑制することによりまして、平成18年度から4年間でさらに32人の削減をめざしております。また、庁舎をはじめとする施設の統廃合や、公設民営化を推進して参りたいと考えております。

歳入におきましては、税等の収納率向上のほか、受益者負担の適正化にも取り組んで行かなければなりません。あわせて、一般起債を極力抑制し、有利な交付税措置のある合併特例債へ振り替えることにより、財源の有効活用を図っていくことも必要であります。

このほか、北陸新幹線関連事業など今後の重要な事業については、県に対して積極的な財政支援を要望していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目のご質問にお答えいたします。

まず、今回のごみの分別方法の細分化についてですが、県は、紙やプラスチックの容器包装リサイクルが伸び悩んでいることから、市町のごみ分別収集等に関する検討会を設けて分別収集の品目拡大や統一化を模索し、各市町の分別収集に対する足並みをそろえることでごみの減量化を図ろうと考えております。

この容器包装リサイクルが伸び悩んでいる要因といたしましては、分別収集に対する煩雑さと処理に要する経費増であります。

市では、これらのごみを広域圏清掃センターで燃やせるごみとして処理を行っていますが、これをリサイクルする場合、広域圏清掃センターではリサイクルするための受け入れ態勢が整っていないため民間委託しなければならず、これを行った場合、収集されたごみの中にリサイクルできないごみが混在するため、さらなる分別作業が必要となるなどにより経費増が見込まれます。

今後、広域圏清掃センターでのリサイクル化の態勢が整うなど、経費負担の軽減が図られれば、ごみ減量化に向けてこれに取り組んで参りたいと考えております。

次に、市のごみ処理に要する経費についてですが、市が平成17年度にごみ処理に要した経費は、広域圏清掃センターでのごみ処理に係る負担金で約4億8,600万円、ごみの収集に係る経費で約9,400万円、指定ごみ袋の作製費用やごみ袋の販売手数料で約1,900万円、リサイクル化事業として取り組んでいます資源回収奨励事業補助で約1,100万円で、合わせて約6億1,000万円の経費を要しております。

廃棄物・リサイクル対策の優先順位は、第一に発生の抑制、第二に再使用、第三に再生利用、第四に熱回収、第五に適正処分であります。再生利用される資源ごみの中には、ペットボトル、アルミ缶、白と茶のビンなど収入になるものもありますので、この優先順位に従ってごみの抑制や正確な分別に取り組むことが経費削減にもつながって参ります。

今後広報等により市民の皆様のご理解をいただき、ごみを出さない工夫、まだ使えるものの再使用、資源ごみ、燃やせるごみ、燃やせないごみの分別の徹底に取り組んで参りたいと考えております。

次に、生活系ごみ処理の有料化につきましては、県内では8市町、うち市ではあわ

ら市と坂井市が行っております。このうち、燃やせるごみ袋の45リットルで料金の比較をしますと、あわら市と坂井市が30円と高く、他の市町では25円から15円となっております。

しかしながら、この料金では、広域圏清掃センター負担金のうちの搬入量で計算される負担額をも満たしていないことから、今後、財政状況を見極めながら料金の増額を検討していかなければならないと考えております。

次に、家電リサイクル法にかかる家電4品目のリサイクル料金については全国共通ですが、手続きを家電販売店や収集運搬許可業者へ依頼した場合には、その手数料が上乗せされるので処分料金が業者によって異なる場合があります。

広域圏清掃センターで引き受けができない金属性粗大ごみについては、市内に処分引き受け先がないため、市が年1回各地区ごとに収集を行っておりますが、家電リサイクル法にかかる家電4品目やパソコンは回収・リサイクルの流れが明確に定められており、また、バッテリーやタイヤ等は販売店で回収を行っていることから、市は回収を行っておりません。

家電4品目の収集運搬について市の許可を受けている業者は市内に5社あり、いつでも回収を行っており、市が回収を行っても不法投棄の防止につながるとは、考えにくいことから、今のところ市が回収を実施する予定はございません。

なお、従来から実施しています不法投棄パトロールを、福井県坂井健康福祉センター等と連携を密にして、さらに強化して参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 2番、笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) ただ今、ご回答いただきまして、1番目の質問につきましては、厳しい財政状況に対する対応策、特に行政改革による徹底した経費の削減、職員の削減や施設の統廃合と、いろいろ手を打っておられることは、よく理解しているところでございますが、先ほどの報告で、実質公債費比率が17.6%と非常に微妙な数字でございます。

今後、中学校、新幹線、数多くの事業が控えております。できる限り合併特例債を使って、返済負担を軽くしてやっていただきたいと思っております。

市長、理事者の皆さんの適切な舵取りと、リーダーシップを発揮していただくと共に、私達議会も、厳しくチェックをしながら、お互いにやって行きたいと思っております。

第一問につきましては、意見をお願いいたします。

第二問でございますが、ゴミ処理に広域圏の負担金を含めまして、6億円という多額の経費がかかっているという事がわかりました。

尚、容器包装リサイクルする場合、受け入れ体制が整っていないと、民間委託をしなければならず、これを行なった場合に経費増が見込まれるという答弁でしたが、どれくらいの増になるのかをお答え願いたいと思っております。」

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（山川 豊君） 市民生活部長、山田君。

市民生活部長（山田重喜君） 笹原議員の再度の質問にお答えをいたします。

経費増でございますけれども、あわら市といたしまして、現在、約、笹岡の清掃センターに1万トンのゴミを出しております。プラスチック製で行きますと、約2%、従いまして約200トンでございます。

トン当たり37,500円でありまして、処理の委託料として750万円、それから収集の委託料ですね、分別しますと、これやはり月2回やるということでございまして、これが250万ぐらい。更にこれ用のゴミ袋を作成しなければならないと、大体4万枚でございまして、単価15円といたしまして60万円、合わせまして1,060万程度が、これあくまで試算でございますけれども、経費増になると思われま。以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 2番、笹原幸信君。

2番（笹原幸信君） 2回目の質問でございますが、それだけの経費増になるのに1,060万円ですか、なぜ県は実施をすすめるのか、その点もお伺いしたいのと、先ほど家電リサイクル法に関するゴミについては、市では回収できないとの回答をいただきましたけれども、行政の考えは考えであると思いますが、客観的にそういう結論を出されたのか、個人で業者で持ち込むというのは、中々大変なもので、指定された場所にリサイクル品を、例えば芦原庁舎、金津庁舎と2ヶ所ほど場所を決めて持ち込めば住民の皆さんの利便性も図れるのではないかとそんなふうにも思います。

再度、ご答弁をお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 市民生活部長、山田君。

市民生活部長（山田重喜君） 笹原議員の再度の質問の件でございますけれども、まず県の考え方でございますけれども、これにつきましてはゴミの最終処分場でございますけれども、これにつきましては今後、いわゆる新設等がですね、段々困難になってくるということが予想されております。従いまして、この排出量をですね削減する為、もう一点はですね、これを資源化することによりまして、いわゆる焼却処分の減量に努めるという事でございます。

それから2点目の家電リサイクル法の収集の件でございますけれども、やはり昨今の行政のですね、行政業務の中で、やはり委託というのがございまして、やはり民間でできる物は民間でお願いすると、当然これは市が回収いたしますと、経費もかさむわけでございます、やはりこういう状況でございますので、市としては回収を考えていないという事でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（山川 豊君） 暫時休憩をします。

午後1時から再開をします。

（午前11時55分）

議長（山川 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 13 時 01 分）

山口峰雄君

議長（山川 豊君） 通告順に従い、5 番、山口峰雄君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 5 番、山口峰雄君。

5 番（山口峰雄君） 議長のお許しができましたので、品目横断的経営安定対策について、市の取り組みについて質問させていただきます。

この問題については、昨年 9 月議会において橋本議員、12 月議会において篠崎議員が質問されていますので、またかと思われる方もおられるかと思いますが、1 年が経過していますし、今月から転作麦の申し込みが開始しておりますので、その後の取り組みによる進行状態と現状がどうであるかについて質問をさせていただきます。

今、国は担い手を対象とする品目横断的な新たな経営安定対策を平成 19 年度産から導入しようとしています。

戦後、農政の中で農地解放についての大転換といわれています。全農家のうち、大部分の第二種兼業農家は国の保護が受けられないようになります。

今まで麦について申しますと、10 万人の農家が麦 60 キロ当たり、6,900 円の補助がありました。しかし、19 年度産の麦からは一銭ももらえません。

大豆についても、約 5 万人の農家が 60 キロ当たり、8,500 円の補助金をもらっていましたが、これもゼロになります。

すなわち、第二種兼業農家は国から見ると、もう農家ではなくなるわけで、そこで私達第二種兼業農家は、集落ぐるみでまとまって組合を作り、担い手として認めてもらわなければなりません。そうして、19 年度産から始まる、品目横断的経営安定対策に載らねばなりません。そうしないと、益々農家はやっていけなくなり、耕作放棄が拡大して、集落の環境が崩壊してしまいます。

そこで国の農政の窓口となる市の取り組みが重要になってくるわけです。市の農家、集落への周知徹底についてお伺いします。

今まで集落にどのような説明、指導をされてきたか。先ほど申し上げましたが農政の大転換となるわけです。もっと積極的に PR すべきだったと思いますがいかがお考えでしょうか。私としては、充分でなかったのではないかと考えています。私の周りを眺めてみても、農地解放以来の大転換などという認識はないように思います。

昨年の橋本議員の一般質問では、行政には農家の意識改革、あるいは集落ごとの主体的対応を啓発する説明責任があると申されています。これに対して経済産業部長は、各農家に充分浸透していないのが現状であります。昨年の段階ではこう認めております。

あわら市があわら市地域担い手育成支援会議を立ち上げたり、集落営農推進チーム

を編成したり、広報やチラシを用いた、各農家への周知徹底を図ると述べています。また、自分達の集落社会をどのように守って行くかを考え、集落の皆々を引っ張って行くリーダーの確保と育成が課題だとも述べています。

そこで、市側として昨年から1年間の間に大変な努力をされてきたと思います。充分浸透しているとお考えでしょうか、回答を求めるものであります。

その中で担い手として認められた認定農業者数、特定農業法人、特定農業団体の数、品目横断的経営対策に乗れないであろう農家数、集落数についてお尋ねします。

橋本議員が述べられた乗れない農家への利益はいくらぐらいになるかもお示し下さい。

あわら市のパンフレットに平成19年品目横断政策への移行に関して、あわら市への影響額試算がありますが、ただ今の現状であわら市全体でいくらになるのか試算して発表して下さい。

農地が足りないと、規模用件等に無理な集落、意識が高まっていない為に合意形成ができていない集落等の理由で集落営農生算組合を立ち上げるまで行っていない地区があるかと思えます。そんな集落の為にこれからどのように対応、指導して行くのか、何か良い施策を考えているのかについてお尋ねいたします。

また、昨年の橋本議員の質問の中で、担い手育成の為に市独自の財政的支援策に対する答弁の中で、担い手育成の為に財政的支援策につきまして、現時点では国や県の補助事業を最大限に活用いたしまして、一部市の上乗せ補助を行いながら、可能な限り認定農業者や集落営農者への支援を実施して行く考えでございますと答弁されています。1年経過した現在、どのような上乗せ補助があるのかお尋ねいたします。

担い手育成が充分行なったとして、国の補助金はいただけるようになりますが、果たしてうまくやっていけるのでしょうか。認定農家、会社組織の農業法人は一般の会社と同じで、自己責任の世界なので別として、特定農業法人、特定農業団体の場合は非常に不安があります。組合員の権利が出資金の大小によらないということです。人一人一俵ということに、組合員一人一表という事になります。従って代表者の力が弱く、機動的、効率的な運営が出来ないということです。ソ連のソルホーズ、ソホーズに似たような組織であるのではないかと思います。組合員は能力に関係なく、皆平等に扱いをしなければならないということです。

行政側の指導として、集落単位で、集落営農組織をつくり、農事組合法人、特定農業団体にすれば、この組織を担い手として認定する、そうすれば今回の安定対策に乗れます、という指導をしてきていると思います。しかしその後、乗った後については語ってくれていません。

私共の試算によると、米の生産では赤字になると計算されています。従って米以外の収益を図らねばならないのではないかと思います。

まあ下駄とかならしとって、所得変動緩和対策により所得の保証をするといっていますが、これは過去の所得に対して、極端なる減益となったとき、また外国から極端に低価格で麦、大豆が入ってきたとき等に対応されるとなっております。

そういった事で、これがうまく進んだ時には、まだそういった面で非常に不安があり、先行きどうなるかということが心配しております。

ということで取り合えず、1回目の質問を終わります。ご答弁お願い致します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 山口議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、この対策の取り組みについては、戦後行われた農地解放以来の農政改革と位置付け、昨年9月議会を始め12月議会など機会あるごとに行政報告や一般質問に答える形でご報告をして参りました。

まず農家への周知徹底については、各農家へのPRを、チラシ等を用いて農家個々に周知徹底を図ってきたところでありますし、県やJAと協力しながら、地区毎のヒアリングやJAの営農座談会、さらには直接集落へ130回以上も出向き、さらなる指導を図ってきたつもりでございます。

その甲斐がありまして、今議会の行政報告でも申し上げましたように、特定農業法人が25法人、また、任意の特定農業団体が5団体、立ち上がる予定となっております。なお、19年産の麦の取り組みにつきましても、概ね9割程度がこの政策に乗れるものとなっておりますし、これらの数字は、県内の他市町と比較いたしましても、自信をもって誇れる数字であるものと思っております。

また、この施策に乗れなかった農家の減収額は、大麦で1俵当たり4,500円、大豆で1俵当たり8,500円と見込まれますが、今後の対応策としては、次回の米や大豆の加入申請時期の6月30日までには、再度、集落営農の取り組みや認定農業者の育成を、指導して参りたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、市独自の助成につきましても、国や県の補助事業を最大限に生かしながら市としてもできる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、農業法人等の将来の見通しについては、農業法人の形態は、集落個々の目的に合った形態で取り組まれるべきであり、議員ご指摘の集落の農用地利用改善組合で定める特定農業法人や特定農業団体では、主たる目的が集落の農地保全であります。しかし、組織運営のための経営感覚は必要不可欠なものと考えており、市行政といたしましても、県農業会議などと連携しながら、経営感覚を身につけるための農業簿記講座や運営コンサルティング等の支援を、今後とも継続して行って参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) はい、5番、山口峰雄君。

5番(山口峰雄君) 5番、山口です。

ただ今のご答弁に対して再質問をさせていただきます。

品目横断的経営安定対策の周知徹底について大変なる努力をしてきたとの答弁をいただきましたが、ここで周知徹底の進み方具合について、数字によって説明を求めます。

昨年の答弁では充分浸透していないとのことでしたが、今年は非常浸透したとのことのお話しです。では担い手として認められる特定農業法人、特定農業団体の昨年と今年の数、特定農業法人、特定農業団体を組織した農家に対する、全農家に対する割合、組織化率についてお尋ねします。

また県内の他市に比べても進んでいるとの答弁であります。福井市、坂井市に同様の数字が解ればお示してください。

19年産の麦の取り組みにおいて、概ね9割程度がこの取り組みに乗れるとの答弁ですが、あわら市の農家の概ね9割が麦の取り組みを開始し、来年は米においても担い手としての取り組みが可能となった理解してもよろしいでしょうか、お尋ねします。

市独自の支援策について、昨年の答弁では一部市の上乗せ補助をおこないながら、云々となっていました。今年の答弁ではそれが削られており、後退した感がありますが、市独自の財政的支援は考えていないのでしょうか、再度お尋ねします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 経済産業部長、平田幸一君。

経済産業部長(平田幸一君) 山口議員の再度のご質問にお答えいたします。

まず1点目でございますけれども、経営農業法人、経営農業団体の組織の数でございますけれども、特定法人といたしましては昨年は1法人でございました。今年に入りまして、先ほども申しましたとおり、25の法人が、特定農業団体につきましては昨年はゼロということで、本年につきましては5団体設立予定になっているところでございます。

また、市全体の割合という事で、各組織の農家戸数の率という事でございますけれども、これにつきましては今現在、組織団体の加入申請が出てきております。その中でこの加入の農家数等については今からの申請の段階で把握できるわけでございますので、農家数に対する割合というのは、今のところは出してございませぬけれども、集落数におきましては、あわら市全体で89集落、そのうち45集落についてなんらかの対策が出てきているわけでございます。率にいたしまして50.56%、また面積にいたしますと、あわら市の面積2,600町歩、そのうち1,870町がこれに乗るといような形で、率にいたしまして71.7%が見込まれているところでございます。

次に近隣の品目横断的経営安定対策の状況ということでございますけれども、本年度の秋の麦に係ります、品目横断的経営安定対策の申請が、皆さんご存知のとおり9月1日から11月末までという形の中で、現在、麦の播種期において集落単位で話し合いを行なっている最中であると思っております。

また、一概に担い手の幅と申し上げましても、ご承知のとおりと思っておりますけれども、その地域によりまして平坦地、また山間地、各集落を取り巻く立地条件、圃場条件もそれぞれ異なっている所でございます。このような中で各市町においても同じ状況でございます。そういう意味におきまして、各市町におきましてはそれぞれ地形的な形の事情というものがございまして、現在、申請期間中ということで今だ流動的な要素

があるということで、各市町毎の担い手カバー率を把握していないという事で、麦につきましては11月の中頃には出るのではないかなと思っております。

更に来年の4月から6月30日まで、大豆等の申請という事で最終的な条件につきましては、その後に出るのではないかなと思っておりますので、議員ご指摘の福井市、坂井市につきましても、まだはっきりした数字は出ていないということでございますのでご理解をお願いしたいと思います。

それから19年産米のことについて、この担い手の取り組みが可能かという事でございますけれども、我々といたしましても、これは可能だというように考えているところでございます。

最後に市独自の財政支援というようなご質問でございますけれども、品目横断的経営安定対策について、新たな財政支援というのは中々難しいわけでございますけれども、国、県の補助を最大限に活用し、市の支援も考えて行きたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

議長（山川 豊君） 暫時休憩をします。

（午後1時20分）

議長（山川 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時22分）

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） はい、5番、山口峰雄君。

5番（山口峰雄君） 2回目の質問をさせていただきます。昨年の今ごろは充分浸透していなかった施策が、1年間で充分浸透したとの認識ですが、果たしてそうでしょうか、私も本年6月頃から、部落の生産組合の立ち上げに関与してから、やっと少し危機感が出てきたわけです。品目横断的という言葉ですら全然理解していませんでした。私の回りの人達も同じ意識だと思います。

農地解放以来の大改革が、1年そこそこで充分浸透するのが不思議だなあと、私は思います。補助金が貰えなくなるからといって、急いで集落営農だといって集落化して良いのだろうか不安に思います。

先ほども申しましたが、農地解放は強制的でしたが、今度の政策は自己責任で参加するので、うまく行かなかったからといって、自分が悪い事になります。一度乗ってしまったら降りる事はできません。トラクター、コンバイン等の農機具も売り払ってしまった後だからです。

生産組合が赤字になり、解散した時、解散しないまでも毎年毎年、赤字で組合員にその負担をしてもらった状態になったらと考えると、最後は解散、耕作放棄しかないのではないのでしょうか。

答弁にもありましたように、農地保全が目的の生産組合に黒字を期待するのは無理ではないのでしょうか。

経営感覚が必要だとおっしゃいましたが、サラリーマンや百姓のおじさんに期待できるでしょうか。大きな会社の社長さんでも、失敗して倒産する会社があるからです。

行政は組合法人を進めています。組合員の権利が強く、機動的な運営が出来ない点も心配の種です。

皆が参加する集落営農と言っても、半分以上の人は田んぼはもう任かしたという気分になると思います。一部の農家、その他の非農家という図式になると思います。急激な変革は大変危険で、消化不良を起さないかと心配しております。

また、坂井北部土地改良区の償還は終了しましたが、今後用水設備の老朽化や大規模改修の必要性が出てくると言われています。新規事業を立ち上げて対応しなければならないようにも聞いております。

農地保全が目的の生産組合では、この場合の負担は地権者にかかってくると思いますが、今まで地権者イコール、第二種兼業者の方が多かったのですが、担い手に集約されてくると、地権者イコール、非農家が多くなり、大規模改修の負担の同意を得られなくなるように思います。

土地改良などの生産組合の生産性向上のための投資の場合はなお更です。中々同意が得られないのではないのでしょうか。生産組合が負担するという事になったとしても、潰れてしまったら地権者にかかってくる事になります。

いろいろな心配事を申し上げましたが、地方自治が叫ばれている昨今、国の施策をそのまま実行するだけでなく、市独自の取り組みを期待して、質問は終了させていただきます。

ご答弁は結構でございます。

坪田正武君

議長（山川 豊君） 続きまして通告順に従い、9番、坪田正武君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 9番、坪田正武君。

9番（坪田正武君） 通告順に従い、9番、坪田正武、一般質問をさせていただきます。

まず第一の質問をいたします。

黒谷川河川増水による、県道水口・牛ノ谷線にかかわる横断排水口と宮谷川での排水路の改修をお願いいたします。

災害は忘れた頃にやってくるといいますが、昨今は地球温暖化の現象から、毎年国内のどこかに痛ましい災害に見舞われております。

福井県内を初め、当あわら地区においても、7月15日未明から7月19日にかけて、激しい雨が河を溢れさせ、2年前の福井豪雨を思い出させるような状況で、雨量も、総雨量で福井市で354ミリ、坂井市三国町で356ミリ、当あわら地区では4

13ミリと過去に例のない激しい雨が降りました。

県は知事を本部長とする災害対策本部を設置し、同時に当あわら市においても災害対策本部が設置され、吉崎地区では御山の法面崩壊の為、2世帯が自主避難、また10世帯21人に避難勧告が出され、また同時に矢地観測地点では、午前6時に危険水位4.74mを突破し、民放のテレビでは現地より、危険水位の状況が生放送されていました。

しかし、危険水位が突破したのはここだけではありません。計速度測定ではありませんが、あわら市地区、それぞれの河川で、河川増水の被害があり、過日、7月の豪雨に対する報告が7月31日の全員協議会で被害状況を確認したところであります。

その被害として、具体的に現れてきませんが、大雨が降るたびに不安に怯える地域住民があることを忘れないで下さい。

それは黒谷川の増水で、県道水口・牛ノ谷線にまたがる排水口が小さい為、多量の流量を裁ききれず、自然と上流の地域の水位があがり、しいては高塚区、中央区までの路上に水が溢れる事が考えられます。

その原因は次の事が考えられます。黒谷川の排水は市道十日・嫁威線の交差点より、2回路に分離され、ひとつは高塚区内を、もうひとつは旧国鉄三国線の跡地に出来た県道金津・芦原線と並行に側溝を設け、宮谷川に排水されるようになっているからです。

この側溝の幅が狭く、大量の水を裁ききれない。幸いトンネルの入口に流木等の遺物が引っかからなかったから大事に至りませんでした。遺物が引っかかれば水位はみるみる上昇し、床下浸水、道路冠水による、市道、県道等の通行止めに発生する所です。

二番目に黒谷川の上流は、清王、山十楽等の水がほとんど黒谷川に流れ込むわけで、この水が高塚区内の真中に流れている事は、予測できない事が考えられ、地域の方々は大雨になる度に不安に怯えています。そのために県道水口・牛ノ谷線の横断の排水口の回収と県道水口・牛ノ谷線から宮谷川までの排水路の改修をお願いしたいものであります。

災害は他人事ではなく、私達の身近な問題として捉えていかなければなりません。現場の状況を把握し、迅速に対応する事が被害を最小限に食い止めるひとつの対策ではないかと思えます。

以上、本件に対してお答えをお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 坪田議員のご質問にお答えいたします。

黒谷川につきましては、山十楽、清王、高塚地係の約10ヘクタールの農地の農業用排水路として機能をしているところでございます。

この河川の増水による排水処理対策については、これまで種々検討を行い、過去には市道十日嫁威線及び市道550号線の横断排水路の断面改修を行なっているとこ

るであります。

しかし2年前の台風による大雨では、これらの措置にもかかわらず、この排水路の増水によって、床下浸水や道路冠水による市道の通行止めが発生をいたしています。

市といたしましては、これに対処するため昨年度、黒谷川排水路の流量解析を実施いたしたところですが、その結果、県道水口・牛ノ谷線の横断排水路の断面改修が必要と検証されましたので、三国土木事務所に対して改修の要望をしているところでございます。

併せて、現在、中央区の流末排水につきましても黒谷川排水路に合流いたしておりますので、それらも含めて、今後、検討していきたいと考えておりますのでご理解をお願いします。

また、排水路の維持管理につきましては、坂井北部土地改良区において、適正な維持管理をするよう指導して参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 9番、坪田正武君。

9番(坪田正武君) どうもありがとうございました。

今ほどの市長の答弁からですね、河川は全部あわら市が管理するものと思っておりますけれども、今のお話しによりますと、坂井北部土地改良区がいろいろ管理をしてるんだという事を改めて確認した所であります。

よくですね、大雨等々ですね、状況を全国のテレビなんかで、地元住民のインタビューを聞きますとですね、こんな被害は生まれて初めてだとかですね、過去に例が無いとか、あつという間に逃げるのが精一杯で、着の身着のまま来たとか、いわゆる予期せぬ事がですね、最近非常にテレビ放映なんかされておまして、そういう事を聞きますとですね、私達他人事みたいな事で安全な所でテレビを見ているわけですから、安心して見てるわけですがけれども、被害近くにいる方はですね、これを見ることによって他人事でないかと、こんな事を思ってるのではないかと思います。

私はこの17日の日にですね、高塚なり中央区の状況を朝、6時半頃に見に行ったわけですがけれども、ちょうど高塚区内に入る河川はですね、民家がずっとありまして、それぞれブロックで積んだり、石垣で積んだりしております。これも石垣で積んでありますが、ひとつぐらいこけますとですね、それが糸口になって、住宅の基礎の崩壊になる可能性もありますので、ここら辺のことをぜひ、ひとつ改修して欲しいという事が私の気持ちであります。

いずれにしましてもですね、トンネル改修となりますと、県道の改修だとか、将来を見込んだ新幹線とか、そういった都市計画も含んでの改修も絡むかと思っておりますので、今すぐというのは中々難しい面もあるかとおもいますが、ぜひひとつ、これを前向きな形でですね、目に見えるようなご答弁を最終にお願いして、私の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 土木部長、絹谷忠典君。

土木部長（絹谷忠典君） 坪田議員の再質問にお答えいたします。

平成17年度に実施いたしました、黒谷川流量解析によりますと、現在の冠水確率2、3年を10年確率に高めますには、県道の横断ボックスを縦横1mから1.8mに改修すべきとの検証結果が出ましたので、これを元に県に対しまして、地元の役員の皆様と共に県に強く要望してまいりたいと考えています。

なお、中央区の流末排水路が黒谷川に流れている事も要因のひとつでございますので、この黒谷川に余計な負担がかからないように、別ルートに分離する事も検討が必要と考えているところでございまして、抜本的な排水対策といたしましては、今後、新幹線関連といたしまして、平成26年度の開業を目指しまして、駅前からのアクセス道路の新設、また、高塚跨弧線橋の改修等、駅前周辺整備事業が具体化をしてまいりますので、その中で福井県坂井北部土地改良と協議しながら、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

穴田満雄君

議長（山川 豊君） 続きまして通告順に従い、16番、穴田満雄君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 16番、穴田満雄君。

16番（穴田満雄君） ただ今、議長の指名がありましたので、次の事について質問をさせていただきます。

質問に入る前に、先日の新聞でしたけれども、北海道の夕張市が財政破綻をし、自治体再建には40年から60年が必要となり、また、その間住民に大きな負担と、こういうショッキングな見出しが新聞に出ておりました。

その内容は、かつて産炭地として栄えた、北海道夕張市が生き残りを賭け、観光産業に過大な投資をした事などから、通常の収入にあたります、標準財政規模、これは地方公共団体の一般財源の標準規模を示すものですが、これが約1.4倍にもなって、総額630億円を越える負担を抱え、6月に民間企業の倒産にあたります、財政再建団体の申請を決めております。

石炭産業が栄えていました、1960年には人口が約11万7千人おりましたけれども、2006年の6月には人口が1万3千人となり、ピーク時の約1割という大幅な人口減少や石炭産業から観光業への転換を目指し、積極的に事業を展開した事が失敗の原因と言われております。

それでは財政再建団体指定になると、住民に対してどのような負担増となるかの一例は、これはあくまでも夕張市の事なんですけれども、住宅、水道、汚水処理等の公共料金の値上げ、あるいはスポーツ施設、ホール等の利用料の値上げ、それから商工会等、公的団体に対する市の助成金の削減、保育料等の値上げ、道路、施設等の建設、保守の中止、または遅延、最後に清掃等、一般事業の取りやめ、削減等、住民に大き

な負担増となっております。

このようなショッキングな話しはこれぐらいのしておきまして、ところで総務省が本年度から自治体の財政健全度を示す、新しい指標といたしまして導入した、実質公債費比率の市町村の状況、底打ちですけれども、これが先月の29日に発表されております。

この実質公債費比率とは、総務省が本年度から導入した新しい財政指標で、自治体の税収に地方税を加えた、標準的な収入に対する借金返済額の割合を示しております。従来の起債制限比率には反映されていなかった、一般会計から特別会計への繰出金、及び公営企業への元利償還金等も含まれており、自治体の財政実態をより正確に把握できると共に、地方分権の一環として本年度から国や都道府県の許可、この許可と言いますのは地方債の許可方針のことで、起債をする時は当分の間、総務大臣または都道府県知事の許可を受けなければならない事となっております。

これは地方自治法で決められております。この許可が無くても地方債を発行できる協議制に移行されました。しかし、実質公債比率が仮に18%以上になりますと、新たに地方債を発行して借金をする場合、財政運営の計画を立てて、国や都道府県知事の許可が必要となり、25%以上にもなりますと単独事業の地方債が一部認められなくなり、起債制限団体という事になってしまいます。

そこでお尋ねいたしますが、まず一つ目といたしまして、当市の18年度当初予算では、実質公債費比率はどのくらいになっているのかと、二つ目ですが、起債制限比率は地方債の許可制限にかかる仕様といたしまして、地方債許可方針に規定されたものであり、算式による比率の過去3年度間の平均となっておりますが、実質公債比率もこれに準じているのかと、三つ目ですけれども、市町村の合併の特例に関する法律、これ合併特例法ですが、これで認められております合併特例債も地方債の一部として計算されるのか、この三つを第一回の質問として、答弁方よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 穴田議員のご質問にお答えいたします。

平成17年度の決算より新たに導入されました指標であります実質公債費比率は、従来の公債費比率には反映されていなかった特別会計への繰り出し金や一部事務組合への負担金などに含まれる公債費に準ずる額、いわゆる準元利償還金といわれるものをも対象としており、自治体の実態をより反映した財政指標となっております。

さて、1点目の平成18年度当初予算における実質公債費比率はどのようになっているかとお尋ねですが、多くの財政に関する指標と同じように決算額の数値を基にして算出するものでありますので、不確定要素の多い当初予算の段階では、それらの指標は算出しておりません。

しかしながら、今後の財政運営を円滑に行なうための経年予測は必要であります。平成17年度のあわら市の実質公債費比率は17.6%となっておりますが、この数値は、平成15年度から17年度の決算数値から算出した3カ年の平均値であり、単年

度の数値に関していえば、平成15年度が19.2%、平成16年度が17.3%、平成17年度が16.3%と年々減少している状況にあります。

また、合併後の起債については、可能な限り通常債から交付税算入が有利な合併特例債等に振り替えております。これらのことから、平成18年度の実質公債費比率は、平成17年度より1ポイント近く減少し、16.8%程度になると見込んでおります。

次に2点目の実質公債費比率の算出は、起債制限比率と同じく3年度間の平均であるかというご質問ですが、今程お答えしたとおり、当該年度を含む過去3カ年間の平均値に基づくものであります。

最後に、合併特例債についてであります。議員ご質問のとおり合併特例債も他の地方債と同じく国の地方債許可方針、地方債計画等に計上されている地方債でありますので、地方債の一部として財政指標等に算入されるものであります。

なお、実質公債比率等の算出に際しては、普通交付税で算入された額を控除することとされておりますので、合併特例債の場合は元利償還金の3割相当分が反映することになるものであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) 16番、穴田満雄。

それではただ今の答弁ですと、平成18年度の当初予算では不確定要素が多いと、このために財政指標は算出していませんけれども、決算額では今、市長の答弁の中にありましたように、約16.8%ぐらい見込んでいるという答弁でした。

それでは単年度の数値の中で、先ほども私、質問の中でいいましたように、特別会計の繰出金、あるいは公営企業への元利償還金への割合はどれくらいを占めておられるのかと、この点についてひとつお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) 穴田議員の再度の質問でございますが、従来の起債制限比率と実質公債比率の差の部分をおっしゃるんじゃないかなと思うわけでございますけれども、平成17年度の決算で見ますと、これまでの起債制限比率でいいますと10.3%でございます。

それと先ほどの市長の答弁にもございましたように、実質公債費率で17.6、これ3カ年平均値でございますけれども、この差を差し引きますと7.3%がですね、これまで算入されておらなかった一部事務組合への負担金でありますとか、特別会計の償還に回る分の繰入金、そういったものになるんじゃないかなと判断しております。よろしくをお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) 16番、穴田満雄。

これは質問ではございませんけれども、最後に平成17年度の財政状況、決算書で

すね、決算書を見ますと、地方債の残高が286億5千万円、これ一般会計、特別会計、あるいは事業会計の合計でございますけれども、それから債務負担行為、これが21億8千万円の計、308億3千万となっております。

また、今後予定されます主な事業費ですけれども、北陸新幹線関連事業で約45億、それから嶺北消防組合負担金で7億7千万円、各小学校の耐震改修事業で13億6千万円、統合中学校建設に55億円と、この他にもいろいろございますが、トータルしますと約ここ10年間の間に、約149億の事業費が見込まれております。

冒頭でも申し上げましたけれども、北海道の夕張市が財政破綻を来たしたのは、石炭産業の行き詰まりから、観光産業に過大な投資をした事が原因とも言われております。この教訓を生かしまして、あわら市の標準財政規模に見合った、中長期的な財政計画を建てていただき、健全なまちづくりに努力される事を強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

北島 登君

議長（山川 豊君） 続きまして通告順に従い、6番、北島 登君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 6番、北島 登君。

6番（北島 登君） 通告順に従いまして、6番、北島 登の一般質問を行ないます。

通告しました質問内容は、放課後児童健全育成事業、あるいは放課後児童クラブの改善についてです。

当事業の現状と課題について、意見、質問を行ないますので、よろしくお願い致します。

では、早速始めさせていただきます。

この事業は、子育て支援ですから少子化対策に伴った国策で、主として共働きの家庭や一人親家庭、また、何らかの障害により、放課後家庭に保護者がいない世帯の子供達、小学生の生活を保障し、いきいきと楽しく過ごせるようにと願って作られ、発展してきた事業であります。もっと簡単にいいますと、仕事と子育ての両立支援事業であります。

当あわら市も旧金津地域では、平成9年4月1日から取り組んでおり、保護者の皆様からは大変に喜ばれているところであります。

あわら市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例によれば、事業対象となる児童は主として小学校1年生から3年生までの児童であって、その保護者のいずれもが次のいずれかに該当する事により、当該児童を健全に育成する事ができないと、所長が認める場合にあつて、かつ児童の同居の親族、その他これに類する者が当該児童を健全に育成する事が出来ないと認める場合に、当該児童を事業の対象とするとあります。

内容につきましては、居宅外で労働する事を状態としている事、2は居宅外で当該児童を離れて日常の家事以外の労務をする事を状態としている事、3番、妊娠中、または出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間以内である事、4番、疾病にかかり、もしくは負傷し、または身体、もしくは精神に障害を有している事、5番、長期に渡り疾病状態にあるか、また、身体もしくは精神に障害を有する同居の親族を常時介護している事となっております。

私が今回、いろいろと調査した中で、この放課後児童クラブの重要性を再認識する文章がありましたので、ご紹介いたします。

この文章は平成17年10月20日、木曜日の国会の委員会での説明で、全国学童保育連絡協議会事務局次長の発言が議事録に残っております。

学童保育というと、放課後の僅かな時間で問題ではないというふうに思われておられる方が多いように思います。ところが、実は学童保育というのは夏休み、春休み、冬休み、そして今は土曜日学校がお休みですから、土曜日一日、子供達はその学童保育の中で生活する、私共の計算では年間1,600時間、子供達が学童保育で生活しております。

1,600時間という数字ですが、小学校の低学年の子供達は学校にいる時間が、1,100時間くらいだという数字なのです。ですから、小学校低学年の子供達に取ってみれば、小学校にいる時間よりも、学童保育で生活している時間が500時間も長いということになります。ですから放課後のわずかな時間ではないという事をまず、ご理解いただきたいというふうに思います、とあります。

もうひとつ、お子さんの作文をご紹介したいと思います。

あるお子さんが、作文コンクールに出して優秀賞を取った子供の作文を読ませさせていただきます。

親が仕事から帰ってくるまでの間、親の代わりになって私達の面倒を見てくれる所です。放課後児童クラブは、そこで指導員という人がいて、私達の親の代わりをしてくれます。学校から帰ってくると、おかえりなさいと一人ひとりに声をかけてくれます。そして、お腹がすいていると、おやつを作っていてくれて、本当においしかったです。学童保育は小学校1年生から6年生までいて、兄弟が何人もいます。私はお兄ちゃんしかいませんが、学童に通ったおかげで、お姉ちゃんも弟も妹も、何人もの兄弟ができました、というふうにフジワライちゃんという子は作文に書いています。

この2つの事から感じていただきたい事は、放課後児童クラブは単に放課後、行き場のない子供達を預かるだけ、預けるだけの場所ではなく、安全で安心して豊かな放課後を過ごせる居場所なのです。

この居場所の充実こそが、子供、保護者の切なる願いなのです。この事を踏まえまして、お伺いします。

この事業をどのように考え、どのように取り組んで行くか、また問題点、課題とは何か、また千葉県では保護者、指導員が入った放課後児童クラブガイドライン研究会

を立ち上げ、7回も研究結果を元とし、放課後児童クラブガイドラインを作成しております。

愛知県、高崎市では運営規準チェックリストにより、児童クラブの採点評価行なつて、達成率を見ております。その内容と照らし合わせてみますと、改善できる、またしなければならぬという点がいくつもあるように思います。

ひとつ例を上げるならば、保護者との連携体制である、当あわら市には放課後児童クラブの保護者会も無ければ、連絡所もない、申し込み用紙には緊急連絡先の携帯番号の欄もない、もちろん本人が書くのだから問題がないだろうに。

これからはあわら市独自の決め細やかな運営ができるように指導員の研修を実施し、全ての子供達、保護者にとって最適なサービスが提供されるように努力し、取り組むべきと考えるが、市として今後どのように取り組んでいくのか、また問題、課題は何か、理事者の真摯且つ、建設的な答弁をお願い致します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 放課後児童クラブは、保護者が労働等によって昼間家庭にいない小学1年生から3年生に就学している児童を対象に、授業終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る目的で中央児童クラブ他4ヶ所で実施をいたしております。

児童クラブの日課は、宿題をし、みんなで楽しくおやつを食べたり、遊んだりの集団の中でふれあいながら、保護者の帰りを待つ毎日であります。

放課後児童クラブの対象児童については、スポーツ少年団が4年生から入れることから、3年生までとしておりますが、地域事情等で4年生以上のお子さんもお預かりしているクラブもあります。

また、事業内容の充実につきましては、中央児童クラブ以外では、プールでの遊びや、独自の対応をとっておりますが、中央児童クラブでは施設規模の問題や児童厚生員数などから、今以上の取り組みは、難しい現状にあります。行政報告でも申し上げましたが、中央児童クラブにおきましては、施設の収容状況から夏休み期間中は、申込者数が予想を上回ったことから、古町児童館で開所したところでもあります。今後、冬休み、春休みにおきましても同様の措置をとっていきたいと考えています。

次に、利用料金につきましては、近隣市に比べ少し高い料金設定となっておりますが、必要経費から利用者が応分の負担をいただくという原則から、ご理解いただきたいと思っております。

また、お預かりしているお子さんの安全面につきましては、児童厚生員研修会等で学んだ事項を職員同士で確認しながら、業務についております。今後とも今以上に安全に配慮していきたいと考えております。

今後とも、今以上に安全に配慮して行きたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（山川 豊君） 6番、北島 登君。

6番（北島 登君） 二回目の質問をいたします。

まず、今ほどおっしゃいました、古町児童館の利用、夏休みされてたという事ですが、利用率の方をお願い致します。

それとですね、文部科学省が平成16年から行なっております、地域子供教室推進事業緊急三ヶ月計画と厚生労働省が行なっております放課後児童健全育成事業が内閣府の少子化対策プランのなかにほとんど盛り込まれている状況にあり、内閣府の橋渡しにより、平成18年、本年5月9日に文部科学大臣、更に厚生労働大臣から合意発表がなされました。

仕事と子育ての新しい両立支援事業であります。子育ての環境を、そして子供が育まれる環境を作っていく、仮称放課後子供プランが平成19年度に予算化に向けて、検討し始めています。

その事を踏まえますと、放課後児童健全育成事業の特にソフト面を重点に、今現在ある放課後児童健全育成事業のソフト面を重点に障害者の受け入れ体制の強化ですとか、各種団体、ボランティアの交流ですとか、年間、月間計画ですとか、防犯、防災、感染に対するマニュアルですとか、レクレーションの体制など等、本年度中に完全な状態に仕上げて置かなければならない事が多いと思うのですが、いかがでしょうかお尋ねいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 福祉保健部長、清水芳文君。

福祉保健部長（清水芳文君） ただ今の北島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今、中央児童館におきましては、この夏休み期間中に60余名の申し込みがあったところございまして、そのため古町児童館の方へ8名を回させていただきました。そうした事で、古町児童館では8名の放課後児童クラブを預かったところでございます。

中央児童クラブにつきましては、53名でやっているわけでございます。先ほど市長が申しましたように、非常に手狭なことになってございますので、そういう対策を取らせていただいたわけでございます。

それからもう一点でございますけれども、先ほど議員さんおっしゃるとおり、平成19年度に向けまして、国の方では総合的な放課後児童対策、いわゆる放課後子供プランを作る予定をいたしてございます。

これにつきましては特に教育委員会、或いは福祉部局それぞれが連携しながら19年度の放課後児童クラブに対する対応を構えたいと思いますのでよろしくお願いをいたしたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 6番、北島 登君。

6番（北島 登君） それでは3回目の質問をいたします。

今ほど、順次対応していただけるという話を、今聞きましたので、その細かい内容につきまして、まだまだ検討しなければいけない事かと思いますが、まず2点ほど、今ほど申しました新しい、新放課後子供プランに対しての事でちょっとお聞かせ願います。

まず、全学年、全児童が対象と考えてよろしいのか。また、小学校幼稚園で運営する可能性があると考えていいのか。それ以外に、また違う事なんですけど、現行の学童保育が1998年4月に法制化されて8年目を迎えて、今、急激に増えています。当あわら市と全く同じような状況でございます。

当あわら市におきまして、今後、需要が増えている事を踏まえて、箱物、施設の事はもちろん、土曜日の活動についての答弁もお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 福祉保健部長、清水芳文君。

福祉保健部長（清水芳文君） 再度のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど申しましたように、新たな放課後子供プラン、いわゆるこれは19年度の国の概算要求で、厚労省、あるいは文科省が予算要求している段階でございます。詳細な事業内容につきましては、まだ手元にありませんので、それが参り次第、また色々、教育委員会とご相談しながら事業を進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

また、土曜日の開設でございますけれども、それにつきましてもできる限りの対応は取っていききたいと思っておりますけれども、それにつきましてもいろんな財政事情を踏まえ、そういった事で色々協議する必要がございますので、検討課題にさせていただきますたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

関山博夫君

議長（山川 豊君） 続きまして通告順に従い、7番、関山博夫君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 7番、関山博夫君。

7番（関山博夫君） 7番、関山博夫でございます。

ただ今、議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。皆さんがかなり緊張してお話しをされておりますので、私はそんなに緊張する話ではないので、最初からお断りいたしておきます。

ざっくりばらんな今後のあわら市の、これから合併特例債切れるまでの10年間、これからのあわら市の輝かしき10年間を予測してですね、こんなのはどうかというふうなお話しでさせていただくことを、お許しいただきたいと思っております。

さて我が市のですね、企業誘致につきましてでございますが、新たな企業誘致策が

望まれるのではないか、それをどのようにお考えなっているのかという事でございます。

それからもう一つは、二点目に、きららの丘というJAさんのやってらっしゃる、いろいろ我が市がサポートして生み出された、JA花咲の経営状態、現状と今後について、今年の春から開業を開始した、きららの丘の経営状態はどうなっているのかなと、それから新たな経営の可能性はあるかというような事、あるいは地産地消の事について繰り返し、以前もやらせていただいたんですが、それについてお話しをさせていただきたいと思います。

物作りというのは、非常に大変であるというように、私はあんまり物作りをした事がないんですが、いろんな細かい物からですね積み上げていかなければならない、本当に細かい作業であると思います。

私達のいろんなものも、すべて物作りというものから、私達が、人間社会が成り立っているわけでございます、そんな中で物作りという高度な時代、さらに消費者のニーズが非常に高まっている時代ですね、こういう商品があります、こういう商品があります、企画されてよければ取りますけれども、悪ければ捨てられてしまうという、勝ち組、負け組が明確なそういう製品を生み出している工業の方々、大変な努力の結果、いわゆる契約し、さらに利益を生み出し、我が市もその恩恵に与るんじゃないかというように思うわけですが、そういう物作りの方々ですね、そのための企業の方々をご理解いただいて、企業誘致をしていく訳でございますけれども、そういう意味で意欲にとんだチャレンジャーがこの我が市に集られてですね、私達と共に笑顔で、そういう市民の方々を含めた、笑顔の集積が出来るという事はどんなだろう、行政の企業に対するもろもろの配慮が誘致先をリサーチする企業家の立場に立った企業誘致はあるのかという事でございます。

我が市の経済基盤である農業、観光、商業、更に工業、その工業のですね、企業誘致、工場誘致に対してどのようにお考えであるのか、集中と選択という時代といわれている今日、わが市が生存し、更に存在し続ける企業基盤、先ほど穴田議員からもいわゆる観光だけで投資して、莫大な投資をしてちょっとおかしくなっちゃったという部分がありますけれども、やっぱり一元的な形ではなくて、いわゆる物作りというものは、これがだめ、この業界がだめならこっちがあるとか、こっちがだめならこっちがあるとか、いろんな形でものすごく異業種的な形での工業の工場、そして大きな工場というのは社会的に見ると、ずっと昔からやっぱり利益を伴って発展してまいって、どんな荒波にも耐え抜いているような、そういう船で言うと、がっちりしたようなそういう船でないかなと、そういうように今、非常にセーフティーな業界の企業さん、優良企業と言いますか、そういう方々に対してですね、そういう企業がいわゆるあわら市にあったらいいんじゃないかという事は、市民は願ってるんじゃないかなと、市民は最も強い期待感、関心を抱いているのではないというように思われます。

その企業誘致に対して、現実的で率直な施策をですね、市長に、いろんな事がございますけれども、あわら市、2年目、3年目に入るわけでございますけれども、それ

らについてのお尋ねをしたいと思います。

あわら市の発展を考えますと、我が市の基幹産業である、農業や観光の振興はもちろんでありますが、積極的に企業誘致をし、地場産業の発展と雇用の喪失を図り、活気あふれるまちづくりを行なわなければいけないのではないかと、自治は人であり、まちは人である、従いまして人を取れば自治はまちでありますし、人が自治でありまちであります。そういうようなことの中で、このためにも企業誘致が我が市において最も重要且つ、重大な施策であるのではないかとということでございます

いろんな所で見ますと、JRの所へ行きますと看板なんかで、企業団地に来てくださいみたいな事の誘致がですね、どうどうとなされているわけですが、各自治体に置いては優良企業の誘致にしのぎを削っており、近隣の自治体ではさらなる企業誘致のため、優遇制度の見直しを行いですね、更に積極的に企業誘致を企業を誘致し、雇用促進を図ろうとしている。先ほど本当に寒い話しも聞かされているわけですが、10何万人の人が1万人になってしまうというような、そういう一元的な産業の寄りかかりではだめなんじゃないかと、下限的なものが必要なんではないかと、そのように思われるわけでございます。

そこであわら市ではパンフレットを作成してですね、企業誘致を図っているわけですね、このパンフレットなんかもいろいろ精査いたしますと、ちょっと新しくなっているんですが、少し施策がですね、ちょっと古いんじゃないかと、私が言うと語弊がありますが、ちょっと時代にですね、もっと即応するべきでないかなと、というように思われます。

この中を紐解きますと、魅力ある福井県あわら市の優遇制度、固定資産税の免除、3年間、産業再配置促進補助金、電源立地促進事業等の優遇制度が謳われているわけでございます。

いろいろと他にですね、固定資産税の減免とか重点課題の7項目の制度、立地企業に対する税制上の優遇措置、補助金、融資奨励金等の特別な優遇措置として各種助成金の中で、ひとつには環境整備助成金、用地取得助成金、工場等設置促進助成金、基盤整備助成金、さらに工場等緑化推進補助金、消雪補助金、企業立地促進助成金、雇用促進奨励金の7項目が掲げられているわけでございます。

その中で2番目のですね、用地取得の助成額では、1億円でございますが、ここで要点はですね、操業開始2年後以内にですね、新雇用15名、15名があればなりますよと、またこの7番目の中の雇用促進奨励金においても、操業開始2年後の20人の新規雇用、それが正しいのかどうかわからないんですが、20人となっています。

さて他のところを比較してみますと、新規雇用では2人から3人、多くても10人と、こういうようになってるわけです。比較するんですね、やっぱり経済というのは全て比較でございますから、その比較をいたしますと片や15、20、これは2から5、それから10とかそういう数字がばらばらと見えるわけですね。そうなりますと、それはどういう事かなと、来て欲しいのか来て欲しくないのかなと、そういうような事で単純に考えればですね、私はどっちかということ単純な人間でございますから、数

字を見て低い方が、数値が低い方がですね、いいんじゃないかなというように思うわけでございます。

これを見ますと、あわら市の助成用件のハードルがかなり高いんじゃないかというように思われるんですね。これらの条件で果たして企業は積極的に、ご縁があれば、たとえばあわら市出身であるとか、あわら市で子供の時に育てられて、こうプラスなものがあつた、それならまたここへ戻ってくると思うんですが、そういうものが無ければですね、全くの他人の方が比較された時にどうしますか、あっち行きますわとなるんじゃないかなと、いうように思われます。

そこでですね、お尋ねをいたしますが、立地条件はもちろんでありますが、それはイコールに近いのではないかと先ほど申しましたけれども、企業誘致、雇用促進という激烈な競争に果敢に打勝ち、我が市の住民の雇用を積極的に促進するとういう優遇制度というものの助成用件や助成限度額など、全体の見直しを行なうお考えがあるのかということをお尋ねしたかったわけでございます。言わば我が市の市民が、我が市で雇用する、他所行って働かない、私達の仲間が私達のところから雇用して行く、通勤もそんなにかからないわけですから、それが一番最も自然なんではないかなと、更に申し上げますとですね、隣の、お隣に出来ました新設坂井市では、今月招集される9月定例市議会において、企業誘致のための優遇措置の条例改正案を提出するんだと聞きましてですね、どんなんですかとかこういうふうにお尋ねしましたら、かなりこう低い、更にですね新しいものだけじゃないんですね、要するに現在、行なわれている企業経営の中でも拡大して行くならこうしようというような事がですねあるんだと聞いて、詳しい事を教えて下さいといたら、これはだめだと、だめというように言われ、なんでっていたら、これまだやってないから、発表してないのにそんな事言えるかというような事で、どんなんですかと聞きますと、そういうような事がですね出てきたわけでございます。

格差が生じるのか、いやすでに生じようとしているのではないかと、我が市と、例えばお隣、そういうものでいわゆる差がついてしまうんじゃないかと、このような危機感があるわけで、私の中に生じるわけでございます。

坂井市の新しい条例案につきましては議会承認が必要なんであるわけですから、詳しい事は聞きませんが、聞くところによればかなり抜本的な条例の改正が行なわれるということでありまして。ということは、我々を抜きん出て、我々よりもですね先に行ってしまう、それはいわゆる先行逃げ切りと言いますか、勝負でいいますと戦略的といえますか、そういう事があるのかなとこういうふうに思うわけでございます。

又、現在、立派に操業されておられる企業各位に置かれましても、増設等の設備投資を行なって固定資産税を払うんだという場合の企業の優遇措置もですね、いわゆるあわら市の中であるのかなと、他所ではあるわけですから、建てたら建てっぱなし、やったらやりっぱなしというのでは、ちょっと釣った魚にえさやらないというのでは、ちょっとこれ問題かなと、そうじゃなくてももっとがんばって成長していただきたいと、更なる、ようするに投資を我が市でやっていただきたいというようなこともですねあ

るのかなというように思うわけでございます。

企業誘致はあわら市の発展の根幹、そして生命線であると位置付けられておりますが、あわら市を率いる、父である松木市長の前向きな、力強いご答弁をお願いしたいと、お願いしてもどうなるかわかりませんが、向上的なですね、いわゆる我が市は工場を建てるんだよ、要するに私達は農業と観光だけにぶら下がるんじゃないよ、自らの力、あるいは側から入ってこられる経営者の人たちの力を借りて、いわゆる一体化してがんばって行くんだと、そういう力強いご答弁をですね、松木市長もいろんな問題をクリアしてこられましたんで、そろそろ前向きにですね、昔JICにいらっしまったというような事も聞いておりますんで、何かそういう部分で企業化グループに対して挑戦して行く、そういうような事があるんじゃないかとそういうように思っております。

又、対策に対してですね、対策室等を創設してがんばるという事があるんじゃないかと、なんで対策室があるのかなとなりますとですね、見たんですね、いろいろと比較してみたんですね、そしたら観光商工課の方で何人かで、ちょこちょここうやってると、ということで本当に待ちの経営でいいますと、待ちの経営と責めの経営があるんですが、あわら市においては経済産業部ですね、観光商工、商工観光課で、商工労政グループという方がお二人いたっしゃる。隣の坂井市は産業経済部で商工観光課に同じように、何とか係り、商工労政係りというのがあるんですが3名です。又、この隣ですね加賀市へ行きますと、総務部政策課、企業誘致室に、室というのがあるんですね、これさっきはグループと係りだけですが、ここに部屋がありまして、お二人いらっしゃる、商工観光課には商工係りの方がお一人いらっしゃると、だからあくまでもこれ、坂井市と加賀市とあわら市を比較すると、まあ1名少ないと、この1名の差が非常に大きいんじゃないかと、まあこういうように思うわけでございます。

そこでですね、企業誘致に関しましてはその辺りで終わらせていただきますが、次に本年度オープンいたしました、営業開始した、きららの丘の営業、経営に状況、そして今後をお尋ねいたします。

今年の春から営業を開始した、「きららの丘」の経営状況はどうなっているのか、又、新たな経営の可能性はあるのかをお尋ねいたします。

今年春から、「きららの丘」がJA花咲ふくいさんによって営業が開始され、3ヶ月あまりが経過した所ではありますが、これまでの経営状況や来客数等の現状はどのように推移しているのかお聞かせいただきたいと思っております。

又、「きららの丘」は坂井北部丘陵で生産されている野菜とかそういうものをですね、いろんな農産物をですね、直接地元の消費者にお届けするんだという役割を担っている施設であると聞いておりますが、いわゆる地産地消、これ前も私質問いたしましたけれども、学校の給食センターであるとか、あるいは地元の観光地で使うとか、そういう事についてですね、いろんな事での事をですね、ございましたらひとつ前向きな力強いご答弁を、先ほどあわら市の父と言いましたけれども、松木市長になんとかひとつ、前向きなご答弁をいただきたいというように思って、質問に変えさせていただ

きます。

よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 関山議員の1点目の質問でございますが、企業誘致は、あわら市にとって重要な施策と考えておりますが、多くの自治体も企業誘致に積極的に取り組んでいる中で、企業誘致を現実のものにするには、各種の条件を備えていなければならないと考えております。

その条件とは、高速交通ネットワークの充実、安価な地価、地耐力の確保、上下水道や電気等の完備であり、そのほか雇用対策や市の補助金等の優遇措置だと考えております。

本市におきましても、7項目の助成金の優遇措置を条例で制定しており、用地取得助成金については取得価格の3割以内で上限1億円を限度、基盤整備助成金は地耐力調査費等の5割以内で500万円を限度、工場等緑化推進助成金は工事費の3割以内で500万円を限度などの助成措置がございます、他の自治体と比較しても、助成金そのものは遜色のない内容になっております。しかしながら、その交付要件が、最近の進出企業には厳しすぎる感があるようでございまして、これまで交付の対象となった企業が無いのが実情でございます。

このことから、企業が進出しやすい要件を調査しながら条例の改正等も含めて今後検討してまいりたいと考えております。

なお、既存の企業の優遇措置につきましては、工業地域、準工業地域及び工業団地内で操業している企業の新たな設備投資等につきまして、要件が合致すれば助成の対象としております。

また、人口増加と税収の増加を図るために、市外の社宅などから通勤している企業の社員が、市内に住んでもらえるように、新たな助成制度も、企業の要望を聞きながら、併せて検討したいと考えておりますので、ご理解をお願い致したいと思います。

次に2点目でございますが、「きららの丘」につきましては、5月27日のオープン以来順調に推移しており、8月末までの販売実績は、野菜等の直販部門においては累計額で9,400万円、月平均では3,100万円で、当初目標の2倍以上の販売高があったとの報告を受けております。

さらに、野菜の直売以外にも米パン工房やソバなどの販売も行われており、3ヶ月累計で830万円の売り上げがあったと聞いておりますし、来場者数においても3ヶ月累計で8万1千人、1日平均800人の方が来場している状況となっております。

今後は、秋から冬に向けた端境期の取り組みが問題になるかと思っておりますが、他のJAグループなどとも連携をして販売品の充実を図っていきたいと考えております。

また、「きららの丘」では、新鮮な野菜の販売が主なものとなっており、販売品の鮮度については特に注意を払う必要があることから、毎日閉店後には売れ残りの野菜等のチェックを行って、生産者自らが、それぞれ入れ替えを行い常に新鮮な野菜をお

届けできるよう心がけているとの報告を受けております。

そのほかにも、地産地消の観点から、新たな取り組みとして、7月と8月の両月において市内の保育所および幼稚園に対し、月1回程度米粉パンを提供しているほか、野菜についてもメニューに応じて提供をしておりますので、今後は安定した供給ができるよう充実させていきたいとのことであります。

市といたしましても、丘陵地の畑作農業を支援するため「きららの丘」の会員の充実とより多くの地元食材が市民に供給出来るよう指導して行きたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 7番、関山博夫君。

7番(関山博夫君) 質問はその程度なんですけれども、意見と言いますか、そういう意味で何事にもその待ってるだけではだめなんです、やっぱり働きかけて行く、功德と言いますか、そういう事が大事なんじゃないかと、やっぱり2年前、4年、3年前ですか、福井県の知事がですね、トップセールス、リーダーのトップセールスという事がいかに大事かという事を説かれて、ここ3年経過されたわけで、そんな中で知名度の低かった福井県もここまで災害もあるし、いろんな事あるけれども、克服して、福井がですね少しは有名になった、長寿福井と食もおいしいと、なんかそんな事もですね前向きな部分も、ちょっと聞いていると暗くなりますんで、暗くならないようにですね、灯りを少しは保つ為にもですね、この松木市長のプラスの面をこれから後2年間、がんばって発揮していただいて、私達に少しでもですね、富までは行かなくてもゆとりをいただくように、笑顔をいただくようにですね、お願いして質問に変えさせていただきたいと思えます。

これからもどうぞがんばっていただきますように、よろしく願いいたします。

議長(山川 豊君) 暫時休憩をします。

再開は2時50分からお願い申し上げます。

(午後2時38分)

議長(山川 豊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時50分)

向山信博君

議長(山川 豊君) 通告順に従い、8番、向山信博君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 8番、向山信博君。

8番(向山信博君) 8番、向山です。質問をいたします。

改革断行と大儀をしてスタートしました小泉内閣も、5年の長きに渡り政権を担当いたしました。今月末で交代という事ではありますが、まだまだ改革半ばであるという

ように思います。

しかし、これまでの改革が果たして、私達、国民にどのような影響があったかと、私はこの5年の間に、我が日本がいくつかの体験をしながらの状況でございましたけれども、少なくとも一般の我々に対しては、特に生活面では改革がきちんと実行されて、そして我々国民にいい影響があったとは思いません。といいますのも、企業の、大企業の努力によつての景気回復はございましたが、まだまだ地方にある中小企業、零細企業におきましては、非常に厳しい状況であると思ひます。

そしてまたいくつかの改革の中では、特に生活保護費における老齡加算の廃止、これから益々、老人が増える中で、この社会保障制度は後退であると思ひません。また、凶悪な犯罪や事件が益々増えておりますし、これらを取り締る警察官の増員といたしながらも、末端で実務を担当する方々の数は決して増えたように思ひません。

赤字財政も改善をされておられませんし、また、中央官公庁の職員の天下りに対しても、以前解消をしておられません。ましてや国会議員の数についても議論すらされておられません。まず自らが、処すという気持ちとしては、全くなかったように思ひます。

郵政民営化をあたかも改革の本丸のように言ってきましたが、少なくとも地方、そして地方の中にある過疎地においては、決して有効な改革であるというようには思ひておられません。

また、刺客まで送つての選挙でございましたけれども、そういうような事を思ひますと、非常に恐怖の政治であつたというように思われても仕方が無い時代だつたなというように思ひておるところでございます。また、三位一体の改革といたしながらも、税源移譲につきましては依然として触れられず、地方交付税や補助金の削減しか目に付きません。

このように弱肉強食の格差社会を作ろうとしている事が、これでピリオドを打てるのかどうか、非常に問題があつたと思ひています。しかしながら、このような事で我々地方自治体が驚いているばかりでなく、今後は自らがきちんと汗と知恵を出しながら改革をしていかなければならないというように思ひるわけでございます。そういう意味においても、特に政府がやっております地方中心の考え方や、人口集中の要因を解決するような、このような策が非常に大事であるというように思ひます。特に地方においても、中心部だけの発展じゃなしに、市全体が、市民全体が公平公平にそのチャンスをいただけるような改革でなければならずというように思ひるわけでございます。

私達はこの期を転換年度と考え、他人任せでなく頭で考え、知恵を出し、手作りの地域お越しをしていかなければならないというように考へている物であります。自分達の地域の強みは何なのか、美しい山河なのか、住民パワーなのか、きちんと見極めながらこれまでの慣習にとられる事無く、発想の転換を図りながら、血の滲むような努力をしなければならずというように思ひます。従つて、行政においても市民へのサービスを考へながら、大胆な改革を断行していただきたいというように思ひておるところでございます。

まあそれに伴わず、支出の削減ばかりでなく、綿密な計算をした上での投資効果の

ある事業の展開も必要であるというように思います。そのひとつとして、企業誘致を事業として考えられないかということでございます。先ほど関山議員がこのことについて触れまして、いくつかの回答をいただきましたが、あえて再度、質問させていただきたいと思います。

企業誘致は人口の増加、雇用の拡大、そして優良企業であれば法人税の増加も見込まれるわけでございます。市長にお尋ねをいたします。現在、財政的に非常に厳しい状況であります。10年、20年、30年先を考え、先行投資的な工業団地の造成の考えはあるのかどうか、また市が積極的に地域住民に働きかけるためにも、また立地条件の調査も行なわなければならないということでございますので、そのような対応の為の対策室の設置も必要と考えます。

これらについての答弁をよろしくお願ひしたいというように思います。

次に、市の環境保全についてお尋ねをいたします。

あわら市には産業廃棄物の中間処理施設、埋立地、砂利採取地等が異常と思えるほど多くあります。このような環境の中で、もうこれ以上増やさないという方策を取らなければならないというように思います。

それは県に申請をすれば業務が出来るというような状況の中で、県の管理体制や、管理をする人の数が極めて疑問でございます。市はその事を認識しながら、その方策を考えなければならないというように思います。

自分で守るという事が大事であります。先ほども申し上げましたが、他人任せ、お願いに浸りきっている事ばかりでなく、自らがその解決に向けて行動をしなければならないと思います。

先日わかった事でございますが、私の住んでいる近くにあり、上野区の養鶏場跡地に古タイヤの集積地のための工事が始まりました。説明では輸出のために一時中継地として利用をするということでございますが、それならばあの地は余りにも不便であるというように思います。焼却をしたり、何かおかしい事をするのではないかと、うように勘ぐりたくのは当然だと思ひます。

このようにあわら市の中には、考えられないほど多くのこういう場所があるということについて、市民の皆様には認識をしていただきたいというように思ひます。

私はこの思ひを、この事を関係当局は真剣に考え、法的にどうしようもないから諦めるのではなく、市民の皆様方に充分認識をしていただき、住民パワーを活用するか、知恵を出してこの事の対応をしなければならないというように思ひますが、いかが考えておられますかお尋ねをしたいと思ひます。

以上で私の1回目の質問を終わらせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 向山議員のご質問にお答えをいたします。

新たな土地を取得造成し企業誘致を図ることは、市の収入や雇用拡大などで必要と考へておりますが、企業の必要とする条件や要望を満たさなければなりません。また、

全国の市町村における企業の誘致合戦を見ておりまして、先行して造成された土地が、誘致されずにたくさん遊休地として残っているのが現状であります。

このことから、厳しい財政状況の中で、先行投資的な工業団地の造成は非常に困難であると考えております。

また、現在、市内には中部工業団地と熊坂工業団地があります。中部工業団地は総面積34.1ヘクタールで10社の企業が、熊坂工業団地は総面積17.2ヘクタールで2社の企業が操業しております。団地内には、中部工業団地に2.7ヘクタール、熊坂工業団地に2.6ヘクタールの立地可能な未造成の用地がございますが、これらの用地も現在のところ造成予定はないものであります。しかしながら、各企業の情報を集めながら、必要があれば造成を検討していきたいと考えております。

また、企業を誘致するには、企業のニーズに対応するとともに、地域住民の理解を得ることも必要であります。現在数ヶ所の適地を把握しておりますが、更に各区に工場用地や社屋として適当な土地の有無を調査しながら、誘致活動を進めて参りたいと考えております。

企業誘致の事務については、企業情報をはじめ、各種の調査も必要と認識しており、現在、観光商工課において担当をいたしておりますが、来年度に庁舎の統合を予定しておりますので、その際の組織の見直しの中で各課の事務分掌を精査しながら企業誘致事務の強化を検討したいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

2点目のご質問でございますが、あわら市内には、県が許可をしている産業廃棄物処理施設が11箇所、その他届出制などによる産業廃棄物関連処理施設が9箇所あります。

産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により都道府県知事の許可を受けなければならないとされております。

福井県は、指導要領で地元同意を得ることとし、事業者に対して施設設置の協議があれば地元同意を求めています。法的な根拠はなく、地元同意がなくても申請書が提出されれば、それが許可基準を満たしていれば許可せざるを得ないのが現状であります。

また、許可を要しない小規模な施設については、県へ届出を行なうことにより設置できることとなっております。

産業廃棄物処理施設等は、土砂採取跡地や工場跡地、あるいは原野や雑種地等に多くあります。

今後このような施設等を増やさないためには、地権者の利権関係もありますが、地元や地権者、近隣区がよく話し合い、地域ぐるみの方針を決めて対応していくことが最善の方策と考えております。

そのためには、市としまして市民の皆様にご理解をいただくために、市政懇談会等において環境問題について周知して参りたいと考えております。

また、現在事業を行っているこれらの施設や場所については、県と連携を取りなが

らパトロール等の実施により監視を強化し、公害の防止発生に努めて参りたいと考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

8番(向山信博君) 1点目の質問につきまして、再度質問をいたします。

先日、私共、産業建設常任委員会はお隣の石川県の小松市、富山県の氷見市議会を視察研修を行ないました。この際、企業誘致についていくつか勉強してまいりましたので、その中身についてご紹介をし、質問したいと思っております。

特に小松市では、市内外の企業1,000社に対して用地の場所とか、用地単価等のアンケート調査を行なったということでございます。特に候補地は優良農地に位置しておりますが、企業が好んできてくれるという観点から、候補地を決定をしたということでございます。

これらについて私が思いますのは、このように他自治体も本当に積極的にその対策を考えている中で、当あわら市は他と比べて北陸自動車道、国道8号線、縦貫道路、そしてまた建設予定の新幹線の停車駅も有するいい条件がそろっております。従ってこれらにつつまして、他の自治体との競争もあろうかと思っておりますが、本当に市として取り組まなければならないというように考え、今後積極的に努力する為に、時にその事業を実行する為に、対策室等の設置を強く要望して行きたいと思っております。

従って先程ありましたような、条件につきましては当然、整備をしなければならないというように思っておりますので、この件についてもよろしくお願いを申し上げます。特に先ほど言いました、優良農地の確保については特に今後の農業施策とのからみもでございます。この点について、市長はどのように考えておられるのかお聞きしたいというように思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 経済産業部長、平田幸一。

経済産業部長(平田幸一君) 向山議員の再度のご質問にお答えしたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、企業につきましては全国各自治体とも積極的に取り組んでいる所でございます。ただ今、向山議員さんがおっしゃいました小松市の自治体の取り組みのような事につきましても、我々といたしましても参考にしながら、あわら市といたしましては、工場適地の調査、また優良農地等の確保につきましても、住民との理解等を得ながら進めると。また、企業立地優遇造成制度につきましては、先ほど関山議員の時にも答弁いたしましたけれども、制度の見直し、また新に市内に住んでもらうような、新たな助成制度の新設、また企業の要望を聞きながら、県が毎年開催しております、企業セミナー等にも積極的に参加いたしまして、企業の情報をはじめ、各種調査を行ないまして、企業誘致に積極的に取り組んで行きたいと考えておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 8番、向山信博君。

8番(向山信博君) それでは二つ目の質問に対しまして、再度質問いたします。

この問題につきましては、我々環境対策調査特別委員会は最近、二度に渡りまして市内の事情調査を行ないました。そしてまた視察も行ないました。また県と懇談会も開催し、意見の交歓会も行ないました。

私は周辺部に住む人間として、常にこの事に対して関心を持っております。ゴミに犯されていく市の環境について住民全体できちんと認識をし、住民パワーでしか歯止めができない事は解っておりますが、この事を市は認識をし、まだまだ知らない市民の皆様方にこの事を充分周知徹底すべきであるというように思います。

また、簡単に土地を売らない為にも、農業委員をはじめとする各区の全員がこの事を強く認識をするような考え方を植え付ける為にも、先ほどありましたような地域住民の説明会、もしくはそのような会合の場で、市として十分に認識をしていただくような運動をしていただきたいと思います。

終わりになりますけれども、先ほどの企業誘致につきましても、小松市等は我があわら市よりもまだまだ大きな負債を抱えている市でございます。しかしながら、この先生き残りを賭けて、必死で収入を考えているところから、このような発想が生まれ、一生懸命がんばっているというようにお聞きしております。従って、我があわら市におきましても、非常に厳しい競争でございますが、この事について今後、真剣に考えていただきたい、そして実行に移していただきたいというように思います。

また、環境の保全につきましても、私の知る限りでは本当にこれほどの場所があるという認識をしていない市民がほとんどでございます。この事についても、もちろん我々もそういう話は都度、やっていきたいと思いますが、市当局に置かれましてもこの事をきちんと市民の皆様方に認識をしていただくためにも、今後必要な努力をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

よろしくお願い致します。ありがとうございました。

卯目ひろみ君

議長（山川 豊君） 続きまして通告順に従い、14番、卯目ひろみ君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 14番、卯目ひろみ君。

14番（卯目ひろみ君） 順番がまいりましたので、一般質問をさせていただきます。

コミュニティバスの運行について、私には本当に予想外でした。ここまで乗る人が少ないというのは、想定外のことでした。

交通弱者のための生活交通の確保が最大の目的のはずだったんです。残念ながらコミュニティバスに合う時は、いつもほとんどが空の状態で走っている時が多く、本当に寂しい気がしますし、ある時はコミュニティバスのバス停に人が立っている時があるんですね、そういう時は何かうれしい気持ちにさえなるんです。

そんな思いを持っていますと、町中を走っている為に人目にも付くんだと思うんで

すけれども、住民からも何とかならないものかという、そういうたくさんの方の声をよく聞きます。

この11月で運行1年目を迎えるにあたりまして、見直しをする計画はあるのか無いのか、コミュニティバス事業の今後の見通しについて、3点の質問をいたします。

まず、一つ目です。元々金津町時代に行なわれていた町営バスと福祉バスを合併後、全地域住民のために拡大して創設された新しい事業であると認識しているところですけれども、しかし大いに活用されるべき事業のはずが、予想に反して思った以上に、それほど住民の方々には利用されているようには私には思えません。

どこかにその原因があるはずなんですね。これまで1年近くですけれども、事業を展開してこられて、ここにいたる、つまり乗客が乗らない原因はどこにあるとお考えでしょうか、率直にお答えください。

二つ目です。運転免許を持たない交通弱者の人たちが、バスを利用する時には、何か必ず目的があって、そして乗るものだと、利用するものだと思いますが、余りにも利用度の少ないバスを見ていると、その時間帯だけでもバス以外に、例えばジャンボタクシークラスですとか、あるいはタクシークラス、そういった小さい型の車を、これはもちろん、それぞれ経費の計算というんですか、そういう事も必要だと思いますし、また県内にある自治体等でも、そういう事を取り入れているような自治体もあるというような事を聞いていますので、そういう物などを上手に活用するような方法というのは考えられないか、考えていらっしゃらないかお聞きいたします。

三つ目ですけれども、行政サービスとしてこれらのバスを頼りにしている方達、このバスがなくてはならない方達もこの市内にはきっといるはずですが、完全にそのものを無くしてしまっていていいとは決して思いませんが、少なくともその路線によってはですね、これまでのデータ等を見せていただいても、かなり差があるような気がしますので、一部廃止もやむなしというような、勇気ある決断も必要ではないかと考えます。

これは合併前のことなんですけれども、かつて三国、芦原、金津を経由して、小松空港へ行くバスが、1日に何便か出ておりました。それもやはり、思ったより乗客が極端に少なく、その最低の目標というのがあったと思うんですけども、その目標を達するまでに、その目標半ばにして廃止を余儀なくしたというような事があったと思うんですね。でもその後、そのバスが無い為に本当に不自由ではないというのは、ちょっと耳にしておりませんので、何か工夫をすればもっといい方法があるのではないかという考えから、今日の質問をさせていただきました。

そういったことから理事者として、今後そういう事に対しまして、どのような考え方をされているのか、ぜひお答えいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 卯目議員のご質問にお答えいたします。

昨今の公共交通機関は、運転免許の取得、自家用車の普及また、少子化による子供の減少などにより、利用者離れが生じ、路線バスの廃止や撤退を生みだしております。

しかしながら、老人世帯や運転免許をもっていない方、いわゆる交通弱者といわれている方にとっては、バスの廃止や撤退はそれまで生活の足として在ったものがなくなり、大変な不便さを感じております。

私は、選挙公約の中でもコミュニティバスの運行について緊急の課題としてとらえ、昨年11月から6ルートの運行に取り組んで参り、今年度の予算は運行委託料5,250万円で、県の補助金1,375万円を計上しております。

これまで、運行を開始し約10ヶ月を経過したところであり、7月末現在の乗車数は、31,160人となっております。

乗らない原因といたしましては、旧の福祉バスや市営バスなど既存のあった地域につきましては、ある程度の定着もあり利用者がございますが、路線によっては、利便性の問題や運行時刻のずれ、あるいは家族に送迎してもらうなどの、より利用者が少ないところがあるのが、現実であります。

又、生活交通の確保にバス以外はないかということがございますが、バス以外に考えられるのは、タクシーであります。運行につきましてはバス運行地域とタクシー運行地域との格差が生じることのないように、十分検討しなければならないと考えております。

本来、コミュニティバスは、路線バス事業者が運行しない又は撤退した地域を運行し、しかも運賃は低額で営利事業にはそぐわず、交通空白地帯の解消、公共交通の確保という公益的な観点から、運行をいたしております。

従いまして、議員ご指摘の廃止につきましては、今後、地域住民のアンケート調査やご意見等を賜り、地域の生活動態やニーズに対応するべく、改善を重ね、各ルートの接続や人数に合わせたバス等の選択など運行形態また、ルート毎の運行回数、日曜、祭日、年末年始、極端に利用者の少ないバス停の廃止等の運行方法の見直しを行い、より利便性のあるコミュニティバスにして行きたいと考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) 今のお答えの中に、交通弱者のための緊急の事態として事業を開始されたとお答えがありましたけれども、この事業に対しましては、とても重要な事業であるということは充分認識しているんですね。

現実には厳しくて、理想と現実の違いっていうんですか、あるいはギャップというようなものを感じてしまうんですね。実は私も乗ってみました。そして、聞くと見るとは大違いで、乗ってみますと時間帯とかコースですとか、目的地までにかかりすぎる時間ですとか、いろんな問題が見えてくるんですね。今後見直しを検討するということなんですけれども、やっぱり改善はどうしても必要だと思っております。そのために1年近く経つわけですから、データだけではなくて、具体的に今日までの間にもっといろんな意見ですとか、考えとかもあったと思うんですけども、どのような事がなされてきているか、またこれからそのためにどのような努力をされていこうと考えておら

れるのか、そういう事もお聞きしたいと思いますが。
お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市民生活部長、山田重喜君。

市民生活部長(山田重喜君) 卯目議員の再度のご質問にお答えいたします。

コミュニティバスにつきましては11月が来ますと、丸1年経つという事でございまして、正確な乗車関係はわかるかと思えます。

いわゆる利用者サイドからですね、地元から、あるいは区長さん等を通じまして、いろいろ38件ばかりですね、また運転手の方からも要望がございまして、そういう案件がございました。しかしながら、これ全部取り入れるわけにはいきませんので、時刻の変更、あるいは停車位置の変更ですね、これら関係を6点改善してまいりました。

今後でございますけれども、やはりですね、今申しましたようにですね、運転される方の意見、さらに現在、新郷、本荘方面で取り入れているアンケート調査、あるいは全体的な見直しを視野に入れまして、更にはですね卯目議員さんも参加してございます、あわら市地域生活交通活性化協議会、この辺とも充分協議しながら投資効果の高い事業に取り組んでいきたいと思っておりますのでご理解を賜りたいと思えます。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) 私も検討委員会の一員として入っておりましたので、本当に自分の思いと、今回の現実がね、違ったということに、本当にもどかしい思いでいるんですね。ですからできるだけこの次の新しい年にはできる限りの努力をしていかなければならないのではないかなと思ってるんです。

そこでもう一つ質問をしたいのですが、車を運転できない人にとりましては、目的地までの移動手段としては、本当に無くてはならないものと思っている方、それから認めている方、そのためにお金を使うってということもね、それは認められると思うんですね、ただ、住民のニーズに合うって事が、やはり最大のサービスとなるわけです。そこには厳しい現実がありまして、私達はやはり費用対効果の原則というんですか、そういう事も避けて通れないもの、そういうように思っています。

財政がこういう厳しい時でもありますし、2年目の課題としまして、ぜひ財政面でも検討されるべきではないかと考えています。この事業は委託事業ってなってるんですね、その委託事業というのは性質上、当初予算が決まってしまうと、途中変更が出来ないというんですか、そういうのもあるのかなと思うんですけれども、その財政面につきまして、今又、来年度のおそらく当初予算のいろんな事が始まると思うんですけれども、特に慎重に検討していただかないといけないと思えます。委託事業は委託事業として、財政面でどういようにお考えなのかという事を、もしお答えしていただければ、聞きたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 非常に難しい話なんですけど、今コミュニティバス、委託をしております。委託を受けている会社の方もですね、今1年間という契約で受けています。例えばバスをですね、例えば利用者にやさしいバスにしたり、あるいは目立つようなものにしたり、それから色々工夫をしたいというお話がございます。ところが1年間の契約でございますので、来年継続するか、それから当たらない可能性もあります。そういった事もございまして、会社としてはいろいろと投資もしたいし、工夫もしたいというんですけども、市がこうして下さいという話の中で、それなりにしてもらってるという事なんですね。

今、卯目議員言われるように、今後もっと工夫を重ねてという話と、それから財政が厳しいので止めたらどうかという話しを、問題が出てきますとですね、来年途中でとか、あるいは来年1路線は割愛させてもらうとかという話しになると、継続してでの話ではなくなるので、非常に会社としては今後、人員の配置等もございまして、難しい部分があるんですね。

今年の契約時にも会社から色々とお話ございまして、そういった問題について、今後市としてもしっかり考えていかないと、今の状況のまま、新しい手を打たずになるのではないかと思います。

今後は1年間経ちますので、来年に向けて総合的に一度考えて、また関係の皆様方の諮問等もお願いしてですね、それで来年のあり方、そして長期的なあり方も考えていきたいなと思いますので、財政的にどうやこうやというのは、今はわかりませんので、そんな考え方で取り組んでいきたいなと思ってます。

議長(山川 豊君) 暫時休憩をします。

再開は4時半から再開します。

(午後4時20分)

議長(山川 豊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後4時31分)

議長(山川 豊君) お諮りします。

本日の会議時間は議事の都合により、予め延長したいと思います。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

よって本日の会議時間は延長する事に決定しました。

八木秀雄君

議長（山川 豊君） 続きまして通告順に従い、1番、八木秀雄君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 1番、八木秀雄君。

1番（八木秀雄君） 1番、八木秀雄、質問します。

市長はコミュニティバスの導入は交通弱者への移動手段の配慮、観光地あわら市を安い料金で移動できる、市民の方々がバスを利用して、まちの活性化を図り、市民の出会いを作り機関、これ以外の目的もあります。このようにコミュニティバスは市民にとって大きな期待でありました。

さてコミュニティバスも9月で10ヶ月になります。運行状況についてお答えください。

観光生活ルート合わせて6ルートがあるが、6ルートの乗車状況はどのようになっているのか、時刻、時間、停車場所、改正、増設しているが成果はあったか。

南ルート2号線にかかる地域にアンケートを出しているがその目的はどのような事か。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 八木議員のご質問にお答えいたします。

ご存知のとおり、マイカーの普及による公共交通機関利用者の減少は、公共交通機関の存続に大きな影響を及ぼし、路線バスの廃止・撤退等を生み出しております。さらに、核家族化また高齢化が進む中、公共交通機関の存在は、運転免許のない皆様にとりまして、生活の足として重要な位置を占めるものであります。こういった状況の中、交通弱者の生活交通を確保すべく、昨年11月よりコミュニティバスを運行しております。

7月末日現在の9ヶ月の実績につきましては、細呂木・坪江方面の北ルート1号線、3,066人、1日当り、11.2人、吉崎・細呂木方面の北ルート2号線、14、624人、1日当り、53.6人、北潟方面の北ルート3号線、3,941人、1日当り、14.4人、伊井、坪江、劔岳方面の南ルート1号線、6,090人、1日当り、22.3人、新郷・本荘方面の南ルート2号線、1,271人、1日当り、4.7人、また、観光路線の北ルート4号線が、2,168人、1日当り、7.9人、とこれまでに、31,160人の方が利用いただいたところでございます。

次に、運行に対する要望等軽微な改善につきましては、本年1月に利便性を高める為、運行時刻の変更とバス停の増設を北ルート1号線・2号線・3号線と南ルート1号線を対象に、さらに、5月には乗車時間の短縮と利便性の向上を図るために、北ル

ート1号線・2号線・3号線と南ルート1号線の運行時間を変更を部分的に行っております。

これらによりまして、若干の乗車数の増を見ております。

次に、アンケートの件につきましては、生活路線として1番利用度の低い、新郷・本荘方面の南ルート2号線にかかわる地区に対して実施をいたしております。

この地区につきましては、一番距離の短い中心部を縦断する形で、京福バスが路線バスとして運行しております。コミュニティバスは、これとの競合をさけた路線設定を行っております。

このような状況にあつて、生活における食料品・雑貨品の購入先やかかりつけの病院等現実的な生活圏の動態の把握、また、運行に対する建設的な意見の収集を求めているものであります。

この、アンケートの中では、廃止についても触れており、今後、全体的な改善・調整の中で、アンケート結果をも踏まえまして、市民のニーズに応えるべく利便性のある運行を行って参りたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 1番、八木秀雄君。

1番(八木秀雄君) 2回目の質問をさせていただきます。

どうしてコミュニティバスに乗らないのかという具合に素朴な疑問をいただきました。

私も今年の春休みの頃から、自分なりに市民の方に聞き取りというんですかね、お話しをして、お聞きしました。それから当事者であるドライバーの方にも、直接、どうしてバスに乗らないのかなという事もお聞きしました。

そういう事を聞きまして、市側の方に来ましたら、先ほど市長がお答えしましたように時刻表とか、ルートの変更とか、それから停車場を増やすとか、いろんな努力をされているという事で、非常に努力をなさっているなという事は実感しました。

しかし、努力はしているんですけど、中々成果が出ないという事がこの現実でありまして、本当に私も何とかいい方法がないかと、たくさんとこのバスを乗っていただくのにどうしたらいいかという具合に、素朴な疑問を抱きました。

それでぜひ、この交通弱者の為にね、このコミュニティバス、またはこれに変わるような、ぜひ交通機関を残していただきたいと思っておりますので、それについてお答えいただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市民生活部長、山田重喜君。

市民生活部長(山田重喜君) 八木議員のご質問にお答えいたします。

現在、9ヶ月経ってるわけでございますけれども、10ヶ月経ってるわけでございますけれども、当初の目的がですね、あくまでも運転免許のない、あるいはそういった状況にある方の救いという事でございまして、目標値は設定してございませんでした。

ですから1年間経ちましてですね、その状況をしっかり把握いたしまして、また運

転者の意見等も聞きましてですね、これからの経費の問題ももちろんございますけれども、例えばですね、間引き運転をすとか、あるいは小型車に変更すとか、これは卯目議員の質問に対して市長が答えていましたけれども、経費の問題等もあるわけでございますけれども、いずれにいたしましてもいわゆる投資効果の高い、そのような方向に持っていきたいと思いますのでご理解を賜りたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 1番、八木秀雄君。

1番（八木秀雄君） 決意をいただきました。重ねて申し上げますと、本当にお年よりの方とお話しますと、やはり家にこもっているよりもね、やはりその買い物をしたり、病院へ行って、また同じ具合の方と色々なお話をする、そういう事がやはり非常に無いというんですかね、楽しみにしているという事もございまして、ぜひ市は大きな大改革でもいいですからね、例えばお隣の街の坂井市と協定を結んで、もう少しコミュニティバスとかそういう交通機関をちょっと伸ばしたりね、ぜひそういう事も、ぜひやめるのは簡単ですけども、ぜひ大きなこれがいいというくらいのね、やってみなわかりませんので、ぜひこのコミュニティバスと交通機関は、ぜひ私は残していただきたいという気持ちはございますので、その辺の決意をもう一度お聞きしたいと思いますので質問にお答え下さい。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 市民生活部長、山田重喜君。

市民生活部長（山田重喜君） 八木議員の再度の質問の件でございますけれども、これは石川県ですね、バスがこちらの方にきているという情報ももっておりますけれども、やはり隣町の坂井市とですね、交流的なバスという事になりますと、まずもってあわら市内をですね、充実いたしまして、また無駄のないようにしまして、それからかなというような気がいたしております。

従いまして、これにつきましては充分検討させていただきまして、努力したいと思っておりますのでご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

大下重一君

議長（山川 豊君） 続きまして通告順に従い、3番、大下重一君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 3番、大下重一君。

3番（大下重一君） それでは通告順に従って、私の方から一般質問をさせていただきます。

質問内容は地域の再生について、坂井市との2市合併を視野に、研究会というものを立ち上げるお考えはないかという事をお尋ねしたいと思います。

前段の各議員の方より、このあわら市の現状、いわゆる財政の問題が主だと思えますが、今後見通して、いろんな心配をされるご質問等があり、私が今から申し上げる事と、やや重複するところもあろうかと思えますけれども、その辺のところはよろしくお願い申し上げます。

芦原と金津、両町が平成16年に合併し、あわら市となってちょうど3年目という事です。合併の最大の目的というのが、財政基盤の強化につながるというようなところで合併に踏み切ったように思うのですが、その後ですね、いろんな状況と申しましても、私は昨年7月議員になったばかりですので、その前は市民として目に写るもの、7月以降は議員として議会活動の中で見聞きするものが、いわゆる根拠になるわけですが、いくつか上げますと、果たしてこの合併そのものが、成果という物を上げてきたのか、あるいは上げることが期待できるのかという事となると、ここは冷静に一つ検証しなければならぬんじゃないかなというような思いになっているわけです。

例えば合併3年目というのに、平成18年度の当初予算案はいわゆる財政調整基金、あるいは減債基金のほぼ全額を取り崩しての、いわゆる苦心のやりくりになっている。債務負担行為の返済計画などもですね、合併初年度からとどこおってしまって、18年度も借り替えによる対応を余儀なくされている。はたまた今年3月に示された長期財政計画によれば、平成21年度から歳入歳出が逆転し、赤字財政になる、その対応としては行政改革大綱で都市計画税の導入とか、ゴミ袋、保育料、水道料等の公共料金の値上げによる住民負担というものを求めざる得ない。はたまた国の方は、これはマスコミでどんどん流してきているようにですね、三位一体の改革はいわゆる地方交付税の削減がどんどん先行している形で税源移譲というのはどうしても遅れてきているような感じがいたしますし、国庫補助金等の廃止、縮小はどうも止むところが無いような感じがしますし、先日の新聞によりますと、新型交付税なるものが登場して、9月に総務省がその骨格を示して、来年度から段階的に導入すると、どれを取ってもその地方泣かせというような形に取らざる得ないと思います。そしてまた、先日の全協では市長の方から実質公債比率が17.6%と、これも新たな計算基準に乗っ取ってという事は前提としてありますが、でもこれがあわら市の財政の実態を示す数字であり、18%にまさに近くなったという事です。

一方まちづくり全般を見ても、いわゆる坂井郡6町というのが歴史的、文化的、あるいは産業においてもいろんな面で、連携をし関係が深かった町ですが、結果2町の小規模な合併になったために、定住人口の増加とか観光産業、あるいは企業誘致など等々を戦略を組むにしても、相乗効果そのものがどうしても薄い、薄くならざる得ないような感じがしてならないという事です。

例えば、今後抱えている北陸新幹線の開業という大型プロジェクトもありますけれども、膨大な費用を投資して、そして得るメリットという事を考えますと、あわら市1市がその骨の部分を支えるという事は、かなりな無理がある。大変な厳しい事だというように思えてなりません。

本来、このような状況は努々合併の当初は考えていなかったと思います。当然、市としても精一杯の努力がなされて今日を迎えていると思うんですが、今一度合併の原点に立ち返りますと、合併とは一体何のためにしたのかという事であれば、いわゆるスケールメリット、いわゆる大規模化による経費の効率化、削減、あるいはまちづくりによる歳入増加という事が狙いであったように思います。

そこで単純に考えても、この3万の人口を抱えるあわら市の規模であるスケールメリットよりも、今、坂井郡6町が一体となって12万の市を誕生させる中で、いわゆるスケールメリットを出すという事は、これはまさに理にかなっているというように思わざる得ません。

市当局はいろんな面であわら市単独の考えを持って、戦術、戦略を組み、この難局を乗り切ろうとされておりますが、一方の戦略として、今広域連携に向けて、まずは研究会なるものを立ち上げて、長所短所を洗い出して、二市合併への機運を盛り上げるべきだと思うのですが、そういったお考えがあるかどうかをお伺いをしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 大下議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、財政基盤の強化は、合併の最大の目的の一つであります。

ただいまのご質問では、今回の芦原町と金津町の合併が、果たして財政基盤の強化につながったのか、その効果を疑問視されておられるようでございますが、現段階では、人件費などに大幅な削減効果が現れておりますし、財政指標を見れば財政力指数、経常収支比率、起債制限比率のいずれをとりましても、合併前に比較して格段の改善がなされているところであります。

しかしながら、長引く景気低迷により市税が伸び悩み、国の三位一体改革による大幅な地方交付税の削減などの影響で、合併前には想定しなかったほどに市の歳入が減少していることは事実であります。

そのため、行財政改革を強力に推進していく所存ではありますが、今後とも厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

なお、合併の効果というものは、一朝一夕に現れるものではないため、合併2年を経過したばかりでその効果を検証し結論づけるのは、いささか性急すぎるのではないかと考えます。

特に、合併のもう一つの目的である、地方分権の受け皿としての権能強化については、構造改革特区や地域再生計画への取り組み、移譲事務の推進、PFI事業の検討など、着実にその成果が現れています。

さて、スケールメリットを生かし、歴史的、文化的にもつながりの深い坂井市と、合併のための準備を始めてはどうか、とのお尋ねでございますが、合併後2年を経過したばかりのあわら市に現在求められているのは、更なる合併による新たな枠組みの構築ではなく、基礎的自治体としての基盤強化であります。すなわち、地方分権の受

け皿としての機能確立し、足元をしっかりと固めることこそが肝要であると考えております。このことは、本年3月に誕生したばかりの坂井市についてもいえるのではないのでしょうか。

したがいまして、現段階において、坂井市との合併を視野に入れ、その準備を始めることは時期尚早であると考えています。

なお、政府においては、今次国会で継続審議となったものの、「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案」を検討するなど、今後、国の道州制導入への気運は、確実に高まりつつあるものと予想されます。

私見ではございますが、この道州制が実現した場合は、あわら市や坂井市の枠組みは、更に福井市へをも視野に入れた中核市の誕生へと発展することもあるのではないかと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 3番、大下重一君。

3番(大下重一君) 3番、大下。

ただ今のご答弁の中で、まずはそのあわら市独自の受け皿を作る事が先決だというようなお話でございます。

あわら市独自のライフラインを充実させて、それからだというご判断だと認識するところですが、長期財政計画を見ましても、何を見ましても、いわゆる歳出面の事業計画が盛りだくさんというところで、その歳出をどんどん続けながらこの基盤を作るという事になれば、果たしてそれは確かな基盤なのか、一方で借金を抱えた上での基盤という事になれば話しが違ってくるのではないかなというような思いがいたします。

実は市民の間では、合併して一体何が良かったのという声は、実に多く聞かれます。この言葉を発する市民の方の思いの中には、振り返れば、私は金津の町民でありましたときに、市長が合併に踏み切る時のメッセージとして、負担は低い方へ、サービスは高い方にといいて合併のメリットなるものを声高にアピールされたように認識しておるんですね。

それで、その後になってみますと、つい先日統合中学校の建設に決定をされて、その準備に入っているところですが、教育的な観点からも例えば遠距離通学になったり、いろんな親の負担を考えますと、やっぱりこの地区には芦原中学校と金津中学校があった方が、それは父兄、親という住民のサービスというものは維持されるという形だろうかと思うんですが、行政サービスという点で統合中学校というのはやっぱり低下せざる得なかったんだと、財政的な理由で低下せざる得なかったんだろうと判断せざる得ないと思いますし、長期財政計画にうたわれている改善策として、結局住民負担を求めているその都市計画税だとか、各サービス料の値上げ、こういったものが一方で住みたくなるまちづくりを標榜しているこのあわら市の訴えているところと現実とがですね、かなりギャップがあるという事を市民の方も認識をしているところのように思います。

よって、またここで振り返って見ての話しになりますけれども、金津町にとってもこのままでは財政が持たないんだと、これではやって行けないという事で平成の大合併に踏み切って、芦原町さんと協議に入り合併を実現をいたしました。

そしてこのところに来てまた財政が厳しい、苦しいという話しが声高に聞こえていますし、そのような状況を認識せざる得ないような状況が出ていると、であればこの合併そのものに踏み切った事についての反省というところを今一度見直す、スタートを切った時点を今一度思い直して、同じ状況、また財政がないという現状を迎えたならば、ここでまた広域合併に向って、それを視野に入れた動きも必要でないかなというように思うわけです。

総合振興計画では平成27年度に、定住人口の目標31,000人とうたっております。この少子高齢化の時代で自治体間で人口が減ってどうしようもないという、お互いが人口の奪い合いを競い合う時代になってきている事はどなたも認知するところだと思うんですが、この前の国勢調査で坂井地区介護保険広域連合市は1,139人の増加をしたに反して、あわら市は1,098人の減少をみました。

この状況を踏まえて平成27年に人口目標を31,000人と掲げたわけですが、これを実現するという事になれば、並大抵の努力なり、施策が必要だと思わざる得ないのです。

何か特別なその方策をお持ちなら、ぜひお聞かせいただいて、元気の出る、市民に元気を出して欲しいというような発信をされたいかがかなというように思いますが、市民の側からすればいろんな状況の、危機的な状況について、ぜひ、説明責任、市民への現状の報告を丁寧にして、納得させる努力をお願いしたいところですが、この辺の私の意見といいますか、思いについて何か、市長、一言ございましたらお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 大変厳しい状況は先ほども申し上げましたようにそういった状況になっております。

これは私が町長になってからのスピードが、かなり時代のスピードが非常に早いです。それから合併の決断した時からですね、その後流れている時代のスピードがすごく速くなってきておまして、私は金津町単独でも平成14年ぐらい、私は就任しましたのが12年ですので、2年間ぐらいやっていたときにはまだ合併しなくても金津町で私はやっていけるというそういう思いがございました。

でも、今、合併やっていなかったらこの金津町はとってもやっていけないだろうと、非常に大きな負担を住民の皆さん方にしていけないとやっていけなかったらと思うてます。

今回、合併のメリットというのがないというふうなお話でございしますが、この合併をしたために、今、合併特例債とか、あるいは合併補助金とかそういったものが使っていますね、ある程度の仕事ができるし、それと住民の皆さんの負担を上げなくていい

い、あるいはサービスを落とさなくてもいいという状況になっているので、とても合併前には考えられなかった就学前の児童の医療無料化とかそういった事も合併前にはとても考えられなかった事ではないかなと思います。

そういった事も合わせてできます事は、やっぱり合併の大きな効果の一つではないかなと思います。

議員言われますように、中学校の問題については統合という事でございますが、これはサービスが低下したとは私は思っておりません。むしろ快適な環境の中で二つの中学生の生徒達が勉強できるというそういう新しい環境を設定できるということでございますので、私はサービスが向上していくものと考えております。

また、通学の指摘がございましたけれども、これらにつきましてもぜひ父兄が負担がかからないような方法も今後皆さんと共に知恵を出しながら考えて参りたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 3番、大下重一君。

3番(大下重一君) 3番、大下。

市長の答弁の中で2町の合併が、合併のメリットがないというように実は私は考えていません。

今市長が言われたように、確かにその後の時代の変革といえますか変り方、ここにどのようにしていくかという話しを実はさせてもらっているわけで、2町合併のこのものを更に拡大的に、次なる広域合併目指す事で、次に押し寄せてくるであろういわゆる社会の流れ、経済の変化に対応する自治体を作って欲しいというような思いで申し上げているわけです。

実は4月29日に福井テレビで、ザ・タイムリーというのを拝見させていただきました。これは報道番組でして、坂井市で坂本氏が当選されたことをきっかけにしまして、トーク番組でございました。

元々坂井郡6町が現実2つの市になったという事で、先行されてあわら市を合併に導いた市長として松木氏も参加をされたわけですが、その中で大変私にとっては印象的でこれが象徴的な会話だということをお聞きしました。それは松木市長が北陸新幹線の整備事業にまつわる事について、その新幹線の効果を最大限に生かしたい、よって丸岡、三国を含めた坂井市のあらゆる観光スポットと連携したいので、ぜひ協力をいただきたいんだというようなお話をされました。

その時、坂本市長はこういうような言い方をされました、「だから2つの市は一体化になった方がいい」というような言葉が聞かれたんですね。それぞれのまちがそれぞれの市長の中で今骨組みを作られようとしてますので、それぞれの方のお目の中にはそれなりの哲学をお持ちだろうと思うんですが、ただどちらの言い方にもそれなりの思いがあるにせよ、私自身は坂井市に協力をお願いしたいという協力の範囲を越えて、新幹線問題についてはぜひ本気で、坂井郡一体となって取り組まなければこれはまた大変な借金を抱えるものだというように思うがゆえに、合併の理念であるここは

何とかスケールメリットを生かして、二市がですね協力連携を合併しないまでも今よりももっと深くかみ合う、組み合うものが必要な気がしてならないんです。

先般も8月24日の福井新聞には、実は企業誘致に向けた県の取り組みがありまして、大阪でセミナーを開いたという記事がありました。この時には県に加わって7つの市の担当者もPRをしたとの事ですが、この企業の誘致につけては先ほど議員各位の方からいろんなご質問が出てますが、3万の市が受け皿を作るよりは、なるほど12万の市で受け皿を作って、それで企業誘致を図るという事の方が、これは受ける側の行政体の効率もいいし、来るほうの企業にとってもやはり大きなメリットを出すものと思えてならないんですね。

例えばあわら市ですと、進出企業がまずは心配する労働力、地元労働力なんです、あわら市は高齢化率が最高水準であるということも踏まえれば、若年労働力がこの地域にないという事も大きな欠点であることも一例ですが、ショッピングセンターの誘致にしてもまさにこの論理で行くんじゃないかなという気がしてなりません。

どちらにしても今度自民党の総裁選で、いわゆる安部幹事長がどうやら総裁を手に入れ、首相になるというような状況でございます。早く道州制の話しをここで一つまた、安部幹事長の口から出てる状態で任期中に出来れば骨格を作りたいというような事です。

先ほど市長言われましたように、道州制を絡めた地域再編というのがこれは弥が上でもやっている事ですし、そのためにはやはり、その心積もりと準備をしておく必要があると思いますので、どうか道州制を睨んだ地域再編というものを心得をした上で、適切な政治判断、行政判断をしていただきたいと、私はあくまでも時期は別にして研究会を立ち上げて、その事でさらに深い協力連携を作ることが二つのまちが別々でまちづくりをするよりは、よほど無駄が無く、よほど効率的で地域住民が幸せになる事だろうと思います。

私は政治家になりまして、やはりまず何を考えなければならないかという事になると、地域の住民の幸せと将来をいかに保証するために活動することかと肝に念じているわけです。

その思いから今日は二市合併について研究会の立ち上げをご質問させていただきましたが、私の思いを汲み取っていただけたら幸いです。

これは答弁結構ですので、これで質問を終わります。

牧田孝男君

議長（山川 豊君） 続きまして通告順に従い、13番、牧田孝男君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 13番、牧田孝男君。

13番（牧田孝男君） 通告順に従い、13番、牧田、一般質問をさせていただきます。

す。

私は12番目の質問者であります。1年を12ヶ月としますと、師走であります。多少慌しいので簡単に質問を終えさせていただきたいというように思っております。質問は図書館の行政についてということであります。

実は今、市庁舎の統合の話が進んでいますが、その過程で芦原庁舎の跡地を図書館として利用するかもしれないというそういう案をちょっと耳にしております。

これをもう少し具体的に言いますと、市の広報の7月号にあわら市庁舎有効活用検討委員会を立ち上げ、委員を募集しますというような見出しが載っております、その中の市職員の提案例として、1、公共型、これは生涯学習センターを作る、例えば図書館、例えば公民館等の統合の施設というのがありました。2、公共プラス民間型、これは統合図書館プラス、テナント募集という例が載っております。3番、民間型、これは保険会社、あるいは通販会社のコールセンターというような形で載っていたわけであります。

もちろんこれは今からですね、検討委員会を立ち上げるということでありまして、決定した事ではありませんので、その事を踏まえながらというか、その事を前提にしながら、私自身の質問をさせていただきたいというように思っておる次第であります。

私は跡地云々という事よりも、その図書館の統合自体に対して基本的におかしいのではないかと、ちょっと反対という立場で質問をいたしたいと思っております。

昔ですね、昔といってももう10年くらい前ですけども、何年間か図書の選定委員というのをしていました。そういう事をしていただけあって、今でも良く図書館を利用しております。

という事で図書館の内部の風景は目になじんでいるわけですけども、どちらかというと利用する人達の中には、子供達、あるいは高齢の人、あるいは家族連れ、そういう人たちが多くに思っております。また、図書館の中では地域の子供達を対象にしたところの読書を媒介にした語りサークルというようなものの定例行事という物が積極的に行なわれているというのを知っております。

そういう意味で今ある図書館というのは、これは金津図書館にしる、芦原図書館にしる、そうだと思いますが、年代を超えて情操というものを育んでくれるそういう地域の拠点だというように常日頃思っております。

しかし、しかしであります、仮に統合されてこの地域の図書館がもしも消えてしまったとしたら、例えば車に頼る事のできない、先ほど交通弱者というような言葉も出ておりましたが、そういう年代層の利用者にとっては当然のことながら痛手になる事が予想されます。

実はこれはちょっと前に聞いた話しですけども、20年前、正確には22年前だとおもっておりますけれども、現在の金津図書館がなぜあの中央公民館の中に入ったかという、これはこの位置が半径2キロメートル以内、つまり歩いて行ける距離の中に当時の、旧金津町の人口の60%が在住していたから、位置がそこに決められたという話しを聞いた事があります。

そういう観点から現在の場所の維持を大事にしなければならないと思いますし、あるいは守るべきではないかなというように思っております。

仮に図書館を統合するならば、当然の事ながら分館維持しなくては片手落ちですが、しかし、統合されて地域の図書館が分館として残されるかどうかという、予算上中々難しいのではないかなというように思います。

これは昨日ちょっと入手した資料なんですけれども、2006年度の県内図書館の図書の購入費リスト、あるいは蔵書数のリストというのがあります。近隣の自治体、つまり坂井地区内の資料をちょっと見てみますと、まずあわら市の芦原図書館は平成17年度の方ですけれども、年間で240万が図書費です。蔵書数は57,643冊、あわら市金津図書館が260万円、蔵書数が61,600冊、坂井市立の三国図書館は800万円、蔵書数が111,400冊、坂井市立丸岡図書館が800万、蔵書数が166,764冊、坂井市立春江図書館が同じく800万、蔵書数が164,997冊、坂井市立の坂井図書館、ここはちょっと落ちますがそれでも395万、蔵書数が60,462冊となっております。

図書購入費という事でいうと、芦原図書館、金津図書館、双方とも例えば三国、芦原、春江図書館の3分の1以下である、3分の1に満たないというような状態であります。

これは図書の行政として非常に貧弱ではないかと言わざるを得ないし、なぜそうなっているのかという事が不思議でもあります、別に他に自治体と比較して、突出しての予算をとっているわけではありませんが、この大きな差についてはやっぱり市民として、いろいろ感ずるものがあるわけであります。

図書館を構成する柱、大きな柱は3つあると良く言われます。3本の柱というのは建物、資料、人、人というのはつまりサービスですけれども、こういうような貧弱な予算の中で図書館を統合しても資料とそれから人の部分でのサービスの充実というのは難しい、相対的に言えば低下が免れないのではないかなというように私としては心配する次第であります。

それよりも、そういう高度な大きな図書館としての機能の部分は、例えば県立図書館があったり、あるいは現在でいうと坂井郡内に共通使用カードを使用する事ができるというように聞いておりますが、例えばそういう春江図書館のような図書館にその機能を任せればいい、先ほどもちょっと話しが出ていましたが、6町合併を近未来に視野に入っているのだとするならば、私はあくまでも地域の図書館としての現在の二つの図書館の改修、そして充実に努めるべきではないかなというように思う次第であります。

私は旧金津の方の人間ですけれども、金津町の図書館は中央公民館の二階にあります。二階にあるという事は、これは当然そのバリアフリーではないわけで、なんとか一階に降ろせる事が出来ないかどうかという事をいつも思っておりました。

個人的なことですけれども、ちょっと腰を痛めた時に、10年ぐらい前だったと思いますけれども、車イスで生活した事があります。2ヶ月ぐらいですけれどもその時に

図書館を利用する事が出来ずに閉口した思いがあります。

図書館というのは公的な建物の中でも、もっとも公共性の高い建物であります。そこが例えば足の悪い人にとって使えないというのは、納税者に対する不公平、もっと言えば行政が障害者を差別していると言い方もできるのではないかなというように思います。そういう意味でも何とか今の金津図書館をバリアフリーにしていきたいと思いますといま思っております。

それから、芦原図書館も何回か行ったことがあります。思ったのは芦原図書館というのはカウンター方式になっておりません。図書室がありまして、別の所に事務室があります。本を借りようとすると、その手続きというのを事務所の方に行なっていなければならないという状況があります。

これは現在の図書館の、私もいくつかの図書館を見て参りましたが、そういうような図書館というのは見た事がありません。やっぱりこれはどう考えてもユーザーにとってカウンター方式の図書室にする、それでもって借り手がですね、係員のサポートによって本を設定する事ができる、そういうような利便性というものを保証すべきではないかなというように思います。

金津図書館に対しまして、芦原図書館に対しまして、そういうような改修、あるいはそれゆえの充実という様な思いがありますが、基本的にはこの二つの図書館を残すということで行くのがベターではないかなと私は思っておりますが、以上の私の質問ですね、意見ですね、そういう物に対するご答弁をいただきたいというように思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 牧田議員のご質問にお答えいたします。

既にご承知のように、市民の皆様の利便性の向上や行政事務の効率化をさらに進めるため、窓口事務を除いて、両庁舎を統合し、来年4月1日から金津庁舎を市役所庁舎とすることにしております。

従いまして、その後の芦原庁舎の利活用が課題となっております。

なお、今後の利活用につきましては、「芦原庁舎有効活用検討委員会」を設置して検討を進めることといたしているところであります。

この募集に際しては、今後の利活用策の参考例として、過日行ないました職員提案で出された利活用の案をいくつか紹介したところであります。

この中で、公共型、民間型、公共型プラス民間型などの利活用策をあげておりますが、その中の一つに統合図書館の例をあげていることから、図書館としての活用策が議員のお耳にも達したのではないかと考えております。

もとより、4月からの芦原庁舎の利活用につきましては、早急に決めなければならないものであることから、職員提案の幾つかの利活用策につきましては、すでに担当所管におきまして調査・検討を進めているところであります。

例えば、統合図書館については、教育委員会において、統合による蔵書数の増加や

閲覧室、書庫の配置の他、市街地から離れることにより児童・生徒の施設利用に対する課題などについて、現在の利用状況も含めて検討を進めているところであります。

これは、今後の利活用の選択肢の一つとして、事務局内部における事前の調査・研究であります。いずれにいたしても、今後設置される「芦原庁舎有効活用検討委員会」が出す利活用策によって、さらに、総合的に最も有効な利活用策を考えてまいりたいと思います。

併せて、現施設の今後の活用につきましても、地域の図書館としての活用策などについて検討して参りたいと考えております。

次に、現在の金津図書館の位置を2階から1階に移設してはとのご提案であります。当該施設は中央公民館を主体とした利用形態となっております。従いまして、即座に図書館を1階に移設することは、現時点では極めて困難と考えております。

なお、芦原図書館の改修につきましても、今後検討したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 13番、牧田孝男君。

13番（牧田孝男君） まだ決定していない事なので、いろんな意見が出てくるとは思うんですけども、今の市長の答弁の中で、いくつか思っている事を申し上げたいと思います。

これは統合するということは当然の事ながら、今ある2つの図書館の主な蔵書というのを1ヶ所に集める事になるのだらうと思います。そうすると先日もちょっと話しとして聞いたわけですが、残された分館というかな、地域の図書館というのが例えば児童図書のコナーとか、そういう形で残るような道はあるけれどもという、どういったらいいのか分館としての機能性というか、そういう充実が非常に損なわれるような気がするわけでありませう。

例えば分館という事と、それから児童図書コナーということの法律上の用語の差というのは私はわかりませう。わかりませうけれども、例えば子供達がですよ、そういう所にきた場合に、本との出会いというのはいろんな本がある、いろんな背表紙がある、そういうところで出会うという事がとっても多いのではないかなと思うのです。

だから僕は分館というの、そういうコナーという事ではなくって、そういう総合性、多様性、そういうものを含めての分館というか、そういう形で残るものであれば、それは私としてはいいことではないかなと思うんですけども、そもそもがさっきの予算からいって、それだけのものというのは中々望めないのではないかと、言わば私自信が思うのは、つまり図書館というのは、地域の図書館というのは複数ある事によって、それぞれの地域の人たちに対する地の宝庫というか、そういう所で拠点というものを大事にして欲しいなというように思うわけでありませう。

それからですね、例えば親子なんかで図書館に行くというような事もありますけれども、例えば親子なんかで図書館に行った場合というのは、それぞれの好みというのが違うわけでありませう。

いろんなスーパーマーケットがありますけれども、例えば坂井町かな春江町かな、プラント2なんてのがとってもはやってますけれども、あれは親子連れで行った場合に例えば子供達の欲しい物がこっちにある、お父さんの興味があるものがこっちにある、おじいさん、おばあさんはこっちだというように、家族で行った複数の中でジェネレーションにそれぞれに対応するようなものがそこに置いてあって、購買もできる、あるいは時間を潰すことができるという、いわばそこがひとつのオアシスみたいになっている事で、僕は図書館としての最低限の条件ではないかなというように思うわけでありませう。

先ほど私が言いました、建物と資料と人、その意味をもう一回申し上げますと、確かに建物の問題に関して言うと難しい部分があるということは聞いております。しかしながら、22年間ですね、今あの図書館があの位置にずうっとあり続けているわけでありませう。

もしもその例えば下ろすことに、アリーナの方に制約があるというような事もきいておりましたが、私は22年間、そういう形で放置されてきたということが、やっぱり信じられないわけで、例えばそのイリックスなんかを別にしてですよ、そして下のコーナー、事務部門とかあるいは会議室部門なんかを二階に上げるような形で下を空っぽにする、あるいはそれでもスペース面積が足りないのであれば増築をするというような事でやろうと思えばやれるのではないかなと思うし、あるいはどうしてもそれができないのなら、例えばエレベーターなんかで対応するという事もできるのではないかなと自分としては思っております。

いいたい事は、例えば今、統合という形で芦原に行った場合には、今のようなその二階の部分が一階に行けるんだという事をメリットになるというような事も市長は考えてはいらっしゃると思うんですけども、私は地域ということと、それから地域の二つのものが統合されることによる地域に残ることのメリットと、地域が無くなってしまふことのデメリットを考えた場合には、やっぱり地域という物を残して欲しいなということで、そういうような事を申し上げているわけでありませう。

それから資料について言いますと、別に県立図書館でもあるいはとっても大きな図書館でもないわけですから、資料というのは別に専門書の豊富さという事ではありません。一般書の豊富さであり、あるいは多様性であります。先ほども申し上げましたが、コンピューター検索なんかでは実感できないような出会いというのがあると思ひます。なぜなら図書の背表紙を見たり、それを手にとってパラパラと捲ることによって本当の出会いを感じる事がよくあるからであります。

児童が背伸びをして少年向き、あるいは大人向きの本を借りて、読み終えて自分の人生が変わることがエポックというか、そういうものが訪れるということが非常に人には大事であるような気がしますし、そういうものが図書館の基本的な地域の図書館の一番ベースになる存在理由ではないかなと思ひます。

それからあと、もう一つ人というのがありますが、これは係りに本の地域の長けた人がいることによって、将来の人間性豊かな子を育てる為に質の良い教育を与えるため

の環境作りということで、そういう事も必要なんではないかなというように思います。

なぜこういう事を申し上げるかという、例えば私は自分の、私にも子供がいますけれども、家族というもので考えてみると、自分の子供がですね、そういう本とか教育とかそういうものに対しての志を持っていけば、親として言うとなんか、何ていうかな、自分の方が飲まず食わずでも子供のためにそうしてやりたいというような部分ていうのをやっぱり、どうしても考えてしまうし、それが親としての自然の情じゃないかなというように思うわけでありまして。

行政の立場というのも学校教育とか、あるいは図書館の問題、これも教育の問題のひとつだと思っておりますけれども、これは未来への大きな投資だという事で大変、大切にしていって欲しいし、その地域ってものをそういう意味でも考えていってほしいというように思うものであります。

いろんな話しをさせてもらいましたが、先ほどのご答弁に対する私の思いをいろいろ述べさせていただきます。

決まっていない事なので、今後どうなるかわかりませんが、しかしこれは私としては今からの検討委員会ですか、そういうところの展開の中で私の思いというものをいろいろ参考にしながら、事を進めていっていただきたいというように思うものであります。

答弁はいりません。

ありがとうございました。

議長（山川 豊君） 以上で一般質問を終結いたします。

散会の宣言

議長（山川 豊君） これをもって、本日の日程はすべて終了いたしました。

明日から21日までは休会とし、休会中に付託されました案件について、それぞれ常任委員会の審査をお願いいたします。

本会議は、9月22日再開いたします。

本日は、これをもって散会します。

（午後6時09分）

地方自治法第123条の規定により署名する

平成18年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成18年度 第17回あわら市議会 定例会

平成18年9月22日(金)
午後2時17分 開 議

1. 開議の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議案第78号 平成18年度あわら市一般会計補正予算(第3号)
日程第 3 議案第79号 平成18年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)
日程第 4 議案第80号 平成18年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算
(第1号)
日程第 5 議案第81号 平成18年度あわら市公共下水道特別会計補正予算
(第3号)
日程第 6 議案第82号 平成18年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正
予算(第2号)
日程第 7 議案第83号 平成18年度あわら市水道事業会計補正予算(第2号)
日程第 8 議案第84号 坂井市とあわら市との境界変更について
日程第 9 議案第85号 市長等の給料の特例に関する条例の制定について
日程第10 議案第86号 あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
について
日程第11 議案第87号 あわら市重度心身障害者(児)医療費助成条例の一部を
改正する条例の制定について
日程第12 議案第88号 あわら市金津雲雀ヶ丘寮条例の一部を改正する条例の
制定について
日程第13 議案第89号 あわら市金津雲雀ヶ丘寮介護サービス事業手数料等条例
の一部を改正する条例の制定について
日程第14 発議第 7号 道路特定財源の堅持と暫定税率の継続に関する意見書
日程第15 発議第 8号 医師・看護師等の増員を求める意見書
日程第16 議員派遣の件
日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

1. 閉議の宣告

1. 議長閉会あいさつ

1. 市長閉会あいさつ

1. 閉会の宣告

出席議員（21名）

1番	八木秀雄	2番	笹原幸信
3番	大下重一	4番	山川知一郎
5番	山口峰雄	6番	北島登
7番	関山博夫	9番	坪田正武
10番	篠崎巖	11番	石田則一
12番	丸谷浩二	13番	牧田孝男
14番	卯目ひろみ	15番	宮崎修
16番	穴田満雄	17番	山川豊
18番	海老田州夫	19番	見澤孝保
20番	東川継央	21番	橋本達也
22番	杉田剛		

欠席議員（1名）

8番 向山信博

地方自治法第121条により出席した者

市長	松木幹夫	副市長	坪田雅一
教育長	児島博光	総務部長	神尾秋雄
市民生活部長	山田重喜	福祉保健部長	清水芳文
経済産業部長	平田幸一	土木部長	絹谷忠典
教育次長	中橋憲治	芦原温泉上水道財産区管理者	竹田富九一
市長室理事	長谷川賢治	土木部理事	田崎震太郎

事務局職員出席者

事務局長	圓道信雄	事務局長補佐	中林敬雄
書記	渡邊清宏		

開議の宣告

議長（山川 豊君） これより、本日の会議を開きます。

議長（山川 豊君） 本日の出席議員数は、21名であります。

向山信博君より、欠席の届けが出ております。

会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（山川 豊君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午後2時17分）

会議録署名議員の指名

議長（山川 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、19番、見澤孝保君、20番、東川継央君の両名を指名します。

議案第78号から議案第89号の委員長報告・質疑・討論・採決

議長（山川 豊君） 日程第2から日程第13までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案につきましては、各常任委員会に付託し、審査願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

議長（山川 豊君） まず、総務常任委員長より報告願います。

総務常任委員長、丸谷浩二君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 12番、丸谷浩二君。

12番(丸谷浩二君) 議長の指名がありましたので、総務常任委員会審査のご報告をいたします。

当委員会は、去る9月14日に開会し、今回、当委員会に付託されました、議案第78号、平成18年度あわら市一般会計補正予算（第3号）委員会所管分をはじめとする、議案3件について、市長、副市長及び担当部課長等の出席を求め慎重に審査いたしました。

以下、その経過と結果についてご報告いたします。

それでは、議案第78号、平成18年度あわら市一般会計補正予算（第3号）の当委員会所管分について申し上げます。

先ず、歳入の所管分の主なものにつきましては、地方特例交付金、地方交付税、市債の補正が行われております。

まず、地方特例交付金2,285万円の減額で、補正後の予算額を9,645万円としておりますが、本年度の交付額は、前年度決算額と比べて、3,029万円、23.9%のマイナスとなっております。

次に、地方交付税であります。普通交付税で5,658万5千円の追加計上であ

りますが、本年度の普通交付税の額は、25億3,628万5千円で、国勢調査人口の1,098人の減少が大きく影響し、前年度と比較すると1億8,615万5千円、6.83%のマイナスとなっております。

尚、当初予算において、普通交付税の額を24億5,000万円計上しておりますが、今回計上分5,658万5千円を足しますと25億658万5千円となり、2,970万円の未計上分があるとのことであります。

次に、市債であります。2億1,330万円の追加計上であります。その内容といたしましては、「減税補てん債」及び「臨時財政対策債」は、いずれも額の確定に伴い、それぞれ410万円、1,390万円を減額するもので、これらは、普通交付税とあわせて算出されるもので、特に、人口を基礎としている臨時財政対策債は、普通交付税同様に国勢調査人口の減少が大きく影響しているとのことであります。また、災害復旧債としては、430万円の追加補正であります。

次に、合併特例債につきましては、庁舎統合事業分として、1億2,600万円、水道事業会計で行なう集中監視システムの統合事業に対する一般会計出資債6,900万円、観光会館空調設備改修分3,200万円、合計、2億2,700万円の追加により、本年度発行予定額は、3億9,240万円となり、平成16年度から18年度に係る建設分の累計額は、12億4,190万円となります。

一方、歳出の所管分の主なものにつきましては、議会費は、中学校調査特別委員会設置に伴う視察研修旅費70万円、総務管理費のうち一般管理費で、集会施設整備事業補助金38万4千円、財産管理費は、庁舎統合関連工事1億4,400万円、国際交流推進費は、惜別百年記念事業委託料750万円、社会福祉費の老人福祉総務費で、後期高齢者医療広域連合設立準備委員会負担金204万3千円が計上されております。審査の過程で、今年は、魯迅が仙台を離れ、帰国した「藤野巖九郎と魯迅の惜別」からちょうど百年目に当たり、その記念事業として、胸像交換事業、記念講演会、記念誌発行及び劇団上演等の事業が計画されておりますが、その中で、胸像の設置場所、記念誌の安価での販売及び中国語翻訳本の作成、劇団上演の撮影と放映、温泉地の集客方法として藤野巖九郎と魯迅の関係をもっと利用すべきではないかなどについての質疑がなされ、胸像の設置場所については、当分の間は、藤野巖九郎記念館とするとのことであります。記念誌の価格につきましては、B5版で、約200ページ、3,000円位を予定し、中国語の翻訳も計画しているとのことであり、価格につきましては、検討するとのことであります。また、劇団上演につきましては、2時間程度の映像になる見込みであり、ケーブルテレビ、藤野巖九郎記念館での放映等を考慮するとのことであります。

尚、湯のまち駅舎については、改修を予定しており、改修後は、多種多様なものの陳列、土産物販売などを行い、その中で、胸像の設置、劇団上演の放映も行い、観光スポットとして、観光客を集客したいとのことであります。

次に、庁舎統合関連工事についてであります。20年程前に大規模改修を行っているが、従来に関連業者との関係も踏まえ、随意契約、分割発注等が考えられるが、

発注はどのような方法で行なうのか、またエレベーターの位置も踏まえた障害者対策の十分な配慮、さらには、改修後、不備な個所が出ないように十分な目配り、気配りが必要であるとの指摘に対して、建築・電気設備・機械設備工事など地元業者育成、障害者対策、費用対効果も考慮して、十分検討しながら、発注したいとのことであります。

また、芦原庁舎利活用については、検討委員会の内容はどうか、議会には常に報告すべきであるということについては、市民の関心があると思われ、公募委員5名を予定していたが、応募がないため、利用形態を考慮しながら、出来るだけ若い方、10名をお願いし、さらには、職員5名を加えて、男8名、女7名の計15名で構成し、色々な意見を聞いて、来年3月を目標に方向性を出すよう、十分検討したいとのことであり、議会にも逐次、報告するとのことであります。

尚、利害関係が強くないようにすべきである。既存施設をさらに設置することだけでなく、スクラップアンドビルドにすべきである。借地料も高いなど、多額な維持管理費が必要な建物であるため、更地することも検討すべきであるなどの指摘がありました。

次に、後期高齢者医療制度が、平成20年4月1日スタートすることに伴い、後期高齢者医療広域連合が平成19年2月1日に発足する予定となっております。その中で、広域連合の議会の構成、制度改正の内容等についての質疑がされ、議会の構成については、構成市町から選出して、議会が構成されるとのことで、詳細につきましては、9月1日に発足した設立準備委員会で検討するとのことであります。制度の内容については、後期高齢者の対象については、75歳以上で、現行の老人保健対象がすべて移行されるとのことであります。給付、保険料等が県下一本化され、保険料徴収については、従来どおり、各市町が徴収するとのことであります。負担割合については、国・県・市町の公費負担が5割、健康保険組合等の組合負担が4割、被保険者が1割負担となり、あわら市の対象者として、平成17年度実績で、4,659人です。被保険者の負担については、今後、広域連合において検討するとのことであります。

以上、本案につきましては、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手多数で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第79号、平成18年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

先般の医療制度改革関連法案の施行により、新しく保険財政共同安定化事業が創設されたことに伴い、拠出金1億1,941万4千円を補正するもので、財源としては、保険財政共同安定化事業により新設された交付金であります。

内容としては、高額医療費の共同事業であり、現行では、レセプト1件70万円を超える高額な医療に関する互助事業であります。今回の法改正により、平成18年4月1日から80万円に引き上げられ、この部分については、国・県の負担がありますが、今回、レセプト1件30万円を超え、80万円までについては、平成18年1

0月から新規事業として、自治体が財源を共同でプールし負担するものであり、医療費の実績割1/2、被保険者割1/2の割合で拠出するものであります。

審査の過程で、被保険者の負担はどうなるのか、該当者はどれくらいかとの問いに対し、被保険者の負担の変更はなく、自治体負担の平準化である。該当者は、平成17年度実績では、80万円以上は、年123件、30万から80万円は月102件とのことであります。

以上、本案につきましては、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第85号、市長等の給料の特例に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、現下の厳しい財政状況に鑑み、給料月額を市長10%、助役及び教育長5%を平成18年10月1日から平成20年9月30日までの2年間を減額するものであります。

審査の過程で、今、給与をカットすれば、元に戻す時期は、現状が続く限り、難しいと思われるが、復帰する判断材料は何か、ということに対して、経済情勢の変化、地方への財源見直しなど、地方が自立できる状態にならないといけないということであり、又、1日も早く復帰できような市政にすることとの要望も出されております。

以上、本案につきましては、挙手採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第86号、あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国民健康保険法の改正により、70歳以上の高齢者のうち、現役並み所得者の療養給付の一部負担率が、これまでの10分の2から10分の3に引き上げられることと、出産一時金が、これまでの30万円から35万円に引き上げられるものであります。

審査の過程で、出産一時金の他市の状況がどうなっているのかということに対して、国保会計では、同額であるとのことであります。

以上、本案につきましては、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案外になりますが、論議のありました主な事項について申し上げます。

先ず、富津地係における風力発電施設整備事業の経過についてであります。8月22日、北陸電力の風力発電事業者の抽選結果が発表され、申請11件中9番目となり、事実上、本年度の事業は断念することになったとの報告であります。1番くじは珠洲市で実施するとのことで、法人名は不明ということであり。尚、来年度の応募に対しても再度応募するとのことであります。

次に、市税の前納報奨金制度の廃止についてであります。個人住民税の場合、普通徴収と比べて、給与所得者の特別徴収は、適用を受けられないことによる公平性の観点、又、市場金利情勢から一括納付できる者とそうでない者との不公平感などから

県内の大半の市でも廃止されて状況の中、あわら市においても、平成19年度から廃止したいとのことであります。

廃止された場合の収納率はどうか、資金繰りはどうかということに対しては、他市の状況は、廃止により収納率に影響が出ていないとのことであり、一時借入れによる資金繰りは必要ないと思われるとのことであります。

又、税の徴収等についてであります。広域的な徴収体制はどうなっているのか、あるいは、悪質な滞納者に対しては、厳しく対処しなければならないとの指摘に対しては、広域的な組織については、県が検討を要するというので、進んでいない状況であるが、市として徴収専門家を招いて徴収の方法等を学ぶなど、何らかの方策を検討するとのことであります。

次に、パブリックコメント制度が実質的には機能していないのではないかとこの指摘に対して、制度を精査して、十分検討したいとのことであります。

次に、コミュニティバス運行については、運行開始して1年近く経過してきたが、利用者の声などを聞きながら、改正できるところは改正してきたところであるが、今後、さらに利用者の増加につながる対策を十分検討し、総体的に見直しも必要だが、定着させることも大事であるとの指摘がありました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、総務常任委員会の報告といたします。

議長（山川 豊君） 次に、産業建設常任副委員長より報告願います。

産業建設常任副委員長、穴田満雄君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) ただ今、議長のご指名がありましたので、産業建設常任委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、去る9月15日、市長、副市長及び担当部長等の出席を求め、当委員会に付託されました議案5件について慎重に審査をいたしました。

以下、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、議案第78号、平成18年度あわら市一般会計補正予算（第3号）の当委員会所管につきまして所管課ごとに申し上げます。

農林水産課におきましては、農業振興費において、国・県補助金の確定に伴い、雨よけハウス設置に対して補助する、やる気のある園芸産地づくり支援事業補助金286万6千円、後山、東山地区で猪害対策に係る電気柵7km設置に対して補助する、鳥獣害のない里づくり推進事業補助金90万円、事業名、補助率の変更によりまして遊休農地活用土地条件整備事業補助金630万円が減額されましたが、坂井北部丘陵地畑作再生総合対策事業補助金721万8千円が計上されております。他にエコファーマーの認定を受けて実施される環境調和型農業ふくいモデル推進事業補助金90万円が計上されております。

農地費におきましては、坂井北部広域農道の融雪装置、ガードレールなどの修繕料

126万5千円、芦原排水機場のポンプ、農道芦原北部線の横断側溝の改修に係る単小規模土地改良工事200万円、芦原排水路の補修工事、坪江土地改良区の農道整備に対して補助する小規模土地改良事業補助金47万円が計上されております。他に小規模荒廃地治山費において、7月16、17日の豪雨により発生しました細呂木地区の林道法面崩壊の復旧工事100万円が計上されております。

災害復旧費におきましては、国の査定を受けて実施する農地災害復旧費82万5千円、農業用施設災害復旧費に1千110万円、林業施設災害復旧費に530万円が計上されております。

審査の過程で、坂井北部丘陵地畑作再生総合対策事業の概要について質疑がなされ、この事業は、荒廃化している遊休地を農地に再生するため、樹木の伐採、抜根等、深耕、整地、客土、土壌改良剤の投入などを行なうものであり、平成18年度は3haを目標としているとのことで、この事業を実施するに当たっては、当該農地を活用して農業生産活動を行なう認定農業者が確定していなければならないとのことであります。

このほか、猪害対策について質疑がなされ、電気柵は暫定的なものであり、最終的には捕獲による駆除を考えているとのことで、現在、地元には8基の檻があり、これまで16頭の猪が捕獲されているとのことであります。今後は捕獲前提で固定柵の設置を考えているとのことでありますが、これに対し委員からは丘陵地への被害が想定されることから、固定柵の設置に対し支援をしてほしいとの要望が出されております。

次に観光商工課では、商工振興費において、商工会芦原支所の玄関天井が破損し崩落したため、その補修工事に対する補助、市商工会活動事業補助金45万円、観光費において、あわら温泉街のそぞろ歩き用の観光パンフレット作成費16万4千円、あわら温泉街の名所、旧跡の説明看板作成手数料42万円、健康づくり大学を実施するための「健康づくりプログラム」構築業務委託料227万1千円、JR芦原温泉駅舎1階の待合所、案内所の内装改修工事の2分の1を負担する芦原温泉駅ブロック観光開発協議会負担金140万円、このほか観光施設費におきまして、あわら湯のまち駅舎の老朽化による改修工事の基本設計委託料500万円、観光会館の2機あります空調機器の1機が今年の夏に故障し修理不能となり、もう1機も老朽化しているということから、空調設備工事3,400万円が計上されております。

審査の過程で、あわら温泉街に名所、旧跡の説明看板を設置するとのことでありますが、どこに設置するのかとの質疑には、あわら温泉発祥地、薬師寺堂など観光スポット8箇所に設置する予定とのことであります。

次に観光会館の空調設備工事費が高くないかとの質疑には、業者2社からの見積もりにより予算計上したもので、工事発注にあたっては多くの各メーカーを入れて入札を行なうとのことであります。

委員からは、十分精査し発注するようにとの強い意見が出ておりました。

これに関連して、前年度、観光会館改修を行ったばかりなので、利用状況を含めあ

らゆる面から精査して、行き当たりばったりの改修を行なうことのないように計画的な運営を図り経費削減するようにとの意見もありました。また、地元業者育成を考慮し発注を行ってほしいとの要望も出ております。

次に、湯のまち駅舎改修工事基本設計委託料は、どのように積算されているかとの質疑には、金津創作の森で11月に開催される展覧会のため野外作品を制作している大阪のデザイン集団「グラフ」に積算してもらったとのことと、今後、改修工事については精査していくとのこととであります。

なお、改修工事費にいくらぐらいみているかとの質疑には、単純に積算しまして7,8千万ぐらいであるとの回答でありました。

駅舎そのものの改修は理解できるものの、改修の域を越えた工事内容と思われることから、現下の厳しい財政状況、多目的広場の利活用を含め中心市街地の全体構想が示されていない状況のなかでは、湯のまち駅舎改修工事委託料は、凍結されたいとの意見がありました。これに対しては、委員会、議会と十分協議し、承認を得たうえで執行するとのこととあります。

このほか、「健康づくりプログラム」構築業務について質疑がなされ、健康増進と温泉活性化を図るため、経済産業省の外郭団体、民間活力開発機構において、「健康づくり大学」実践講座のプログラムの作成素材となる温泉、食事、運動、環境資源の基礎調査が行われ、それを踏まえ「健康づくりプログラム」を作成されるとのこととあります。

委員からは、泉質が旅館により違っていることから、あわら温泉の特色生かしたプログラムが作成され、あわら温泉の活性化に努めてほしいとの要望がありました。

次に、建設課では、土木総務費において、災害に伴う通行止め関係の方向指示板、夜間蛍光灯、通行止め看板などの事業用消耗品23万円、道路橋りょう維持費において、若葉台地区の街灯修繕等に14万円、道路橋りょう新設改良費には、市道千速・赤尾線770m道路改良の地元説明等のために予備設計を行なう、道路改良設計委託料300万円及び各区から要望のありました市道の改良工事費の追加分1,200万円、交通安全施設費において、市道金津・芦原線の街灯2機の設置費及びその電気代を併せ44万2千円が計上されております。

水防費におきましては、洪水ハザードマップを作成するために、洪水ハザードマップ作成協議会支援業務委託料210万円のほか協議会委員謝礼、あるいは6,000部のマップ印刷費など278万3千円が計上されております。

道路橋りょう災害復旧費におきましては、7月豪雨により崩落した笹岡地係の市道349号線の道路復旧工事関係で262万8千円が計上され、財源といたしましては、国庫負担金175万1千円が計上されております。

なお、総務費県補助金に市町村合併特別交付金5,290万円に市道千速・赤尾線道路改良設計委託料300万円が含まれております。

審査の過程で、道路改良工事1,200万円の内容について質疑がなされ、前年度要望のあったところを、金津地区600万円、芦原地区600万円の予算計上したと

のことで、芦原地区は門型側溝整備を、金津地区は道路整備を中心に緊急性の高いところから工事を実施していくとのことであります。

関連して下水工事が完了したところは順次道路舗装を本復旧するとのことでありますが、どういう順番で実施しているかとの質疑には、交通安全上支障があり、緊急性のあるところから順次行なっているとのことであります。

また、委員からは下水道整備が完了したところは、側溝整備を促進させるため、地元の意見を聞き、簡易側溝での整備をしていったらどうかとの意見も出ております。

次にハザードマップについて質疑がなされ、この地図は竹田川、宮谷川が大雨によって50年に1回程度堤防が決壊して起こる浸水の範囲と深さを予想したもので、住民に認識してもらうことを目的とし、今後、区長など関係者から意見を聞きまして、この地図を修正していくとのことであります。

これに対しまして、委員からは、この地図を配布するにあたっては住民に不安を与えることのないよう十分な説明を行なうようにとの意見が出ております。

このほか、市道千束・赤尾線についての質疑には、事業費は交差点改良を考えると4億から5億となる見込みであり、地元同意を得て路線決定をしてから詳細設計に入るとのことであります。

次に、都市整備課では、都市計画総務費において、今後の北陸新幹線の中央要請に係る旅費38万3千円、公園費において南部土地区画整理区域にある公園、クレヨンランド金津に11基ある外灯に防犯の観点からタイマーを設置するため、都市公園整備工事35万9千円が計上されております。

以上本案につきましては、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第81号、平成18年度あわら市公共下水道特別会計補正予算（第3号）につきまして申し上げます。

本案は、685万8千円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億5,151万4千円とするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では総務費において企業会計システム導入委託料670万円が計上されております。これは、平成19年度から公共下水道特別会計を地方公営企業法の一部を適用した企業会計に移行するための導入経費であります。企業会計のメリットといたしまして、未払金を含む負債の状況が明確になること、資産の状況が把握できるため更新時期等の計画が容易になること、財政状況が明確にできるため使用料の改定等の説明が容易になることなどがあることから企業会計へ移行するとの説明でありました。

このほか、事業費において下水道維持管理費で庁舎統合に伴い、現在芦原庁舎にある下水道監視システム移設が必要となるためその業務委託料15万8千円が計上されております。

歳入では、前年度繰越金が同額計上されております。

次に議案第82号、平成18年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第

2号)につままして申し上げます。

本案は、13万5千円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,123万5千円とするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では庁舎統合に伴う監視システムの移設に係る委託料13万5千円が計上されております。

次に議案第83号、平成18年度あわら市水道事業会計補正予算(第2号)について申し上げます。

本案は、資本的支出の配水設備改良費において、上水道集中監視システム統合に係る経費としまして1億4,650万円が計上され、補正後の資本的支出の予定額を4億9,432万3千円とするものであります。一方資本的収入では、一般会計からの工事負担金7,330万円、企業債6,280万円が計上されております。

なお、一般会計の衛生費において工事負担金7,330万円が上水道事業出資金として計上されております。

現在あります上水道の中央監視システムは、庁舎統合に伴い一括して監視制御するものであり、現在の金津庁舎の除雪待機室に設置するとのこととあります。

審査の過程で、中央監視システムが非常に高く思われることから、費用の主なものは何かとの質疑がなされ、今回導入するシステムは、テレメータ方式より安価になるモデム式で、通信、制御関係が高額になるとのことと、テレメータ方式であると3億ぐらいの経費になるとのこととあります。

以上3議案につまましても、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に議案第84号、坂井市とあわら市との境界変更について申し上げます。

本案は、現在、坂井市の坂井東地区で実施されております、県営の土地改良事業の換地処分に伴い、坂井市とあわら市との境界に変更が生じるため、坂井市からあわら市、あわら市から坂井市へそれぞれ1,531.18平方メートルを編入するものであり、双方の行政面積に変更はないとのこととあります。

以上本案につまましても、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案外になりますが、論議のありました主な事項についてご報告申し上げます。

農地、水、環境保全対策事業の中山ため池外来魚駆除の市の支援方法についての質疑には、外来魚駆除を含め環境保全事業として受益面積反あたり4,400円を交付しており、その4分の1を市が負担し、職員も外来魚駆除に参加しているとのこととあります。

次に、品目横断的経営安定対策の集落の指導についての質疑には、今後、米価の下落を補償する制度を施策として取り組み、集落の指導を行っていききたいとのこととあります。

次に、商工フェスタの実施方法等についての質疑には、商工会の合併があり時間的

に余裕がなかったとのことであり、来年については精査するよう申し入れを行っているとのことであります。

次に、あわら温泉、地域別宿泊者数の推移、湯めぐり手形の状況について報告があり、宿泊数については、平成17年度においても引き続き落ち込んでおり、特に県内客の落ち込みが大きいことから、今後忘新年会に向けて対策を講じていきたいとのことであります。委員からは、まず旅館組合等が対策を講じ、それに対して市が支援していくようにしなければならないとの意見がありました。

湯めぐり手形の状況につきましては、現在約2100枚販売し、そのうち870枚が使用され、地元の人が約8割占めているとの説明がありました。今後は、ホームページの開設、エージェントとの連携により湯めぐり手形のPRに努めていくとのことであり、委員から提案のあった、各種行事等の記念品としての利用も考えていくとのことであります。

次に、上水道財産区の給水状況について報告があり、8月は猛暑、あわら温泉宿泊客の増により、前年度と比較し給水量は1.1%の増となっているとのことであります。しかしながら、7月までは給水量が前年度を下回っていることから、8月現在で5万5千立方メートルの減であり、予算額に対し400万円の減となっているとのことであります。

委員からは、給水量が減ってきているというのは、あわら温泉客の減少と関係があると思うけれども、業態者と一般家庭との比率はどれくらいになるかとの質疑がなされ、業態者が78%を占めているとのことであります。

次に、先の7月豪雨により一部トイレが使用できなかったことは、大量の雨水が下水道管に流入したと考えられるが、なぜ流入したか原因を調査し、今後とも雨水が流入しないよう排水設備検査を含め徹底した管理に心がけるよう指摘がありました。

次に、北潟のハミングロードの工事進捗状況について質疑がなされ、県道として整備し、今年度は未接続部分について地権者と契約がまとまる見込みであり、来年度は工事着工の見込みとのことであります。

次に、国が九頭龍川下流域で進める農業用水パイプライン事業が計画見直しで地元負担金が当初の約2.3倍以上に膨れ上がったことにつきましては、市としては大変なことですが、県とも連携しながらいい方法がないか模索していくとのことであります。

委員からは、国に対して強く事業費圧縮を要請してほしいとの要望がありました。

また、都市計画マスタープランについて所管課から説明があり、委員からの公共公益施設の適正な配置についての質疑に対し、今後市としてどのように取り組んでいくか考えていきたいとのことであります。

次に、「平成18年度社団法人全国シルバー人材センター事業協会の定期総会決議に係る要請」及び「猪害対策に関する要望」についての協議結果を申し上げます。

シルバー人材センターの要請は、できるだけ多くの高齢者が社会の担い手として活

動を続けるために支援が必要であり、猪害対策に関する要望については、今後も被害拡大が想定されることから全員異議なく賛同できるものと決しております。

このほか、あわら市において国道8号福井バイパス金津道路の整備ならびに国道305号改良事業等は緊急の課題であることから、お手元に配布のとおり前年度に引き続き「道路特定財源の堅持と暫定税率の継続に関する意見書案」を全員異議なく賛成し、提出しておりますので、議員各位の賛同をお願い申し上げます。

以上をもちまして、当産業建設常任委員会に付託されました議案についての報告といたします。

議長（山川 豊君）次に、教育厚生常任委員長より報告願います。

教育厚生常任委員長、橋本達也君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 21番、橋本達也君。

21番（橋本達也君） 教育厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、去る9月19日、市長、教育長をはじめ関係部課長等の出席を求め、付託されました議案につき慎重に審査いたしました。以下、その経過と結果についてご報告いたします。

議案第78号、平成18年度あわら市一般会計補正予算（第3号）の当委員会付託分について申し上げます。

福祉保健部社会福祉課では、障害者自立支援法の施行に伴い、従来の知的障害、身体障害、精神障害のそれぞれが統合され、支援内容ごとの給付に変更されることに伴う予算組替えと、県の直接事業であった精神障害、知的障害の授産施設関係が10月1日より市へ移管されることに伴う補正が主なものであります。

障害者自立支援法の施行は大きな変革であり、しかも5年間の経過措置のために当面は新法と旧法の二つの制度が並存するなど、事務当局においても、またそれぞれの事業所においても過渡期ゆえの複雑さがあるようであります。当委員会も慎重に審査をおこなったところであります。

今後は障害の種類ではなく障害程度区分によって給付が異なることから、この認定業務が重要であります。在宅についてはすでに坂井市と共同設置された区分認定審査会において審査が始まっておりますが、施設入所者の認定審査は県の福祉総合相談所において実施しているとのことであります。

また、自治体の創意工夫によって柔軟に実施できる地域生活支援事業については坂井市と同じサービスであることが望ましく、そのように計画中とのことであります。

また、障害区分程度ごとのサービス供給量に制度上の限度額が設けられていないものの、最近になって区分程度ごとの国庫補助額が示されたことから、結局はこれが限度額になるとの説明でありました。

また、法施行に対し直接的な要望、問題点は出ていないものの、施設からは報酬単価が1割程度下がることについての不安と、福祉団体からは実費負担が高くなったという話を聞いているとのことであります。

経過措置の5年間を通じて徐々に新しい制度に移行するとは思われるものの、事務対応に汲々とするのみでなく、法改正の趣旨である自立支援に真に寄与すべく努力をされるよう求めるものであります。

次に、児童福祉総務費において、夏休み中の放課後児童クラブ利用の希望者増に伴う指導員賃金28万5千円を増額補正しております。放課後児童クラブについては6月に減額補正したものの、夏休み期間中に利用者が急増したため改めて増額補正を行なうものであります。夏休み期間中のみ、増えた児童を古町児童館で対応したとのことであります。

ここで議案外ながら、保育所、幼稚園の民営化に関して議論のあった点につきご報告いたします。

民営化に伴う施設の修繕については、事前の調査や予算査定に問題があるのか、修繕後も依然として不具合が残っている現状がいくつか見受けられるとの指摘がありました。

施設の修繕については事前に当該福祉法人との間で合意されている以上、十分な対応がなければ不信感を招くのみならず、手戻りの工事や二重投資にもつながります。施設の修繕については、当面の経費圧縮にのみ捕らわれるとかえって負担増を招く恐れがあることから、施設全体の耐久性などを総合的に考えて実施されるよう求める意見がありました。

これに関連して、公設である以上、建物の修繕については市の責任であり、10万円までの軽微な修繕についてのみ当該法人の責任で行なうとのことであります。ただしその見積もりについては市において精査するとのことでありました。

次に、民営化を準備中の北潟幼稚園はもともと児童数が少ない状況にあります。民営化された場合、児童数は経営上最も重要な要素であり、この点を考慮せずに管理者指定をすることには無理があるのではないかと指摘がありました。

これについては、今後の児童数見込みを検討していくが、場合によっては財政支援も考えているとのことでありました。

次に、民営化された保育所の経営上、0歳児保育を増やすことが進展するなかで、保育所経営と乳幼児に与える影響についての議論が交わされました。0歳児保育について担当課は、育児休暇制度が十分浸透していない現状では、0歳児を預かることによって親の働く基盤を作ることができるとの肯定的な見解であります。

しかし、乳幼児の健全な発育にとって特に母性の必要性は言を待たないものであり、この有無が子どもの将来に極めて大きな影響を与えることは明白であります。したがって、やむを得ない事情がある場合の0歳児保育は別として、親の就労機会を確保するという一般的な理由でこれを肯定的に捉えることは民間保育所の0歳児獲得を奨励することとなり、将来において極めて由々しい結果を招く恐れがあります。たとえいかなる理由をもってしても、保育や教育が子ども自身にとってより良いものであるべきとの理念をあがなうことはできません。

担当課の見解については強い異論が出されておりますので、保育所の定員確保と0

歳児保育の関係について再度慎重な検討をされるよう強く求めるものであります。

次に、教育委員会の教育総務課所管について申し上げます。

教育総務費において、金津高校の各部活動のインターハイ出場に伴う補助のほか、中学校費においても各部活動の北信越や全国大会出場に伴う補助金285万2千円を計上しております。

また、学校建設費では中学校建設検討委員会や基本計画策定委託料などにかかる経費363万1千円を計上しております。

スポーツ課所管では、旧熊坂小学校プール跡地フェンス設置工事として66万円を計上しております。これは熊坂区がプールを防火水槽として使用するため、一切の管理を同区が引き受ける条件で、事故防止のためのフェンスを設置するものであります。

委員からは借地料についても今後検討すべきとの意見がありました。

議案第80号、あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正総額273万9千円はすべてが臨時職員賃金に係る経費であります。

民間介護施設の賃金相場が上がっていることから、現職の嘱託職員について引き抜きが多く、結果として定員不足を生じているとのこととあります。そこで、臨時職員賃金について、基本給の月額一律1万円増額のほか、資格手当、役職手当を新たに設けることによる経費が159万円。

そのほか、特定施設入居者生活介護事業の立ち上げに伴う臨時職員賃金114万9千円を計上しております。

ここで議案外ながら、雲雀ヶ丘寮民営化について論及のあった点について申し上げます。

従来から、当委員会において雲雀ヶ丘については民営化の意向が示されており、一時はPFI方式の検討もされてきたところとあります。民営化の理由は、行政改革と介護保険に対応した小回りのきく組織作りとの説明とありますが、今回、初めて民営化の形態として公設民営化を検討しているとの答弁がなされました。

しかし、示された民営化の二つの理由からだけ考えるならば、公設ではなく純然たる民営化が最も合理的であります。特に、将来の市の財政負担を考えるならば両者の間にはかなりな差が生じるものと考えられます。特養を40床増床した雲雀ヶ丘の現状からして、その経営に意欲を持つ民間事業所が存在することも予想されます。したがって、純然たる民間移行の可能性も検討すべきではないかとの意見であります。

議案第87号、あわら市重度心身障害者（児）医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、県が実施している重度障害者（児）医療費無料化対策事業の対象が精神障害者まで拡大されたことに伴い、所要の改正措置が必要なために制定しようとするものであります。

議案第88号、あわら市金津雲雀ヶ丘寮条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、今回、金津雲雀ヶ丘寮内に特定施設入居者生活介護事業所を開設する事に伴い、寮内の業務内容について、所要の改正措置が必要なために制定しようとするものであります。

議案第 89 号、あわら市金津雲雀ヶ丘寮介護サービス事業手数料等条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、先の議案第 88 号による金津雲雀ヶ丘寮内の特定施設入居者生活介護事業所開設に伴い、介護サービス事業手数料等について、所要の改正措置が必要なために制定しようとするものであります。

以上、審査の結果、当委員会に付託されました議案 5 件はいずれも所要の措置と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長（山川 豊君） 日程第 2、議案第 78 号、平成 18 年度あわら市一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

議長（山川 豊君） これより、各常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 4 番、山川知一郎君。

4 番（山川知一郎君） ただ今の議案につきまして、2 点反対の討論をさせていただきます。

ひとつは一般会計補正予算の中に後期高齢者医療制度の発足に伴う、広域連合設立準備室委員会の付託金 204 万 3 千円が計上されております。

この後期高齢者医療制度は現在の老人保険制度に変わって、75 歳以上の高齢者を対象に、平成 20 年より実施されるということになっております。

これは新に保険料として今、報道などを見ますと大体、月 6,200 円程度を年金から天引きで徴収をされるということになると、そして医療機関の窓口へ行った場合には、窓口で 1 割負担をするというものでございます。

私は、昨年从这个高齢者に対しましては、税制面では老年者控除の廃止、そしてこれに連動して、廃止によりまして、所得税、住民税等の増税、又、連動して国民健康保険料等の負担増、こういう物がございましたし、介護保険の面でも昨年からは保険料や利用料の大幅な値上げがございました。

これに加えて更に、75 歳以上の高齢者に医療機関に係る、係わらないに係わらずですね、毎月 6,200 円の新たな負担を求めると言うのは、大変高齢者にとっては重い負担になるということで、これは国に新たなですね、こういう高齢者の負担にな

らないように求めるべきであるということで反対するものでございます。

もうひとつは、都市計画総務費に新幹線の陳情費として38万3千円が計上されております。

私は今までも申し上げましたが、新幹線が通る事に必ずしも反対ではございませんが、この新幹線にはメリットばかりだけではなくて、デメリットも当然あると思います。

計画によれば、新幹線が来た場合には現在の在来線は第三セクター化される、そして運賃も大体、福井と芦原温泉間では現在の運賃の3倍ぐらいに上がるというように言われておまして、日常の通勤や通学利用の市民には大きな負担になるというように思われます。

又、新幹線は関西まで接続して初めて福井県にとっても、あわら市にとっても多少のメリットはあるかなというように思いますが、もし福井で止まれば、メリットよりはるかにデメリットの方が多くなるというように考えます。

そしてこの新幹線が福井駅までもはっきりしておりませんが、まして関西までいつ接続されるのかという見通しは全く不透明でございます。

また、この新幹線誘致に関連して、市の財政負担も今後10年間で45億円予想されておりますが、これも大変市の厳しい財政事情考えれば、大きな負担でございます。

こういう事を考えますと、あえて陳情までしてですね、新幹線を誘致する必要というものはないと言わなければならないと思います。

そういう点で、この2点で補正予算には反対したいというように思います。

議長（山川 豊君） 他に討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第78号を採決します。

本案に対する各常任委員長の報告は原案可決であります。

各常任委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立多数です。

したがって、議案第78号、平成18年度あわら市一般会計補正予算(第3号)は、各委員長報告のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 日程第3、議案第79号、平成18年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

議長（山川 豊君） これより、総務常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第79号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第79号、平成18年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、総務常任委員長報告のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 日程第4、議案第80号、平成18年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議長（山川 豊君） これより、教育厚生常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第80号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第80号、平成18年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第1号）は、教育厚生常任委員長報告のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 日程第5、議案第81号、平成18年度あわら市公共下水道特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議長（山川 豊君） これより、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第 8 1 号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第 8 1 号、平成 1 8 年度あわら市公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）は、産業建設常任委員長報告のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 日程第 6、議案第 8 2 号、平成 1 8 年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

議長（山川 豊君） これより、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第 8 2 号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第 8 2 号、平成 1 8 年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、産業建設常任委員長報告のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 日程第 7、議案第 8 3 号、平成 1 8 年度あわら市水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

議長（山川 豊君） これより、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第 8 3 号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） （起立全員・起立多数）です。

したがって、議案第 8 3 号、平成 1 8 年度あわら市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、産業建設常任委員長報告のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 日程第 8、議案第 8 4 号、坂井市とあわら市との境界変更についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第 8 4 号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第 8 4 号、坂井市とあわら市との境界変更については、産業建設常任委員長報告のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 日程第 9、議案第 8 5 号、市長等の給料の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、総務常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第 85 号を採決します。
本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第 85 号、市長等の給料の特例に関する条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 日程第 10、議案第 86 号、あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、総務常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第 86 号を採決します。
本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第 86 号、あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 日程第 11、議案第 87 号、あわら市重度心身障害者（児）医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、教育厚生常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第 87号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立多数です。

したがって、議案第 87号、あわら市重度心身障害者（児）医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、教育厚生常任委員長報告のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 日程第 12、議案第 88号、あわら市金津雲雀ヶ丘寮条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、教育厚生常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第 88号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 全員起立です。

したがって、議案第 88号、あわら市金津雲雀ヶ丘寮条例の一部を改正する条例の制定については、教育厚生常任委員長報告のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 日程第 13、議案第 89号、あわら市金津雲雀ヶ丘寮介護サービス事業手数料等条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、教育厚生常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第 89 号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第 89 号、あわら市金津雲雀ヶ丘寮介護サービス事業手数料等条例の一部を改正する条例の制定については、教育厚生常任委員長報告のとおり可決されました。

発議 7 号の提案理由の説明・質疑・討論・採決

議長（山川 豊君） 日程第 14、発議第 7 号、道路特定財源の堅持と暫定税率の継続に関する意見書を議題といたします。

議長（山川 豊君） 本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 16 番、穴田満雄君。

16 番（穴田満雄君） ただ今、議長のご指名がありましたので、発議第 7 号、道路特定財源の堅持と暫定税率の継続に関する意見書を提案します。

まず提案理由なんですけれども、道路特定財源は受益者負担の原則に乗っ取り、他に転用する事無く、全ての道路設備の推進に当てると共に、暫定税率を平成 19 年度以降も道路整備促進の為、継続するようこの案を提出します。

道路特定財源の堅持と暫定税率の継続に関する意見書案を朗読いたします。

道路は均衡ある国土の発展と豊かな国民生活や経済社会活動のために欠かす事のできない最も重要な社会資本であり、又、少子高齢化が著しくすすむ 21 世紀の社会のあって、活力と魅力にあふれる地域作りや豊かな暮らしを実現する為には、国民の日常生活と綿密な関係のある地方道路の整備を尚一層、促進する事が不可欠であります。

特にあわら市においては、国道 8 号福井バイパス金津道路の整備ならびに国道 305 号改良事業等は緊急の課題であります。

しかしながら、国の厳しい財政事情により公共関係予算は減少の一途をたどっており、その影響はあわら市を含めた地方部へも及んでおります。それに加え昨年末「道路特定財源の見直しに関する基本方針」が、政府、与党で決定され、与党や経済財政諮問会議等において議論がなされ、道路整備の主たる財源である道路特定財源をめぐり「一般財源化すべき」との意見が出されていることは、到底容認できることではあ

りません。

このため、次の事項について、特段の配慮がなされるよう強く要望いたします。

記、1、道路特定財源は、受益者負担という制度の趣旨に則し、特に遅れている地方道路の整備を強力に促進するため堅持すること。

2、平成19年度までとなっている道路特定財源の暫定税率について、期限以降も道路整備促進のため継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

なお、先ほど産業建設常任委員会の委員長報告の中で申し上げましたように、この意見書は全議員の賛同を持って提出しております。どうか皆様のご理解あるご賛同を心から申し上げます。

以上で終わります。

議長（山川 豊君） 本案に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これから発議第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり、提出することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、発議第7号、道路特定財源の堅持と暫定税率の継続に関する意見書は、提案のとおり提出することに決定いたしました。

発議8号の提案理由の説明・質疑・討論・採決

議長（山川 豊君） 日程第15、発議第8号、医師・看護師等の増員を求める意見書を議題といたします。

議長（山川 豊君） 本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 13番、牧田孝男君。

13番（牧田孝男君） 議長のご指名がありましたので、発議第8号、医師・看護師等の増員を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

医療事故をなくし、安全、安心でゆきとどいた医療看護を実現するためには、医療従事者がゆとりと誇りを持って働き続けられる職場づくりが不可欠であります。

しかしながら、医療現場の実態はかつてなく過酷となっております。医師やあるいは看護師等の不足が深刻化しております。

このようなことから、過酷な労働実態を改善するため、医師、看護師等の医療従事者の大幅増員などを求めるものであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

なお、意見書案については、お手元に配布のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

議長（山川 豊君） 本案に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これから発議第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり、提出することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、発議第8号、医師・看護師等の増員を求める意見書は、提案のとおり提出することに決定いたしました。

議員派遣

議長（山川 豊君） 日程第16、議員派遣の件を議題といたします。

議長（山川 豊君） お諮りします。

本件につきましては、お手元に配布した資料のとおりであります。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

よって、資料のとおり派遣することに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（山川 豊君） 日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

議長（山川 豊君） お諮りします。

議会運営委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

閉議の宣言

議長(山川 豊君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、議会を閉じます。

議長閉会挨拶

議長(山川 豊君) 9月12日開会以来、今日22日まで10日間、大変な期間の中で審議をいただき、大変ご苦労様でした。その間台風13号に見回れながら、この福井県あわら市もたいした被害もなく経過した事は本当に喜びに耐えないと、このように思っております。

そして暑い暑い夏でありましたけれども、台風一過、すがすがしい秋日和の中で、この定例会も過ごさせていただきました。そしてその間、各小中学校におきましては運動会が開催されましたけれども、一部、雨、風、その他で一部日伸びはありましたけれども、一応全部、管内終わったようでございます。これも皆さんと一緒に喜んでいただけるかなと、このように思っております。

そしてこの厳しい地方行政の中で、この9月議会を向かえたわけでございますけれども、いろいろ案件を予定通りと申しますか、慎重な審議の中で可決いただき、そしてこのあわら市の今後の発展の為に全力を議会共々、進んでいきたいとこのように思っておりますし、今後とも各議員の皆様におかれましては、今から益々忙しくなってくると思っておりますけれども、議員としての指名を果すべく、地域と密着しながら、このあわら市の発展の為にがんばっていただきますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶にさせていただきますと思います。

本日はどうもご苦労様でございました。

市長閉会挨拶

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 閉会あたりまして一言お礼を申し上げます。

ただ今は、上程議案全て可決をしていただきまして、誠にありがとうございました。委員会の審議、あるいはまた全協等でいろいろとお話しがございました。これらを

踏まえまして執行をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

お彼岸を迎えまして、これからいよいよ本格的な秋の到来となります。スポーツ、文化、芸術の秋でございます、10月の1日には市民体育祭が開催されますし、また、10月の各日曜日には、それぞれの公民館でふるさと祭りとか事業がいろいろと行なわれます。

また、議員の皆様方には大変お忙しい中でございますけれども、それぞれの事業にご出席を賜りますようお願いを申し上げます。

また、あわら市の大きな事業でございます庁舎の統合、それから中学校の建設問題等につきましては議会の皆様方のいろいろなお知恵を拝借しなければならない課題でございますので、これらにつきましても今後ともいろいろとご指導賜りますようお願いを申し上げます。

議員の皆様方の今後の益々のご活躍と、そしてご健勝でのいろんなことに対するご活躍をご祈念申し上げます一言お礼のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（山川 豊君） これをもって、第17回、あわら市議会定例会を閉会します。
（午後3時41分）

地方自治法第123条の規定により署名する

平成18年 月 日

議長

署名議員

署名議員